

# 人間科学

第22巻 第1号  
2004年 10月

---

## 最終講義

人間科学の源泉を求めて—人間科学入門余論—

..... 坂田 仁 1

## 論文

欠陥住宅・建築工事に対する建築家の責任 (2・完)

..... 日向野弘毅 9

コミュニケーションの目標が連続行動の知覚に与える影響

..... 宮本 聡介 45

The Perception of Synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese College Students

..... 千葉 敦 55

男女共同参画社会の形成に関する政治社会学の一視座

..... 林 寛一 65

政策条例の制定と普及に関する分析—茨城県の市町村を事例として

..... 伊佐山忠志 桑原 英明 75

林 寛一 福沢 真一 佐藤 公俊

## 研究ノート

中学校社会科における「調べ学習」導入の展望

..... 佐藤 環 89

## 課題研究助成報告

..... 97

## 研究業績一覧

..... 105

---

1. 常磐大学人間科学部紀要『人間科学』(HUMAN SCIENCE)は、年に一巻とし、2号に分けて発行する。
2. 本誌の寄稿資格者は、本学の専任教員および紀要編集委員会が認めた者とする。
3. 寄稿論文は学術論文として相応しい内容と形式を備えたものであり、かつ未発表のものでなければならない。
4. 本誌には論文、研究ノート、書評、学界展望などの欄を設ける。それらの内容は以下のとおりとする。  
論文は理論的又は実証的な研究成果の発表をいう。  
研究ノートとは研究途上にあり、研究の原案や方向性を示したものをいう。  
書評は新たに発表された内外の著書・論文の紹介をいう。  
学界展望は諸学界における研究動向の総合的概観をいう。
5. 原稿は所定の執筆要綱に従って作成し、紀要編集委員会に提出する。
6. 寄稿原稿は紀要編集委員会において検討し、必要な場合には、加筆、訂正、削除もしくは掲載見送りを要求することがある。
7. 一号につき一人が掲載できる論文など、原則として一編とする。
8. 初校の校正は執筆者が行う。
9. 執筆者に対して編集規程と執筆要綱を配布する。
10. 執筆者には本誌2冊と抜刷50部を贈呈し、それ以上は実費負担とする。
11. 必要に応じて、片方の号はテーマを決めて特集号とする。
12. 論文の体裁(紙質、見出し、活字など)は可能な限り統一する。
13. 紀要のサイズはB5とし、論文、研究ノート、書評、学界展望は二段組、その他は一段組で、いずれも横組とする。活字の大きさは論文、研究ノート、書評、学界展望、その他いずれも10ポイントとし、いずれも明朝体とする。
14. 上記以外の事項については、紀要編集委員会の決定に従うものとする。

1. 原稿は、手書きの場合は横書きで、A4版400字詰め原稿用紙で提出する。パソコン入力の場合にはテキストファイルのフロッピーと、横書き40字30行でA4版用紙に印刷されたものを提出する。
2. 原稿の長さは、論文は24000字(400字詰め原稿用紙換算60枚)、研究ノートは12000字(30枚)、書評は4000字(10枚)、学界展望は8000字(20枚)を基準とする。課題研究助成報告は(3.75枚)以内とする。そのほかのものについては紀要編集委員会が決定する。
3. 原稿はコピーをとり、オリジナルを紀要編集委員会に提出し、コピーは執筆者が保管する。
4. 原稿執筆にあたっては、以下の事項に従うこと。
  - (1) 原稿の1枚目には原稿の種別、題目、著者名および欧文の題目、ローマ字表記の著者名を書くこと。
  - (2) 論文には200語程度の欧文アブストラクトを付すこと。なお、アブストラクトとは別に欧文サマリーを必要とする場合は、A4版ダブルスペース3枚以内のサマリーを付すことができる。
  - (3) 書評には著者名、書名のほか出版社名、発行年、頁数を記載すること。
  - (4) 記述は簡潔、明解にし、現代かなづかい、常用漢字を使用する。
  - (5) 数字は、原則として算用数字を使用する。
  - (6) 欧文は手書きにせず、ワープロないしタイプライターを使う。
  - (7) 注および(参考)文献の表記等は、執筆者の所属する学会などの慣行に従うものとする。
  - (8) 図、表は一つにつきA4版の用紙に1枚に描き、本文に描き入れない。なお、本文には必ずその挿入箇所を指定すること。
  - (9) 図表の番号は図1.、表1.、とする。そのタイトルは、図の場合は図の下に、表の場合は表の上に記載すること。
  - (10) 図表の補足説明、出典などはそれらの下に書くこと。
  - (11) 見出しは、1、2、(章に相当)、1-1、1-2、(節に相当)、(1)、(2)の順とする。
  - (12) 人名、数字表記、用語表記は、所属学会の慣行に従う。

1頁～8頁は、著者のご意向により、電子版での公開はいたしません。

2009年5月6日  
常磐大学人間科学部紀要編集委員会



## 欠陥住宅・建築工事に対する建築家の責任（2・完）

日向野 弘毅

Higano Kouki

### Die Haftung des Architekten für Mängel des errichteten Bauwerks und fehlerhafte Bauausführung

In Japan wurden bisher Fragen der Haftung eines Architekten kaum erörtert. In letzter Zeit ist jedoch die Tendenz einer steigenden Anzahl von Bauprozessen zu beobachten, die eine Haftung von Architekten zum Gegenstand haben. Daher kann man davon ausgehen, daß diese Frage in Zukunft wichtiger wird. In diesem Beitrag betrachtet man neuere Tendenz der Bauprozesse.

#### 目 次

1. はじめに
2. 欠陥住宅・建築工事に対する建築家の民事責任をめぐる裁判実務の動向
  - 2-1. 設計施工一貫型（以上 20 巻 2 号）
  - 2-2. 設計施工分離型
    - （1）諸判決例
    - （2）諸判決例の検討
    - （3）諸判決例の問題点
  - 2-3. 裁判実務の問題点
3. おわりに（以上本号）

注

#### 2-2. 設計施工分離型

##### （1）諸判決例

ここでは、設計及び（又は）監理と施工が別々に委託されている事案（例えば、建築家が施工業者の被用者ではないなど）で当該設計監理者（建築家）の責任を肯定した判決例をみていくことにする。このような事案では、設計施工一貫型とは異なり、建築家の責任と施工業者の責任との関係が比較的明確になる。従って、この設計施工分離型においては、とりわけ監理者の責任と施工業者の責任との関係について論じる実益がでてくるが、この問題については、裁判実務においても、法学界・建築実務界においてもあまり論じられていない。

それでは以下、設計施工分離型に属する事案において建築家の責任を肯定した判決例を、（i）設計ミスをも認めたもの、（ii）設計・監理ミスをも認めたもの、（iii）監理ミスをも認めたもの及び（iv）配慮義務違反を認めたもの、の4つに分けて紹介、検討していくことにする。

（い）設計ミスを認めたもの

ここでは、建築家の設計ミスのみを認めた諸判決例を紹介する。いずれも建築家の不法行為責任を認めたものである。

次の判決は、貸ビル会社の被用者の設計ミスによる当該会社の使用者責任（民法715条）を認めたものである。

⑦東京高裁昭和57年4月27日判決（未登載、昭和55年（ネ）第1044号、同年（ネ）第1161号、同56年（ネ）第1474号）

**【事案】** Y<sub>4</sub>（被告）は、Y<sub>1</sub>（被告、貸ビル会社）の所有する鉄骨鉄筋コンクリート造陸屋根地下5階付11階建事務所（以下「本件建物」という。）の2階部分の一部屋（以下「本件部屋」という。）をY<sub>1</sub>より賃借し、本件部屋においてサウナ浴場を経営していた。Aほか2名は同浴場に入浴客として入場中、火災により大量の煙が発生して浴場全体に急速に波及し、停電により暗闇となったため逃げ場を失い、煙に基因する一酸化炭素中毒により死亡した。火災の原因は、サウナ風呂のヒーターによる木製椅子の低温無炎着火現象によるものであった。そこで、X<sub>1</sub>（原告、Aの妻）、X<sub>2</sub>（原告、Aの子）、X<sub>3</sub>（原告、Aの父）及びX<sub>4</sub>（原告、Aの母）は、Y<sub>1</sub>、サウナ風呂の開発製造業者Y<sub>2</sub>（被告）、その代表者Y<sub>3</sub>（被告）、Y<sub>4</sub>（被告）及びサウナ風呂販売会社の取締役でY<sub>2</sub>の開発に参画したY<sub>5</sub>（被告）に損害賠償を請求した。因に、本件サウナ浴場は、Y<sub>1</sub>の従業員の設計に基づき訴外Bが施工したものであった。

詳らかに言えば、Y<sub>1</sub>に対して、X<sub>1</sub>は、Aの逸失利益相当損害金の相続3307万7000円、慰謝料1000万円、弁護士費用300万円、合計4607万7000円及び年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>2</sub>はAの逸失利益相当損害金の相続6615万4000円、慰謝料1000万円、弁護士費用600万円、合計8215万4000円及び年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>3</sub>・X<sub>4</sub>は各慰謝料300万円及び年5分の割合による遅延損害金を連帯して支払うよう求めた。

第一審の東京地裁は、昭和55年4月25日の判決（判時975号52頁）で、Y<sub>2</sub>の法人としての責任、Y<sub>3</sub>・Y<sub>5</sub>の開発上の責任及びY<sub>1</sub>・Y<sub>4</sub>の直接占有者として

の責任を認め、Y<sub>1</sub>らの責任関係は共同不法行為であるとした。

まず、Y<sub>3</sub>・Y<sub>5</sub>は、本件サウナ風呂の研究開発にあたっては、十分に検討、実験を重ねて、本件のような長期加熱による着火のないような構造のものにし、火災の発生を未然に防止すべき注意義務があるのに、これを重過失により怠った（すなわち、容易に本件のような出火を予見し得たのに、ほとんどみろべき防火上、耐火上の考慮をしていない）ので、Aの死について不法行為責任を負うべきであるし、また、Y<sub>3</sub>の前記重過失がY<sub>2</sub>の代表取締役としての職務を行うものであることは明白であるから、Y<sub>2</sub>も同様の責任を負うべきである、とした。

次に、Y<sub>1</sub>・Y<sub>4</sub>の責任についてであるが、本件サウナ浴場施設が民法717条1項の土地の工作物に該当することは明らかであるとしたうえで、本件サウナ浴場のような施設においては、内部での出火に備えて、早期にこれを消火しようとする消火器等の消火設備を浴場内に備えることが必要であるし、また、煙がたちこめたり停電するなどして浴場内が暗くなっても避難方向が容易に識別できるような非常灯とか蛍光塗料等による表示板を備えることが必要であるが、本件サウナ浴場内はこれらの設備を欠いており、同浴場の設置、保存上の瑕疵にあたるし、前記瑕疵によりAは死亡したものと結論づける。そして、Y<sub>4</sub>については、本件部屋の賃借人としてこれを管理支配し、本件サウナ浴場施設を含む本件部屋の「占有者」（民法717条にいう）であったとして、その責任を認めた。

Y<sub>1</sub>については、おおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>1</sub>は、賃貸人とはいえ、本件部屋内部についても事実上の管理支配を有し、その瑕疵を修補し得る立場にあったといえるし、このことと、本件建物のようないわゆる近代的雑居ビルにあっては、その構造の特殊性からしても、所有者兼賃貸人が（共用部分をはじめとするビル全体の管理をすべきことは当然のこととして）各賃借人の部屋内部についても、必ずしも十分な管理能力のない賃借人と共同して管理しその瑕疵を修補すべき立場にあることを考え合わせると、本件サウナ浴場施設を含む本件部屋については、賃借人のY<sub>4</sub>が占有者であることは明らかであるが、

しかしだからといって、Y<sub>1</sub>はその占有を全面的に排除されているとか、単なる間接占有者にすぎないということではできないのであって、Y<sub>1</sub>も、Y<sub>4</sub>と重畳して本件浴場施設を含む本件部屋を占有していたものと認めるのが相当であって、民法717条の占有者に該当するというべきである、と。

結局、東京地裁は、Y<sub>1</sub>に対し、X<sub>1</sub>に、Aの逸失利益相当損害金の相続1022万9923円、慰謝料300万円、弁護士費用130万円、合計1452万9923円及び年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>2</sub>にAの逸失利益相当損害金の相続2045万9846円、慰謝料300万円、弁護士費用230万円、合計2575万9846円及び年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>3</sub>・X<sub>4</sub>に、各慰謝料80万円及び年5分の割合による遅延損害金を連帯して支払うよう命じた。

この第一審判決に対して、Y<sub>1</sub>及びY<sub>4</sub>が控訴した。これに対して、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>は原判決の変更を求めて附帯控訴した。すなわち、Y<sub>1</sub>・Y<sub>4</sub>に対し、X<sub>1</sub>に2704万1871円及び年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>2</sub>に4408万3742円及び年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求めた。

二審の東京高裁は、Y<sub>1</sub>がサウナ浴場の直接占有者であるとの原審の判断をしりぞげ、かえって、Y<sub>1</sub>の従業員の設計ミスによる不法行為責任(民法709条)を認め、Y<sub>1</sub>には使用者としての責任(民法715条)を認めた。また、Y<sub>4</sub>については原審の判断を維持した。結論的には、Y<sub>1</sub>及びY<sub>4</sub>の各控訴をいずれも棄却した。附帯控訴については一部認容し、Y<sub>1</sub>・Y<sub>4</sub>に対し、X<sub>1</sub>に2071万5050円及びうち1798万3324円(Aの逸失利益相当の損害金の相続1138万3324円、慰謝料500万円及び弁護士費用160万円の合計)に対する年5分の割合による遅延損害金を、X<sub>2</sub>に3245万5421円及びうち3046万6649円(Aの逸失利益相当損害金の相続2276万6649円、慰謝料500万円及び弁護士費用270万円の合計)に対する年5分の割合による遅延損害金を支払うように命じた。

【判旨】本件判決は、まず、おおよそ以下のように判示して、Y<sub>1</sub>が本件サウナ浴場の直接占有者であるとの一審判決の判断をしりぞける。すなわち、Y<sub>1</sub>とY<sub>4</sub>との間に締結された本件部屋の賃貸借契約において

は、「賃料は、Y<sub>4</sub>の売上金額の15パーセントに相当する金額とする(ただし、売上金額の15パーセントが月額14万2100円に達しないときは右金額とする)、Y<sub>4</sub>が部屋又は造作の修繕、模様替もしくは造作の新設等原状を変更するときは予めY<sub>1</sub>の承諾を得なければならない、Y<sub>4</sub>は使用目的を変更してはならず、Y<sub>1</sub>が定めた有楽町ビル商店街細則を遵守する」等の内容とする約定がなされ、Y<sub>1</sub>は、前記ビルの賃借人が部屋の模様替等の工事をするときは事前に助言を与えたり、場合によっては設計の変更をなさしめることがあった。そして、Y<sub>1</sub>は右ビル地下2階に管理室を設け、自社の従業員をしてビル管理にあたらせ、休日、夜間等賃借人の不在の場合において保安、防災管理上必要と認めるときは各賃借人の賃借部屋に立ち入っていた。然しながら、前記のとおりY<sub>1</sub>がビル賃借人に対し使用目的の変更を禁じ、部屋の造作、模様替等につき制限を課し、細則を設けて使用方法を規制し、保安、災害防止のため部屋への立入権を留保しているのは、建物所有者の利益の擁護と、賃借人として営業種目、態様の異なる多数の賃借人相互間の利害を調整し、一つの商店街としての品位を保ち賃借人相互の繁栄をはかることを目的としてなされているものであり、また、賃料額を賃借人の営業による売上高の歩合としたことも、賃借人の支払能力との関連で賃料額を定めるという賃料額決定の方法を選択したにすぎないものであることが認められるから、前示の認定事実から直ちにY<sub>1</sub>がY<sub>4</sub>の本件サウナ浴場の経営に介入していたものということではできないこと当然であり、したがって、Y<sub>1</sub>がY<sub>4</sub>の営業設備である本件個室サウナ浴室部分その他の本件サウナ浴場設備を占有していたと認める余地は存しない、と。

本件判決はおおよそ以上のように判示して、Y<sub>1</sub>は本件サウナ浴場の直接占有者としての民法717条責任を負わないとしたものの、かえって、Y<sub>1</sub>の従業員である建築家の設計ミスによる不法行為責任(民法709条)を認め、Y<sub>1</sub>にはその使用者としての責任(民法715条)を認めた。

本件判決は、設計者の注意義務についておおよそ以下のように判示する。すなわち、サウナ浴室は、部屋を事務所、店舗など恒常的に火気を用いない用途に使



用する場合に比べ火災発生の危険度は相対的に高いものであり、しかも、本件発火源となった本件個室サウナ浴室部分の床、天井及び壁に使用された資材のうちハードボード、ベニヤ板は燃焼の難易はあってもいずれも可燃性のものであり、壁の内側表面の木製板材及び木製ベンチも可燃材であり、ひとたび発火すれば忽ち浴室を全焼せしめる危険のあるものであるから、かかる浴室を備える本件サウナ浴場の設計にあたるY<sub>1</sub>の担当者としては、本件サウナ浴場を利用する不特定多数の公衆のため浴室内から発した火が浴場内の他の部分に伝播することのないよう、浴室の周囲は、不燃材をもって嚴重に囲うとともに、その余の浴場内設備についてもでき得る限り不燃性、難燃性の資材を使用するよう配慮すべき業務上の注意義務がある、と。

そのうえで、本件判決は、Y<sub>1</sub>の従業員である設計担当者の設計ミスについておおよそ以下のように判示する。すなわち、壁にベニヤ板を使用する設計をしたこと、特に個室サウナ浴室部分を囲う壁に可燃性のベニヤ板を使用すべきものとした設計は、右部分が個室サウナ浴室から出火した場合に他への延焼を防止する上で最も肝要な箇所であることに鑑みると、極めて不適当なものであって、Y<sub>1</sub>の設計担当者には重大な過失がある、と。

そして、本件判決は、当該設計ミスと亡Aの死亡との因果関係については、亡Aの視野を奪った煙と同人を死亡するに至らしめた一酸化炭素は、本件サウナ浴場の当該焼燬部分が燃焼する際に発したものであるから、Y<sub>1</sub>の設計担当者の設計ミスと亡Aの死亡との間には相当因果関係があるとした。そして、Y<sub>1</sub>の設計担当者の不法行為責任（民法709条）及びY<sub>1</sub>の使用者責任（民法715条）を認めた。

結論として、Y<sub>1</sub>及びY<sub>4</sub>はX<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>に対し連帯して損害賠償責任を負うとした。

次の判決は、いわゆる建築士の名義貸しに関するものであるが、設計監理会社の代表者の設計ミスによる709条責任及び当該会社の44条責任を認めた（監理責任については、名義貸しを認めて否定）。

⑧大阪地裁昭和62年2月18日判決（判時1323号68頁、判タ646号165頁）

【事案】X<sub>1</sub>会社（原告）は昭和49年12月、Y<sub>1</sub>（被告、

建築物の設計・施工・工事監理等を業とする会社－訴訟係属中に破産宣告を受けている。）との間でA建築物の設計、施工につき請負代金2296万1800円で建築工事請負契約を締結し、昭和50年6月頃同建物の引渡を受けた。X<sub>2</sub>（原告、X<sub>1</sub>会社の代表取締役）及びX<sub>3</sub>は昭和50年6月頃Y<sub>1</sub>との間でB建築物の設計、施工につき請負代金2765万6400円で建築工事請負契約を締結し、同年12月同建物の引渡を受けた。X<sub>2</sub>は、X<sub>1</sub>会社の代表取締役であるところから、A、B各建物は建築構造上は別個の独立した建物であるが、B建物の西側部分がA建物の東側部分と接して建てられているため、外形上は一棟の建物のように接続した内外装がなされている。

ところで、Y<sub>1</sub>は建築士事務所の登録（建築士法33条）を受けておらず、建築確認申請手続等の代理業務を行うことができないため、これを専属的にY<sub>2</sub>（被告、設計監理会社）に依頼していた。Y<sub>3</sub>はY<sub>2</sub>の代表取締役で一級建築士であるが、Y<sub>1</sub>の依頼によりA・B両建物につき現地の地質調査をせずに建築確認申請書添付の設計図書を作成し、また、同申請書記載の代理者設計者及び工事監理者の各資格氏名欄にY<sub>3</sub>の、同じく各建築事務所欄にはY<sub>2</sub>の各記名をなした上押印した。Y<sub>3</sub>は、右代理業務に関してY<sub>1</sub>から設計図面作成費及び確認申請手数料としてA建物につき21万円の、B建物につき30万円の各報酬を受けた。Y<sub>3</sub>は、このように、確認申請書には工事監理者としてその氏名が記されていたが、実際は工事監理者にはなっておらず、Y<sub>1</sub>も実際の工事監理者をおこななかった。また、Y<sub>1</sub>は、その後も現地について地質調査をすることなく、Y<sub>3</sub>が作成した右設計図書にもとづいてA、B各建物の建築工事を完成した。

工事完了・建物引渡後、Xらは、A・B両建物には構造上の欠陥、すなわち、鉄骨軸組架構体の歪み、鉄骨構造体の部材熔接の不良及び基礎構造の不良があり、また、この基礎構造の瑕疵により不等沈下が生じて両建物が傾斜しており、さらに耐火・防火上の欠陥（耐火性能の不足、防火区域の欠落、非常照明の欠落）も存在すると主張し、Y<sub>1</sub>に対し、設計、施工及び工事監理上の瑕疵があるとして、債務不履行責任（不完全履行）ないし請負人の担保責任に基づき、また、Y<sub>3</sub>



に対し、A・B両建物の前記瑕疵につき設計・工事監理上のミスがあるとして民法709条に基づき、さらにY<sub>2</sub>に対しては民法44条あるいは同法715条に基づき、損害賠償を請求した(Y<sub>1</sub>に対する損害賠償請求訴訟は後に破産債権確定訴訟に変更)。

請求額の内訳は、X<sub>1</sub>会社については、補修費用相当損害金(建物解体費、再築費など)2500万円、A建物補修工事期間中の代替建物賃料84万3520円、引越費用30万円、鑑定調査費用100万円、慰謝料100万円、弁護士費用281万4000円、合計3095万7520円、X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>については、補修費用相当損害金(建物解体費、再築費など。X<sub>2</sub>分1957万4716円、X<sub>3</sub>分2005万1639円)、B建物補修工事期間中の代替建物賃料(X<sub>2</sub>分72万9472円、X<sub>3</sub>分74万7245円)、引越費用(X<sub>2</sub>分14万8200円、X<sub>3</sub>分15万1800円)、鑑定調査費用(X<sub>2</sub>分49万4000円、X<sub>3</sub>分50万6000円)、慰謝料(X<sub>2</sub>分200万円、X<sub>3</sub>分30万円)、弁護士費用(X<sub>2</sub>分229万4000円、X<sub>3</sub>分217万5000円)であり、合計すると、それぞれX<sub>2</sub>分2524万388円、X<sub>3</sub>分2393万1684円であった。

以上要するに、XらはY<sub>1</sub>に対しそれぞれ3095万7520円(X<sub>1</sub>会社)、2524万388円(X<sub>2</sub>)、2393万1684円(X<sub>3</sub>)及び各遅延損害金(X<sub>1</sub>会社は年6分の割合、X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>は年5分の割合)の賠償を請求し(後に破産債権確定訴訟に変更)、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対してもそれぞれ同額(ただし、遅延損害金についてはいずれも年5分の割合)の賠償を請求した。

**【判旨】** まず、構造上の欠陥についてはこれをいずれも認め、特に基礎構造の不良については、敷地の地耐力に関する設計ミスが原因であり、その結果、基礎構造が不等沈下し、A・B両建物が傾斜したとし、さらに、耐火・防火上の欠陥についても認めた。そして、基礎構造の不良については、設計、施工及び工事監理上の瑕疵があるとし、その他の構造上の欠陥(鉄骨軸組架構体の歪み、鉄骨構造体の部材溶接の不良)及び耐火・防火上の欠陥については、施工及び工事監理上の瑕疵があるとした。

Yらの責任については以下のとおりである。まず、XらのY<sub>1</sub>に対する責任追及に関しては、通説・判例に従い、債務不履行(不完全履行)責任を排して設計、

施工及び監理の瑕疵を理由に瑕疵担保責任を認めた。次に、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては、建築確認申請書の工事監理者資格欄にY<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>の記名押印があるものの、大阪市の指導に従い建築確認を得るため便宜上名義が用いられたにすぎないとして、Y<sub>3</sub>の工事監理者としての責任は否定した。しかし、Y<sub>3</sub>の作成した設計図書については、直接には建築確認を得るために作成されたものではあるが、本件の場合、実際の工事施工のためでもあったとしたうえで、Y<sub>3</sub>はA・B両建物の基礎構造設計の際に敷地の地盤調査を怠り誤った地耐力を設定して、基礎構造の不等沈下を生じさせた、従って、Y<sub>3</sub>は少なくとも過失によりXらの財産権を侵害したことになるとして、Y<sub>3</sub>には民法709条に基づく責任を、Y<sub>2</sub>には民法44条に基づく責任を認めた。

Xらの損害額の算定にあたっては、まず、建物の部分修復で足りるのか、それとも再築が必要かという点が問題になるが、この点については以下のように判示する。すなわち、基礎構造の瑕疵に加えて鉄骨構造体の部材溶接の瑕疵、B建物についての鉄骨軸組架構体組方の瑕疵さらには耐火、防火構造の瑕疵の各補修をも総合的に考慮すると、瑕疵ある部分のみの除去、修復は理論上は不可能ではないにせよ、現実に施工することは極めて困難となり、工費の低廉性をもってしても最早部分修復法の合理性を担保しえないというべきであるから、補修方法としては再築法を採用するのが相当である、と。

このように建物の補修方法としては部分修復法を排し、再築法を採用したうえで、Xらの損害に関しては、補修費用相当損害金等の前記損害項目につき金額の点を除きすべて認めた。ただし、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>については、本件建物の瑕疵のうち基礎構造の瑕疵に限って考えた場合には部分修復法を採用するのが相当であるとして、その限りで損害額を算定している。具体的な認容額は以下のとおりである。すなわち、X<sub>1</sub>会社については、補修費用相当損害金2500万円(Y<sub>1</sub>に対して。Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては、A建物の瑕疵のうち基礎構造の瑕疵のみの補修費相当損害金即ち設計上の瑕疵と相当因果関係のある損害1743万4318円)、A建物補修工事期間中の代替建物賃料84万3520円(Y<sub>1</sub>に対して。Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては、A建物の瑕疵のうち基礎構造の

瑕疵のみの補修工事期間中の代替建物賃料即ち設計上の瑕疵と相当因果関係のある損害 17 万 6647 円)、引越費用 30 万円、鑑定調査費用 89 万 8000 円、慰謝料 80 万円、弁護士費用 (Y<sub>1</sub>につき 278 万 4000 円、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>につき各自 196 万円)、合計 3062 万 5520 円 (Y<sub>1</sub>に対して。Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては 2156 万 8965 円)、X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>については、補修費用相当損害金 (X<sub>2</sub>分 1957 万 789 円、X<sub>3</sub>分 2004 万 7617 円。ただし、B 建物の瑕疵のうち基礎構造の瑕疵のみの補修費用相当損害金即ち設計上の瑕疵と相当因果関係のある損害については、X<sub>2</sub>分 1053 万 5477 円、X<sub>3</sub>分 1079 万 2166 円)、B 建物補修期間中の代替建物賃料 (X<sub>2</sub>分 45 万 5920 円、X<sub>3</sub>分 46 万 7028 円。ただし、B 建物の瑕疵のうち基礎構造の瑕疵のみの補修工事期間中の代替建物賃料即ち設計上の瑕疵と相当因果関係のある損害については、X<sub>2</sub>分 9 万 1184 円、X<sub>3</sub>分 9 万 3405 円)、引越費用 (X<sub>2</sub>分 14 万 8194 円、X<sub>3</sub>分 15 万 1800 円)、鑑定調査費用 (X<sub>2</sub>分 44 万 3596 円、X<sub>3</sub>分 45 万 4403 円)、慰謝料 (X<sub>2</sub>分 80 万円、X<sub>3</sub>分 20 万円)、弁護士費用 (X<sub>2</sub>分 (Y<sub>1</sub>につき 214 万 1000 円、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>につき各自 120 万 1000 円)、X<sub>3</sub>分 (Y<sub>1</sub>につき 213 万 2000 円、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>につき各自 116 万 9000 円)) であり、合計すると、それぞれ X<sub>2</sub>分 2355 万 9499 円 (Y<sub>1</sub>に対して。Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては 1321 万 9451 円)、X<sub>3</sub>分 2345 万 2848 円 (Y<sub>1</sub>に対して。Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に対しては 1286 万 774 円) である。

以上要するに、X<sub>1</sub>は Y<sub>1</sub> 会社に対し損害賠償元金 (X<sub>1</sub> 会社につき 3062 万 5520 円、X<sub>2</sub>につき 2355 万 9499 円、X<sub>3</sub>につき 2345 万 2848 円) 及び遅延損害金 (X<sub>1</sub> 会社については年 6 分の割合、X<sub>2</sub>・X<sub>3</sub>については年 5 分の割合) の各破産債権を、並びに Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub> に対し損害賠償請求権 (X<sub>1</sub> 会社につき 2156 万 8965 円、X<sub>2</sub>につき 1321 万 9451 円、X<sub>3</sub>につき 1286 万 774 円) 及び年 5 分の割合による遅延損害金請求権を有することを認めたのが本件判決である。

⑨大阪高裁平成元年 2 月 17 日判決(判時 1323 号 68 頁、判タ 705 号 185 頁)

本判決は、前掲⑧判決の控訴審判決である。一審判決に対しては、Y<sub>2</sub> 及び Y<sub>3</sub> のみが控訴したが、これに対して、大阪高裁は、X<sub>1</sub> 会社の慰謝料請求の部分を除き、一審判決を維持した。X<sub>1</sub> 会社の慰謝料請求を

斥けた部分の判示はおおよそ以下のとおりである。すなわち、法人の名誉権侵害のような場合、金銭評価の可能な無形の損害が発生することが絶無ではなく、このような損害については金銭賠償をさせるのが社会観念上妥当と認められることがありうるけれども、本件においては、そのような損害が発生したことを認めるに足りる証拠は全く存在しない、と。また、控訴審で追加された Y<sub>1</sub> の消滅時効の抗弁は斥けられた。

#### (ii) 設計・監理ミスを認めたもの

ここでは、設計ミス及び監理ミスを認めた諸判決例について、(a) 瑕疵担保責任を認めたもの及び (b) 不法行為責任を認めたもの、の 2 つに分けて紹介、検討する。

##### (a) 瑕疵担保責任を認めたもの

次の判決は、建築家の瑕疵担保責任を認めているが、設計・監理契約の法的性質につきこれを当然に請負と解しているのだろうか。この点、判示からは必ずしも明らかではない。

⑩津地裁伊勢支部平成 2 年 1 月 19 日判決 (未登録、昭和 58 年 (ワ) 第 39 号)

[事案] X (原告、建築主) は、鉄筋コンクリート造陸屋根三階建の居宅兼診療所 (歯科医院) (以下「本件建物」という。) の建築に際し、建築工事を Y<sub>1</sub> (被告、建築工事請負を業とする有限会社。Y<sub>2</sub> (被告) はその代表取締役) に、設計及び監理を Y<sub>3</sub> (被告、建築設計を業とする有限会社。Y<sub>4</sub> (被告) はその代表取締役) に委託した。工期は予定よりも延長され (X は工事遅延を主張)、また、本件建物の引き渡し日に本件建物内で Y<sub>1</sub> の従業員らの作業ミスによりガス爆発事故が発生したため、X の入居はさらに遅れた。入居後、X は、本件建物の設計・監理ミス及び建築工事の瑕疵並びにガス爆発事故による被害を主張して、Y<sub>1</sub> に対し本件訴えを提起した。すなわち、(1) 冷暖房関係設備の設計ミスとして、1. 冷温水は主として上下のみに循環し、各室に効果的に循環する配管になっていない、2. 循環ポンプの能力が不足している、3. 各室の空気の流通に対する配慮がなされていない、などの点を挙げ、(2) 採光上の設計ミスとして、1. 診療室の有効採光面積を念頭に置かず、これが 0 とな

るような設計をした点、2. 有効採光面積が建築基準法上問題ないとしても、隣地に建築物が建てられた場合にも自然採光が十分に確保できるように設計する必要があるのでこれを怠った点を挙げた。さらに、(3) 本件建物建築工事の瑕疵として、18個所の欠陥を指摘した(詳細については[判旨]を参照)。また、(4) ガス爆発事故による被害として、既に当時備付工事を完了していた別注家具を毀損したほか、既済工事の一部を損傷したこと、そしてさらに、その修補点検(爆発に伴う構造材への影響)が未だ完全に行われていないほか、修補工事に伴い各室を汚したままクリーニングもなされていない点を挙げた。

Xは、以上の瑕疵を列挙したうえで、Y<sub>3</sub>に対しては、(1)(2)の設計ミス及び(3)についての監理ミスを理由に責任(瑕疵担保責任)があるとし、Y<sub>1</sub>に対しては、(1)についてY<sub>3</sub>の設計ミスとY<sub>1</sub>の下請けである訴外Aの設計ミスが競合しており、また、Y<sub>3</sub>の設計ミスを知りながらXに告げないまま施工をしたことから(1)についてはY<sub>3</sub>とともに責任(瑕疵担保責任)があり、さらに(3)(4)については施工上のミスであることから前記同様の責任があるとし、また、Y<sub>2</sub>・Y<sub>4</sub>に対しては、それぞれ有限会社法30条の3第1項に基づく責任(取締役の第三者に対する責任)があるとして、損害賠償を請求した。

Xの主張する損害は以下のとおりである。すなわち、(I) 設計の瑕疵による損害として、(i) 冷暖房設備が機能しないこと等による損害612万5024円、(ii) 採光の欠陥による損害500万円、合計1112万5024円。(II) 建築工事の瑕疵による損害361万9230円。(III) ガス爆発事故による損害300万円。(IV) 本件建物の欠陥の調査費用相当の損害51万3440円。(V) 工事遅延による損害28万6590円。また、(VI) 慰謝料(予備的主張)として、仮に以上のうち、(I)(i)(612万5024円)及び(II)(361万9230円)の請求の一部が認められずれば、その認められない額。

以上要するに、Xは、Yら全員に対し、(I)(i)(612万5024円)、(II)(361万9230円)及び(IV)(51万3440円)の合計1025万7694円並びに年6分の割合による遅延損害金の支払いを、Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>に対し、(I)(ii)(500万円)及び年6分の割合による遅延損害金

の支払いを、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>に対し、(III)(300万円)及び(V)(28万6590円)の合計328万6590円及び年6分の割合による遅延損害金の支払いを求めたのが本件訴訟である。

[判旨] まず、(1)の冷暖房関係設備の欠陥1. 2. 3. については、Y<sub>3</sub>の履行補助者の設計ミス、Y<sub>1</sub>の履行補助者の施工ミス及びその施工に対するY<sub>3</sub>の監理ミスが競合して生じたものであるとして、設計・監理ミスによるY<sub>3</sub>の責任、施工ミスによるY<sub>1</sub>の責任をそれぞれ認めた。次に、(2)の採光上の欠陥の1. については、Y<sub>3</sub>の設計ミスを認めたが、(2)の2. については、Xが隣地に建物が建つ予定はない旨をY<sub>3</sub>に告げ、Y<sub>3</sub>はその前提のもとに設計をしたのだから、隣地の建物のために自然採光が不十分であるとの瑕疵は、Xの指図によるものとして、Y<sub>3</sub>の設計ミスを否定した。

さらに、(3)の本件建物の18個所の「欠陥」については、そのうち15個所について欠陥と認定した(残り3個所については、設計変更や爆発事故等によるものであるとし、欠陥とは認めなかった)。すなわち、(ア) 建築基準法施行令129条の2第1項2号(現行建築基準法施行令129条の2の2第1項2号)によると、構造耐力上主要な部分を貫通して配管する場合においては、建築物の構造耐力上支障を生じないようにすることと定めており、配管が梁を貫通する場合には梁に鉄骨や鉄筋を入れて補強しなければならないのに、本件建物の建築においては、機械室の梁の中に整備配管を貫通させていながら、補強の鉄骨や鉄筋を入れた形跡がない。(イ) 三階バルコニーの床スラブとその上の防水養生モルタルの粗モルタルに、コンクリートの調合ミスによる目立った亀裂が生じている。(ウ) 二階玄関ドアのドアチェックがドアに比べて小さかったため、これが曲がっており、十分に機能していない。(エ) モルタルの配合ミスが原因で技工室壁にクラックがある。(オ) 廊下、階段について工事中に付着したセメントやコーンタール等の汚れがそのままになっており、壁の下地が悪く凹凸になっているため階段、廊下の幅木が不揃いになっている。床の不陸個所が多く、仕上左官の鏝むらがある。(カ) 床下収納庫の下部はモルタルまたは煉瓦で受ける必要があるのに砂地のま

まになっているため、収納庫の底が抜けるおそれがある。(キ) 屋上のシート防水工事において、均しモルタルが良く乾燥しないうちにシート防水を施工したために、均しモルタルとシート防水との接着が悪く、その間に空気層の膨らみが多数できており、雨漏りの原因となるおそれがある。(ク) アルミサッシの調整が不備であるため、隙間ができていたり、開閉が不自由な個所がある。(ケ) トイレと浴室の洗面所の二か所以外の各室のドアにギャラリがないため、冷温気の流通が妨げられている。(コ) ボイラーの排気筒（煙突）がL P Gボンベの近くにあり、設計図に反して、三階の上まで延ばして設置されていないため、火の粉がガスボンベに飛んだり、二階の技工室が煙突からの粉塵の影響を受けるおそれがある（ガスボンベとの関係で、消防署から煙突を2メートル以上離すか、ブロック等で遮蔽するよう指示が出されている）。(サ) 換気扇の取り付け方が悪いため、居間、洋間二室、技工室、診療室及び待合室の換気扇の機能が不備である。(シ) バイブシャフトの点検口は通常各階に一個は付けておかなければならないのにそれがなく、また設計図では三階の押し入れの中にバイブシャフトの点検口があることになっているのにこれがないため、パイプにトラブルが起きたときに調べようがない。(ス) 排水管継手には必ず臭気止め（トラップ装置）を付けておかなければならないのにこれが設置されていないため、室内に悪臭が入る。(セ) 診療室の機器全部（流し台）にトラップ装置が不足しており、また待合室トイレと玄関に付いているトラップ装置は機能しない。(ソ) 屋上膨張タンクのボールタップ（浮き）が錆び付いて、少し下がった所でタンクの内壁にくっついて固定してしまったため常時少量の水が流れている、とした。そして、これらの欠陥はいずれもY<sub>1</sub>の施工上の瑕疵であるとともに、Y<sub>3</sub>の監理上の瑕疵であるとされた。

そしてさらに、(4) のガス爆発事故による被害については、以下の事実を認めた。すなわち、この爆発による衝撃でダイニングキッチンの床が1メートルほど上がり、天井が斜めになり、ドアが壊れ、隣の和室の畳、建具が壊れ、窓ガラスは全部飛び、サッシも曲がってしまったほか、Xが特別に注文して既に備え付

けを終わっていた別注家具の扉を毀損させてしまった、と。そして、この爆発事故については、Y<sub>1</sub>の従業員とY<sub>1</sub>の下請けの訴外Aの従業員の作業ミスによるものとした。

以上みたように、Y<sub>1</sub>に対しては施工ミスにより、Y<sub>3</sub>に対しては設計・監理ミスによりいずれも民法634条に基づく責任（瑕疵担保責任）を認めたと、Y<sub>2</sub>及びY<sub>4</sub>の責任（有限会社法30条の3第1項に基づく取締役の第三者に対する責任）は認めなかった。

Xの主張する前記損害額のうち、本件判決が認容したのは以下のとおりである。すなわち、(I) (i) については546万224円。(I) (ii) については26万3000円。(II) については332万4230円。(III) については50万円。(V) については工事遅延ではなく、ガス爆発事故により入居が遅れたことによる損害として10万4000円。(IV) (VI) については認められなかった。

結局、Xに対して、Y<sub>3</sub>は、前記(I) (i) (546万224円)、(I) (ii) (26万3000円)、(II) (332万4230円)の合計904万7454円の、Y<sub>1</sub>は、(I) (i) (546万224円)、(II) (332万4230円)、(III) (50万円)、(V) (10万4000円)の合計938万8454円の損害賠償責任を負うものとされた（なお、年6分ではなく、年5分の割合による遅延損害金の支払いも併せて認められた）。

#### (b) 不法行為責任を認めたもの

以下の諸判決例は、建築家の設計・監理上のミスに基づく不法行為責任を認めたものである。

次の判決は、設計監理会社の被用者である設計監理者の不法行為責任（民法709条）及び当該会社の使用者責任（民法715条）を認めたものである。

⑩大阪地裁昭和53年11月2日判決(判時934号81頁、判タ387号86頁)

【事案】X（建築主）は、Y<sub>1</sub>（設計及び監理を目的とする会社）との間で、枚方市内の土地に木造瓦葺二階建住宅と付属建物を新築するについて設計監理契約を締結し、Y<sub>2</sub>（Y<sub>1</sub>に勤務する一級建築士）がその担当者となった。訴外Aは、Xとの間の建築請負契約に基づき、Y<sub>2</sub>が作成した設計図に従い、その監理の下に本件建築工事を行った。Xが本件建物に入居した後、まもなく雨漏りがしたのをはじめ、その後の大雨を契



機に本件建物の柱と床、壁の間などに徐々に隙間ができ、本件建物全体が東南方向にゆがむなど本件建物に種々欠陥が生じた。Xは、その原因は、本件建物の東南部分の基礎が大雨を契機に不同沈下を起こしたためと、小屋組をはじめとして本件建物の木工事全体に手抜き工事があったためであると主張した。そして、Xは、Y<sub>2</sub>には設計及び監理上の過失があったとして、民法709条に基づき、Y<sub>1</sub>には、民法415条(履行補助者の過失による責任)もしくは民法715条(Y<sub>2</sub>の使用人としての責任)に基づき、財産的損害459万3985円(本件建物の欠陥による損害449万3985円+雑費10万円)、慰謝料30万円、合計489万3985円及び年5分の割合による遅延損害金の賠償を請求した。

大阪地裁は、Xの請求を一部認容し、Y<sub>2</sub>には民法709条に基づき、Y<sub>1</sub>には民法715条に基づき損害賠償責任を認めた。認容額は、財産的損害435万165円(本件建物の欠陥による損害425万165円+雑費10万円)、慰謝料30万円、合計465万165円及び年5分の割合による遅延損害金である。

**【判旨】** 本件判決はまず、Y<sub>2</sub>の設計ミスを認める前提として、建築士法18条2項及び建築基準法施行令38条1項から建築士の設計上の注意義務を導き出して、次のように判示する。すなわち、建築士法18条2項は、建築士は、設計を行う場合においては、これを法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するようにならなければならない旨規定し、建築基準法施行令38条1項は、建築物の基礎は、建築物に作用する荷重及び外力を安全に地盤に伝え、かつ、地盤の沈下又は変形に対して構造耐力上安全なものとしなければならないとしている。したがって、Y<sub>2</sub>は、一級建築士として設計にあたり、現地を十分調査し、敷地上に完全な建築物が建築されるように基礎構造を十分検討して設計すべき注意義務があるというべきである、と。

その上で本件判決は、Y<sub>2</sub>は、本件土地が造成地であり切土と盛土の硬軟両質の地盤で構成されていることを認識していたから、建築位置と基礎構造を十分検討しないと不同沈下がおこり、本件建物がひずむ危険があることを容易に予見できたのに、地盤の状態をまったく無視して基礎構造を初め本件建物の設計図を作成したから、設計にあたり、敷地調査義務を十分に

尽さなかった過失があると判示した。

本件判決は次に、Y<sub>2</sub>の監理ミスを問う前提である訴外Aの施工ミスについては、本件建物の布基礎下の割栗石の中は設計図に反し、布基礎巾よりも狭く、基礎自体と基礎上端の均しモルタルが水平を欠いており、また、本件建物に相応の建築材料を使用しているのに、小屋組、軸組など木工事の主要部分が通常の工法で施工されず手抜きされていると判示する。

そして本件判決は、Y<sub>2</sub>の監理ミスを認める前提として、建築士法2条5項及び18条3項から建築士の監理上の注意義務を導き出して、次のように判示する。すなわち、建築士法2条5項は、この法律で「工事監理」とは、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認することをいうと規定し、同法18条3項は、建築士は、工事監督を行う場合において、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、もし工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告しなければならないと規定している。したがって、Y<sub>2</sub>は、一級建築士として監理にあたり、設計図どおりに工事が施工され、いやしくも手抜き工事が行なわれないように工事施工者であるAを指導監督すべき注意義務があったというべきである、と。

その上で本件判決は、Y<sub>2</sub>は、基礎工事中一度も現場に行かなかったため、基礎工事の欠陥を発見できなかったし、誠実に監督しなかったため、木工事の手抜き工事を発見できなかったから、監理者として工事施工者に対する指導監督義務を怠った過失があると判示した。

本件判決は結論として、Y<sub>2</sub>の過失と本件建物に欠陥が生じたこととの間には相当因果関係があるとして、Xの損害につき、Y<sub>2</sub>には民法709条に基づく責任を、Y<sub>1</sub>には民法715条に基づく責任(使用者責任)を認めた。

次の判決の事案は、施工業者が設計、施工及び監理を委託されたもので、本来設計施工一貫型に分類すべきものであるが、当該業者はさらに設計、監理及び建築確認申請手続を被用者ではない独立の建築家に委託し、結果的に当該建築家の不法行為責任(民法709条)

が認められていることから、ここで取り扱う。

⑫大阪地裁平成4年8月27日判決（未登載、昭和57年（ワ）第7830号、同58年（ワ）第3638号）

【事案】Y<sub>3</sub>（被告）・Y<sub>4</sub>（被告、Y<sub>3</sub>の妻）はその共有地（以下、A土地という。）上に、鉄骨造陸屋根四階建居宅兼作業場兼倉庫（以下、A建物という。）を建築しようとして、昭和57年4月頃、Y<sub>1</sub>（被告、建設業者）に対し、A建物の設計および施工を請負わせることとし（ただし、正式に両者間に請負契約<以下「本件請負契約」という。>が締結されたのは、昭和57年6月21日である。）、併せて同建物について建築基準法6条に基づく確認申請手続の代行も依頼した。その頃、Y<sub>1</sub>からA建物の設計・監理とともに前記手続の代行の下請も依頼されたY<sub>2</sub>（被告、一級建築士）が、同年5月1日に建築確認申請を行い、同月29日、確認通知がなされた。A建物の建築工事（以下全体の工事を「本件工事」といい、そのうち基礎工事のみを指すときは「本件基礎工事」という。）は、昭和57年6月21日頃、着工され、同年10月10日頃完成し、Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>に引渡された。なお、A建物は、Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>の共有とされ、その旨の所有権保存登記がすぐになされた。A土地はXの土地（以下X土地という。）の東隣に位置している。Xは、X土地の上に木造建物（以下、X建物という。）を所有しており、X建物のうち一階を飲食業の店舗（東側部分は寿司店、西側部分はスナック店）として使用し、二階を居宅として長男とともに居住・使用している。

XはYらの不法行為について以下のように主張した。（1）Y<sub>1</sub>（建設業者）は、杜撰な本件基礎工事を含む本件工事を施工して、X建物を東側へ傾斜させる等の損傷を生ぜしめた。（2）Y<sub>2</sub>（設計監理者）は、相当な設計、監理をしなかったため、Y<sub>1</sub>をしてX建物を損傷せしめた。（3）Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>（本件工事の注文者）は、注文または指図につき過失があるので、Y<sub>1</sub>らとともに責任がある。

そして、Xは、Yらの共同不法行為により、X土地地盤補強及び基礎を含む建物補修費用1250万6565円、補修期間中の賃借建物賃料等563万9198円、引越料107万8000円、欠陥調査鑑定費用115万円、応急修理費用2万円、慰謝料200万円、弁護士費用223万9000円、

合計2463万2763円の損害を被ったとして、Yらに対し、各自、前記金員及び年5分の割合による遅延損害金を支払うよう求めた。

これに対して、Yらはおおよそ以下のように主張した。すなわち、X建物は、以前から東側へ傾斜していた。仮に、本件工事とX建物の傾斜との間に因果関係ありとするも、Yらには、過失及び予見可能性がない。本件基礎工事を全面的に請負って施工したのは、訴外Bであり（Y<sub>1</sub>は本件基礎工事の注文者にすぎない。）、Y<sub>1</sub>らにはBに対する指示命令権はなかったから、Bのなした本件基礎工事につき責任はない。

以上要するに、本件の主たる争点は、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の不法行為（民法709条）の成否、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>の不法行為（民法716条）の成否及びYらの不法行為が成立した場合のXの被った損害額である。

【判旨】本件判決は、おおよそ以下のように判示する。

X土地及びA土地を含む近隣一帯の土地（以下「本件近隣土地」という。）が埋立地であり軟弱地盤地帯であるということは、建築関係者及び建設業者が工事前に調査すれば容易にわかることである。ところが、Y<sub>2</sub>は、A土地の地質状況を十分に確認せず、また、Y<sub>1</sub>が本件工事をしている途中において、Y<sub>1</sub>に対し、X建物を損傷することのないようにとの適切かつ相当な指示を与えなかった。

Y<sub>1</sub>は、根切り工事を含む本件基礎工事をBに下請させたが、本件工事全体をY<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>から請負っているY<sub>1</sub>には、本件基礎工事についても施工責任があるものであり、Bに対して適切な指揮監督をすべきであったし、現に、Y<sub>1</sub>は、本件工事現場において施工管理者としてBを指揮監督していたといえる（従って、Y<sub>1</sub>は本件基礎工事の注文者にすぎないから前記基礎工事につき責任がない旨のYらの主張は、採用することができない。）。

X建物及びその西隣の建物（スナック「エスキモ」）は、本件工事前より、やや東方に傾斜していたが、ただ、外観を目視しただけでは傾斜を確認することはできない程度のものであった。また、X建物（昭和41年頃建築された。）には、本件工事前より、内外壁と土間のひび割れ（クラック）、鴨居のずれ、柱や梁の傾き、二階全体の古い雨漏りの跡（これは建物傾斜による屋

根瓦のずれが原因であると考えられる。X建物の屋根瓦には、本件工事前から雨漏りの補修跡がある。)及び基礎底盤部分の破損が存在していた(以下これらを「旧損傷部分」という。))。

ところで、A建物の東隣の建物及びX建物の北隣の建物等の近隣建物には、本件工事後も傾斜等の損傷が出ていないし、また、近隣建物の屋根瓦にはX建物のような補修跡が工事前から存在しない(しかし、X建物以外の前記近隣建物に損傷等がないからといって直ちにX建物につき本件工事による影響が全くなかったとは即断しえない。各建物の構造、基礎及び敷地の地盤等の状況がそれぞれ多少とも異なることが考えられるからである。))。

Bは、昭和57年6月29日から、A土地において、土留め及び裏込めを十分にしないまま(土留め板に隙間があったり、全く土留め板がない部分もある。土留めの根入れ深さも不足している。土留めとX土地との間に空隙があり裏込めを十分にしていない。)、ユンボ(掘削機械)を使用してX土地との境界線ぎりぎりまで深さ1.5メートルを越える土地(A土地)の掘削に着手した。そのため、隣地であるX土地の土砂の移動や変形が生じやすい状況となり、また、現に前記土砂の移動や変形が一部生じた疑いがある。

また、本件工事後、X建物の建具の開閉が工事前よりも不良になったり不具合になったことはあるが、X建物の傾斜や内外壁と土間のひび割れ(クラック)、鴨居のずれ、柱や梁の傾き及び基礎底盤部分の破損等の旧損傷部分が、本件工事後、どの程度拡大ないし増加したかについては的確な証拠はない。しかし、本件証拠上、明確には本件工事による被害の程度を認定し難いとしても、本件工事によりX建物がある程度の損傷を受けている疑いは否定することができない。

X建物の地盤中心部(南側道路に面する部分)が沈下しており、コンクリート土間の表面が窪んでいるが、その原因は、X建物東半分の寿司店部分の排水管の接合不良により長年月にわたり排水が漏れていたため同建物地下部分の土砂が流れ去り石塊ばかりのような空隙部分(空洞)が生じていたことによるものと考えられる。そして、前記沈下は、本件工事前から相当程度あったものであるが、本件基礎工事による震動、衝撃

が新たに加わったことにより前記空隙部分のところで更に沈下が進行したものと認められる。

なお、X建物の排水設備の不良によりX建物敷地の地盤に空隙部分が生じていたということまでは、Y<sub>1</sub>らにおいて予測することは難しかったといえる。

本件判決は、以上のように判示したうえで、まず、Y<sub>1</sub>の不法行為(民法709条)の成否につき、おおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>1</sub>は、本件近隣土地が軟弱地盤であることについて調査をすれば容易にわかったはずのことであり、このことを事前に知っていたものと考えられるから(もし知らなかったとすれば、それについても過失があるといわなければならない。)、重量鉄骨造四階建てであるA建物の建築工事を木造のX建物敷地の境界線に近接して施工するにあたっては、建設業者として、建基法90条、同法施行令136条の3によって、工事現場の危害防止義務及び第三者災害防止措置を講ずべき注意義務があったのであり、隣接のX建物の構造の安全性を侵害しないために事前にX建物の基礎又は地盤の強度に留意して相当な土留めをするなどの適切な工事方法をとるべきであったし、本件基礎工事をする際にはこれを行う下請のBに対して相当な注意と適切な指示を与えるべき義務があったといえる。しかるに、Y<sub>1</sub>は、前記義務を怠り、Bをして、事前にX建物敷地の地盤の強度につき留意を促さず、十分な土留めもさせずにA土地の掘削を行い本件工事を施工したために、X建物に前記のような損傷を与えたものである(疑いの程度にすぎないものもあるが)。そうとすれば、Y<sub>1</sub>に不法行為責任があると認めるのが相当である、と。

次に、Y<sub>2</sub>の不法行為(民法709条)の成否についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>2</sub>は、A建物の建築設計及び工事監理をする者として、本件工事が法令等に適合した設計図書どおりに実施され、第三者の権利を侵害することのないように施工者(Y<sub>1</sub>)に対し適切な指示を与え、もし、施工者がこれに違背するようときには、工事を直ちに中止させるなどの相当な措置を講ずべき義務があったといえる。しかるに、Y<sub>2</sub>は、前記義務を怠り、X建物に損傷を与えないような適切な指示をせず、また、相当な措置を講じないまま放置したため、施工者たるY<sub>1</sub>をしてX建物



に前記のような損傷を与えたものである。そうとすれば、Y<sub>2</sub>は、結局、相当な設計・監理をしなかったこととなり、Y<sub>2</sub>にも不法行為責任があると認めるのが相当である。

さらに、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>の不法行為（民法716条）の成否についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>3</sub>及びY<sub>1</sub>は、本件工事前にXからX建物に損傷等を及ぼすことのないようにとの要望を受けたこと、その後、Xは仮処分申請までしていること、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は夫婦であること、本件近隣土地が埋立地で軟弱地盤地帯であることはY<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>も常識として知っていたと思われること及びX建物が木造であるのに対しこれに近接して建築されるA建物は重量鉄骨造であることが明らかである。このような場合、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は、建築の専門家でないとしても、注文者として、請負人たるY<sub>1</sub>に対し、隣家たるX建物に被害を及ぼさないように予め適切な指示ないし要望をして、Y<sub>1</sub>が被害防止措置を講じないままで工事をしているのを知った場合には、直ちに工事を中止させ、相当な処置を講じさせるべき義務があったというべきである。しかるに、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は、前記義務を怠り、Y<sub>1</sub>をしてX建物敷地の地盤の強度につき留意をさせず、十分な土留めをしたうえで本件基礎工事をさせるなどの適切な措置を講じることなく本件工事を施工させたものである。そうとすれば、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>にも不法行為責任があると認めるのが相当である、と。

本件判決は、Yらの責任関係については、共同不法行為責任であるとしうえて、Xの被った損害額についてはおおよそ以下のように判示する。

(1) 本件工事によりX建物の傾斜等の程度が助長されたが、これは、同工事の影響でX建物敷地の地盤が脆弱化したことによるものと考えられ、その地質を安定化するための工事費（薬液注入工事）として160万円を要する。しかし、X建物敷地の地盤は、もともと軟弱で、かつ、長年にわたるX建物の排水管からの水漏れにより地盤内に空隙部分が生じていたのであるから、地質安定化のための費用のすべてをYらの負担とするのは相当ではない。前記金額の2分の1である80万円が相当である。

(2) 欠陥調査鑑定費用115万円

(3) 地盤補強のための応急修理費用2万円

(4) Xは、前記(1)ないし(3)の損害以外に、X建物補修費用、補修期間中の賃借建物賃料及び引越料等を損害として請求するが、本件工事後、従前と比較していかなる程度の損傷がX建物に生じたかが（すなわち、旧損傷部分と比較して本件工事後いかなる程度の損傷が生じ又は拡大ないし増加したかが）、必ずしも明確に確定し難いので、結局、X主張の前記損害を認定することはできない。しかし、X建物にある程度の損傷が生じたこと（疑いの程度のものも含む。）は否めないであり、本件では、前記(1)ないし(3)のみの財産上の損害の賠償を受けるだけでは償い難い程の精神的苦痛をXが被ったと認めるべき特段の事情があるといえる。Xに対する慰謝料としては100万円が相当である。

(5) 弁護士費用50万円

以上要するに、本件判決は、前記(1)ないし(5)の損害額の合計347万円及び年5分の割合による遅延損害金をXに支払うようYらに命じた。

次の判決は、マンションの居室改装工事により受忍限度を超えた騒音・振動が発生したことにつき、当該工事の設計・監理をした建築家が階下の住人に対して不法行為責任（民法709条）を負うとしたものである。事案としては珍しいものである。

⑬東京地裁平成9年10月15日判決（判タ982号229頁）

【事案】Xら（原告）は、本件マンション（13階建て、1階は事務所・店舗、2階以上が居宅）の7階の部屋（702号室）に居住していたが、その真上の8階の部屋を借りて入居することになったAが部屋の改装工事をしたところ（昭和63年8月～10月）、受忍限度を超える騒音・振動がXらの部屋に発生した。そこで、Xらは、本件工事を設計・監理したY<sub>1</sub>（被告、一級建築士）、本件工事を施工したY<sub>2</sub>（被告、建築業者）並びに本件工事の設計・監理及び施工を依頼したAの相続人であるY<sub>3</sub>（被告）及びY<sub>4</sub>（被告）に対して不法行為に基づく損害賠償を請求した。すなわち、Yら（但し、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>は、後記金額の各2分の1）に、連帯して、X<sub>1</sub>に対し165万4175円（給湯管の修理代及び洗面所戸棚の修理代5万1000円、軽井沢その他

への避難中の宿泊代等60万3175円並びに慰謝料100万円の合計金額)、X<sub>2</sub>(X<sub>1</sub>の妻)、X<sub>3</sub>(X<sub>1</sub>の長女)、X<sub>4</sub>(X<sub>1</sub>の二女)に対し各100万円並びに年5分の割合による遅延損害金を支払うように求めた。

東京地裁は、本件工事によってXらの部屋に受忍限度を超える騒音・振動が発生したことを認め、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対する請求を一部認容し(X<sub>1</sub>は給湯管の修理代及び洗面所戸棚の修理代5万1000円、X<sub>2</sub>は慰謝料20万円、X<sub>3</sub>・X<sub>4</sub>は慰謝料各10万円)、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>に対する請求を棄却した。

**【判旨】** 本件判決はまず、Y<sub>2</sub>の責任については以下のように判示する。すなわち、本件工事によって702号室に受忍限度を超える騒音が発生したので、本件工事を施工したY<sub>2</sub>は、損害を被ったXらに対し、民法709条に基づく賠償責任がある。なお、Y<sub>2</sub>は、昭和63年当時、特にマンションリフォームを意識して開発された騒音対策部品はなく、低振動・低騒音の工具が開発されていなかったため、建築業者が通常手に入れることのできる機材等を利用して工事を行う限り、一定の騒音の発生は不可避であったと主張しているが、右主張のとおりであっても、Y<sub>2</sub>が責任を免れる根拠となるものではない、と。

本件判決は次に、Y<sub>1</sub>の責任については以下のように判示する。すなわち、本件工事によって702号室に受忍限度を超える騒音が発生したが、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>の指示・設計に基づいて施工した(解体工事及び台所の既存タイルはがし工事は、Y<sub>1</sub>の指示・設計に従うものであり、その際にダイヤモンドカッター及び振動ドリルを使用することが予定されていた)ので、Y<sub>1</sub>は、民法719条の共同不法行為者として、Y<sub>2</sub>とともに損害を被ったXらに対し賠償責任がある、と。

これに対して、本件判決は、A(Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>)の注文者責任(民法716条)についてはこれを認めなかった。

以上要するに、Y<sub>2</sub>の不法行為責任(民法709条)を認め、Y<sub>2</sub>はY<sub>1</sub>の指示・設計に基づいて施工したので、Y<sub>1</sub>は民法719条の共同不法行為者としてY<sub>2</sub>とともにXらに対し損害賠償責任を負ったのが本件判決である。

次の判決は、いわゆる建築士の名義貸しの事案につ

き、二級建築士の設計・監理責任を認めたものである。  
⑭大阪地裁平成10年7月29日判決(金融・商事判例1052号40頁)

**【事案】** X(原告)は本件土地及び建物をY<sub>1</sub>会社(被告)から購入したところ、本件土地の擁壁及び本件建物の基礎等に瑕疵があった。すなわち、本件土地上の鉄筋コンクリート擁壁(以下「本件コンクリート擁壁」という。)は訴外Aが施工したが、Y<sub>2</sub>会社(被告。本件建物を建築した。)がその上に本件ブロック擁壁を設置して盛土した(宅地造成規制法施行令5条ないし7条に違反)ために本件コンクリート擁壁が回転移動した。さらに本件建物の基礎構造及び軸組構造に瑕疵がある、というものであった。ところで、Y<sub>3</sub>(被告、二級建築士)は、Y<sub>2</sub>会社から建売金融公庫付確認申請手続並びに本件建物の中間・完了検査の申請及び立会いを、代金9万700円で請け負った(以下「本件請負契約」という。)。Y<sub>3</sub>は、本件請負契約に基づき、Y<sub>2</sub>会社から提出された本件建物の平面図を基に、立面図、矩形図、筋かいの軸組計算図及び仕様書を作成して建築確認申請等の手続を行うとともに、本件建物の中間・完了検査を申請しこれらの検査に立ち会ったが、本件建物の設計及び工事監理は行わなかった。

そこで、Xは、Y<sub>1</sub>会社に対しては債務不履行ないし不法行為に基づき、本件建物の設計者兼工事監理者として土木事務所に届け出をしているY<sub>3</sub>及び本件建物を建築したY<sub>2</sub>会社に対しては不法行為に基づき、それぞれ本件建物の取壊し、再築費用等の損害賠償を請求した。請求額の内訳は、取り壊し・再築費用5055万4000円、建具・雨樋補修費用2万4330円、建築士の調査鑑定費用70万円、地盤調査費用51万5000円、引越費用40万円、建物レンタル費用165万円、登記費用12万6300円、慰謝料100万円、弁護士費用693万円、合計6189万9630円の内金6136万300円及び年5分の割合による遅延損害金である。

大阪地裁は、Y<sub>1</sub>会社に対する請求は棄却したが、Y<sub>2</sub>会社及びY<sub>3</sub>に対する請求は一部認容した。認容額の内訳は、取り壊し・再築費用5030万9282円、建具・雨樋補修費用2万4330円、建築士の調査鑑定費用70万円、地盤調査費用51万5000円、引越費用20万円、建物レンタル費用165万円、登記費用12万6300円、

慰謝料100万円、弁護士費用550万円、合計6002万4912円及び年5分の割合による遅延損害金である。

**【判旨】** 本件判決はまず、本件コンクリート擁壁及び本件建物の瑕疵について判断する。すなわち、本件コンクリート擁壁が回転移動しており、壁面に多くの亀裂が走っていることから、本件コンクリート擁壁には瑕疵があるとした。また、本件建物の基礎底盤は、厚みが5から15センチメートルと不均質であって、公庫基準（厚さ12センチメートル以上）を満たしておらず、また型枠施工されていないことから、本件建物の基礎構造には瑕疵があるとした。本件建物の軸組構造についても、建築基準法施行令及び公庫仕様書による基準を満たしておらず、瑕疵があるとした。

その上で本件判決はまず、Y<sub>2</sub>会社の過失について判断する。すなわち、本件コンクリート擁壁の瑕疵については、本件コンクリート擁壁の上に本件ブロック擁壁を設置し盛土することは、宅地造成規制法施行令5ないし7条に違反する行為であり、Y<sub>2</sub>会社は、過失によって本件コンクリート擁壁の回転移動を生じさせた。また、本件建物の基礎及び軸組構造の瑕疵についても、過失によってこれを生じさせたとした。

本件判決は次に、Y<sub>3</sub>の過失を認める前提としておおよそ以下のように判示する。すなわち、建築基準法5条の2及び建築士法3条の3第1項は、延べ面積が100平方メートルを超える木造建物を建築する場合、必ず一級又は二級建築士でなければ設計及び工事監理をしてはならず、これらに違反した工事をしてはならない旨規定している。これは、延べ面積が100平方メートルを超える新築木造建物の安全性を確保するために設けられた強行規定であるから、一級又は二級建築士は、建物の設計及び工事監理をする意思もないのに設計者・工事監理者として届け出することは許されないであって、右建物の設計者・工事監理者として届け出た以上は、その業務を誠実に遂行すべき義務を負っているというべきである（建築士法18条1項参照）。

その上で本件判決は、本件建物の延べ面積は105.98平方メートルであるから、一級又は二級建築士でなければ、その設計及び工事監理をしてはならず、二級建築士であるY<sub>3</sub>は、本件建物の設計者及び工事監理者として届け出た以上、その業務を誠実に行うべき義務

を負っていたとして、Y<sub>3</sub>の設計及び工事監理上の過失を認めた。

さらに本件判決は、Y<sub>1</sub>会社については、その過失の有無を判断する前提として以下のように判示する。すなわち、不動産業者は、顧客に対して土地・建物を販売する場合、売買契約に付随する義務として、その安全性について調査すべき義務を負っているというべきである。しかし、都市計画法や建築基準法に基づいて公的機関が検査すべきものとされている場合は、土地・建物について専門家による安全調査が実施されるのであるから、不動産業者としては、特段の事情がない限り、公的機関による検査の実施の有無について調査すれば足り、これに加えて、その安全性について独自に調査することまでは必要でないというべきである、と。

その上で本件判決は、①本件土地について、奈良県知事による完了検査がなされ検査済証が交付されていること、②本件建物について、建築主事による建築確認、中間・完了検査がそれぞれ行われ、検査済証を交付していること及び③Y<sub>1</sub>会社が、奈良県知事及び建築主事による右検査・確認がなされていることを調査したうえ、Xに対し本件土地及び本件建物を売り渡したことを認定し、Y<sub>1</sub>会社には、本件土地及び建物についての調査義務違反はないとした。

### (iii) 監理ミスを認めたもの

ここでは、建築家の監理ミスのみを認めた判決例を（a）債務不履行責任及び不法行為責任を認めたもの、（b）債務不履行責任を認めたもの並びに（c）不法行為責任を認めたものの3つに分類して紹介、検討する。

#### (a) 債務不履行責任及び不法行為責任を認めたもの

次の判決は、建築士の名義貸しの事案につき、建築家の監理ミスに基づく債務不履行責任及び不法行為責任を認めたものである。もっとも、厳密には設計監理会社の債務不履行責任とその代表者で実際に設計監理をおこなった一級建築士の不法行為責任を認めたものではあるが、裁判所は前記会社の実質は代表者である一級建築士個人そのものと考えているようであり、従って、ここに分類して紹介する。

⑮名古屋地裁昭和48年10月23日判決 (判タ302号179頁)

**【事案】** X (建築主) は昭和44年5月頃訴外A (建築会社) との間に鉄筋コンクリート四階建事務所建築請負契約を締結し、Aの仲介でY<sub>2</sub>会社 (代表者一級建築士Y<sub>1</sub>) に工事設計及び工事監理を委託し、同年8月6日その旨の記載ある建築確認申請をなし、同月14日建築確認通知を受けた。前記請負契約に基づきAが着工した建物は昭和45年2月頃外形上一応完工したが、右建物は設計図に反し北側側面外壁工事が不完全であり、北側側面が地上から垂直に建造されなければならないのに、最上部 (14.64メートル) においては、10.4センチメートル北側に傾くような傾斜をなしていた。そこで危険を感じた訴外B (北側隣地の建物所有者兼居住者) よりその土地侵犯の除去を求める調停申立がなされ、調停の結果XはBに対し損害賠償として金30万円を支払い、越境したブロック壁を撤去することを約した。ちなみに、Xの陳述によれば、Aは昭和45年初頃倒産している。

そこで、XはY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>会社に対し、調停に基づきBに支払った30万円、不完全な北側側面外壁を訴外Cに改修工事させるのに要した費用46万円、傾斜壁面を取り壊し境界線上垂直な壁面とするのに要する費用120万2800円、計196万2800円及びこれに対する年5分の遅延損害金の支払いを求めて訴えを提起した。名古屋地裁は、Xの請求を一部認容し (調停に基づきBに支払った30万円についてのみ)、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>会社に対し、各自金30万円及びこれに対する年5分の遅延損害金をXに支払うことを命じた。

**【判旨】** 本件の争点は、まず、Y<sub>2</sub>会社が設計だけでなく工事監理をも委託されたのかどうかであった。この点につき本件判決は、「Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>会社においてはAより設計書の作成と建築に必要な申請手を依頼されただけで、監理の委任は受けていない。A代表者Cは監理は社員である二級建築士のDにさせるというのでそれを信用し、市の建築確認を受ける便宜上申請書の工事監理者欄にY<sub>2</sub>会社の記名押印をして提出したにすぎない旨供述し、Cもこれに照応する証言をなしているのであるが、Dは建築士事務所登録をしていないことをY<sub>1</sub>も了知していたことは、本人尋問において

Y<sub>1</sub>の自認するところであるから、Y<sub>1</sub>においてA代表者Cの言をそのまま信じたとは到底解せられ」ないと判示したうえで、Y<sub>1</sub>が建築確認申請書の工事監理者欄にY<sub>2</sub>会社の記名押印をしたことが単なる名義貸しにあたるかどうかという点について、「確認申請書に設計者及び監理者としてY<sub>2</sub>会社の記名捺印をなした以上、Y<sub>2</sub>会社において設計はもとより監理についても委託を受けたものと推認するに十分であり、「XはAを介してY<sub>2</sub>会社との間に設計監理の委託契約を締結したものと認められ」と判示した。

そのうえで、本件判決は、Y<sub>1</sub>の責任については、「Y<sub>2</sub>会社の一級建築士であるY<sub>1</sub>は建築士法18条により設計及び監理につき業務執行の義務あること明らかであり本件建築工事の瑕疵はA及びその下請業者の工事施工に基因するとはいえ、一級建築士であるY<sub>1</sub>が設計どおり工事が進行しているか否かにつき監理義務を尽しておれば、本件工事の瑕疵は直ちに発見でき、Aに注意を与えることにより是正できた」のだから、Y<sub>1</sub>は監理義務不履行の責任を負うと判示した。

また、建築士法18条は建築士の業務執行についての倫理規定にすぎない旨のYらの主張については、同条は「いわゆる手抜工事の防止のため建築士に課せられた業務責任と解すべきである。すなわち建築士が工事監理をも委託された場合においては、設計どおり工事が進行していないと認めるときの工事施行者に対し注意を与える義務、工事施行者が従わないとき建築主にこれを報告する義務は、建築士法18条によって建築士に課せられた業務責任」であるとしたうえで、建築士の前記義務違反の結果建築主が損害を蒙った場合には、建築主 (本件においてはX) は工事監理契約をなした当事者 (本件においてはY<sub>2</sub>会社) に対し前記契約責任を問いうるほか、建築士個人 (本件においてはY<sub>1</sub>) に対してもその責任を追及しようとした。

損害賠償について本件判決は、Xが調停の結果Bに支払った30万円はY<sub>1</sub>の建築士としてなすべき建築士法上の監理義務不履行と相当因果関係のある損害であるから、監理を委託されたY<sub>2</sub>会社も契約責任にもとづき監理不履行の責を負うべきであり、Y<sub>1</sub>・Y<sub>2</sub>は各自この損害につき賠償義務を負うものとした。しかし、Xの主張するその他の損害 (不完全な北側側面外壁の



改修工事費用と傾斜壁面を取り壊し境界線上垂直な壁面とするのに要する費用)については、工事施工者であった訴外Aに対して請求すべきであるとして、Y<sub>1</sub>の監理義務不履行との間に相当因果関係を認めなかった。

**(b) 債務不履行責任を認めたもの**

次の判決は、建築家が設計及び監理を委託された事案であるが、監理についてのみ債務不履行責任を認めたものである。しかし、控訴審では一転して建築家の監理責任は否定された。

⑬長崎地裁佐世保支部昭和60年12月23日判決（未登載、昭和56年（ワ）第247号）

**【事案】** X（原告、建築主）はY<sub>1</sub>（被告、一級建築士）に住宅用建物（以下「本件建物」という。）新築のために設計及び監理を委託し（以下「本件設計監理契約」という。）、Y<sub>2</sub>（被告、建設会社）に本件建物の建築工事を代金1168万2000円で請け負わせた（以下「本件請負契約」という。）。本件請負契約締結前に、一旦は、XとY<sub>1</sub>とが協議のうえで、価格の点、設計監理者との信頼関係の点で納得のゆく別の業者を選定していたところ、Xが突然、Xの取引銀行からの要請にこたえざるをえないとして、Y<sub>2</sub>を工事請負人としてY<sub>1</sub>に事後的に了解を求めてきたので、Y<sub>1</sub>としては、Y<sub>2</sub>につき請負価格が安すぎる点及び信頼関係の点で不安があり、必ずしも納得できなかったものの、やむなくこれを了解した。Y<sub>1</sub>は、Xから本件設計監理契約に基づき、報酬として金100万円の支払いを受け、本件工事現場に週1、2回くらいの割合で赴き、工事監理をしていたが、本件建物の棟上時に、Y<sub>2</sub>が庇の持ち出し梁に本件設計（設計図書には、軽量鉄骨を使用すべき旨の記載がある。）と異なる重量鉄骨（H型鋼）を使用していることに気付き、Y<sub>2</sub>の現場責任者に是正するよう指示したが、これが容れられなかったため、Xに対し、その旨を告知したところ、かえってXは、Y<sub>2</sub>からの求めに応じてH型鋼の使用を承諾し、Y<sub>1</sub>の前記進言を聞き入れなかった。Y<sub>2</sub>は、その後も事前に設計監理者であるY<sub>1</sub>の了解を得ずに、樋のジョイント部分にエキスパンションジョイントを使用せず、また、シングル張りの張り付けの防水工事の際に、のり付けと釘打ちとを一部併用するなど、設計図書に反する

粗雑な施工をなしたが、Y<sub>1</sub>は、Y<sub>2</sub>のそれらの工事ミスを見越した結果、いずれもその旨をXに報告せず、そして、本件建築工事の竣工検査に立ち会ったうえ、前記工事の引渡を容認した、という経緯があった。

Xが本件建物に入居してまもなく本件建物の屋根から雨漏りがするようになり、さらに、本件建物の屋根の庇の部分が下がって傾くに至った。そこで、Xが、Y<sub>1</sub>に対し、再三にわたって、本件建物の補修を要求したところ、Y<sub>2</sub>は数度にわたって本件建物について補修工事を行ったが、雨漏りは一向に止まらず、Y<sub>1</sub>の提案により、本件建物の屋根にトタンを張るという補修工事を行った。しかし、それでも本件建物の屋根の雨漏りは止まらず、又、それまでの雨漏りによって、本件建物の内装部分等が水濡れして汚損したため、XはY<sub>1</sub>に対し、それらの抜本的な補修を要求したが、Y<sub>1</sub>はこれに応じなかった。そこで、Xはやむなく訴外Aに対し、代金1084万2212円で本件建物の屋根及び内装部分等の抜本的な補修改築工事を行わせた。その結果、ようやく雨漏りも止まり、水濡れによって汚損した内装部分等も補修されるに至った。そこで、Xは、Y<sub>1</sub>に対し、屋根の設計ミス及びY<sub>2</sub>の不十分な施工を看過した監理ミス（本件設計監理契約に基づく債務の不完全履行）を理由に、また、Y<sub>2</sub>に対し、施工ミス（本件請負契約に基づく債務の不完全履行）を理由に、それぞれ金1284万2212円の内金1000万円及び年5分の割合による遅延損害金の賠償を求めて訴えを提起した。1284万2212円の内訳は、訴外Aに支払った補修工事代金1084万2212円と本件建物に雨漏りが生じたことによって家具類が水濡れして汚損したことによる損害200万円の合計である。

**【判旨】** 本件判決はまず、Y<sub>2</sub>の債務不履行（施工ミス）についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>2</sub>は、（1）庇の持ち出し梁につき、設計図書には軽量鉄骨を使用すべき記載があるのに、庇の垂れ下がりを招き易い重量鉄骨であるH型鋼を使用し、（2）樋のジョイント部分につき、設計図書上にはエキスパンションジョイントを使用すべきことが記載されているのに、これを使用せず、（3）シングルの貼り付けのために、防水目的から避けるべき釘打ちを一部併用したなど設計図書に反する施工をなし、それら設計図書

の記載と異なる施工をなす際、前記(1)については、工事監理者たるY<sub>1</sub>の指示に従わず、建築には素人のXには、重量鉄骨の長所のみ説明して短所について告知せずその了解をうるなどその場逃れの措置をとり、前記(2)(3)については、事前に設計監理者たるY<sub>1</sub>の了解を得ず、施主たるXに対する報告もなしていなかったこと、その結果、庇が垂れ下がり、それより中心部分に属する構造物が引き下げられ、屋根に凹凸が生じ、又庇の付け根の真上付近に設けてある谷樋式の軒樋も共に引き下げられ、エキスパンションジョイントを使用しなかったこととあいまって、樋の接合部分の正常な接合が損なわれて屋根上の円滑な排水が妨げられ、又雨水を破損部分から浸透させる結果となり、さらに、前記釘打ちの一部併用によって釘穴部分からの雨水の浸透を招き、前記の雨漏りを生じたこと、が認められる、と。このように判示して、前記(1)ないし(3)の点につきY<sub>2</sub>の債務不履行責任を認めた。

次に、Y<sub>1</sub>の債務不履行責任に関しては、まずその有無を判断する前提として、工事監理の委任契約の面における建築士の負担する義務内容についておおよそ以下のように判示する。すなわち、一般に、建築工事の設計監理契約の監理契約の面における建築士の負担する義務は、当事者間で特段の取り決めをなさなかったときは、工事が設計図書のとおり実施されているかを確認し(建築士法2条5項)、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに、工事施工者に注意を与え、もし工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告をする(同法18条3項)ことを内容とするものと解すべきである。又、設計図書のとおり工事を実施しなかったことに基づく当該工事部分についての工事施工者の責任と前記の点に関する工事監理を尽くさなかったことに基づく工事監理者の責任とは重なり合う限度で重疊的に成立して、不真正の連帯債務が発生するものと解すべきである、と。本件判決はこのように判示したうえで、Y<sub>1</sub>の設計ミスは認められないとしたが、監理ミスに関しては、前記(2)の施工ミスを放置した点及び(3)の施工ミスを看過した点に監理ミスがあるとした。しかし、前記(1)の施工ミスに関しては、Y<sub>1</sub>がこの点につきY<sub>2</sub>の現場責任者に注意し、これが容れられな

かったため、Xにこれを進言したことを理由に、(1)の施工ミスについての監理ミスを否定した。

結局、本件判決は、XのY<sub>2</sub>に対する請求につき、1119万2212円(補修工事代金1084万2212円と雨漏りによる家具類の損害35万円の合計)の内金1000万円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを命じ(全部認容)、XのY<sub>1</sub>に対する請求については、請求金額金1000万円の10パーセントにあたる金100万円及び年5分の割合による遅延損害金をY<sub>2</sub>と連帯して支払うよう命じた。

因に、本判決の控訴審判決である福岡高裁昭和61年10月1日判決(判タ638号183頁)では、一転して、Y<sub>1</sub>の監理ミスによる責任は否定された。すなわち、同判決は、一審判決中の一級建築士Y<sub>1</sub>(被告・控訴人)敗訴の部分、つまりY<sub>1</sub>の監理ミスを認めた部分を取り消し、建築主X(原告・被控訴人)のY<sub>1</sub>に対する請求を棄却した。

控訴審判決はまず、特約のない設計監理契約に基づき建築士が負担する債務の内容につき、法令又は条例の定める建築物に関する基準に適合するような設計を行なう(建築士法18条2項)とともに、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおり実施されているかどうかを確認し(同法2条6項)、工事が設計図書のとおり実施されていないと認めるときは、直ちに工事施工者に注意を与え、工事施工者がこれに従わないときは、その旨を建築主に報告する(同法18条3項)ことであると判示する。つまり、建築士法18条2項3項・2条6項は、単なる行政上の取締規定あるいは倫理規定ではなく、特約のない設計監理契約の内容をなす法的義務を定めた規定であるとする。そのうえで、同判決は、Y<sub>1</sub>の設計ミスについては否定する。これらの点については一審判決におけると同様である。

控訴審判決は次に、一審判決が(2)及び(3)の施工ミスを看過した点に監理ミス(報告義務違反)があるとしたことを非難して、おおよそ以下のように判示する((1)の施工ミスについての監理ミスを否定した点は一審判決と同様である)。すなわち、(2)は、雨樋の接ぎ方として常識を無視した工法であり、(3)も防水工事としては常識外れの不完全な工法であっ

て、しかも工事現場に常駐していないY<sub>1</sub>側において、容易に発見することが困難な工事部分における瑕疵であることが認められること、本件工事の請負業者選定にあたり、Y<sub>1</sub>は、見積価格や施工能力を充分吟味する機会のないまま、Xにより予算等の関係から、Y<sub>2</sub>が一方的に選定されたものであること、Y<sub>1</sub>は前記（1）の施工ミス指摘してXに報告し、前記工事の是正方を警告したにも拘らず、Xにおいてこれを無視して設計図書に反する前記工事を許諾し、そして、このことが本件雨漏りを生ぜしめた重要な原因をなすものと考えられること、（2）については、本件工事完成後、間もなく、Y<sub>1</sub>が雨漏りの原因調査をした際にこれを発見し、Y<sub>2</sub>に対して手直しを要求したが、同人は工事費が赤字であることを理由に拒んだこと、さきに述べた本件請負業者選定に至った経緯に、前記（1）の施工ミスにつき、XがY<sub>1</sub>の報告を無視したこと、及びその後も予算面を重視して手直し工事に消極的なXの態度をあわせ考えると、Xは、仮に前記（2）（3）の工事ミスについてY<sub>1</sub>から報告を受けたとしても、前記（1）の場合と同様に、これを無視する態度に出たであろうことが容易に推認されること、また、Y<sub>2</sub>が犯した前示（1）ないし（3）の施工ミスの結果に伴う不利益は、かかる粗雑な施工を行なった業者を選定したXの責任として、Xにおいてこれを甘受すべきものであって、これをY<sub>1</sub>に転嫁することは衡平に反し妥当でないこと、以上の諸事情を総合勘案すると、本件事案のもとでは、Xにおいて前記（1）の報告義務を尽くした以上、その後に生じたY<sub>2</sub>の前記（2）（3）程度の施工ミスについては、信義則上、これを報告しなかったことをもって、直ちに本件監理契約に基づく債務不履行を構成するとはいえない、と。

次の判決は、建築家の監理責任を認めたものであるが、監理者の責任は施工業者の責任との関係で補充的であるとして、施工業者の瑕疵担保責任が除斥期間の経過によって消滅したときには監理者の責任も消滅するとしたものである。

⑰東京地裁平成4年12月21日判決（判タ843号221頁、判時1485号41頁）

【事案】X（原告、反訴被告、建築主）は、Y<sub>1</sub>（被告、建設会社）との間で、鉄筋コンクリート造陸屋根地下

1階付8階建店舗水槽室機械室建物1棟（以下「本件建物」という。）の建築請負契約（以下「本件請負契約」という。）を締結した。なお、本件請負契約には、Y<sub>1</sub>の瑕疵担保責任の存続期間を、本件建物引渡の日から、屋根の防水については10年、外壁からの漏水については3年、それ以外の瑕疵については2年とする特約があった。Y<sub>2</sub>（被告、反訴原告、設計監理会社）は、Xとの間で本件建物建築に関する監理業務契約（以下「本件監理契約」という。）を締結したが、Y<sub>2</sub>は、監理業務だけではなく、一部設計業務（設計図書作成前の調査）を行うことをも約した。ちなみに、Y<sub>2</sub>の管理建築士として実際に監理業務を行ったのはY<sub>3</sub>（被告）である。

Y<sub>1</sub>は、本件建物完成後、Xにこれを引き渡したところ、Xは、本件建物には以下のような「瑕疵」があると主張した。すなわち、（1）鉄筋コンクリートの瑕疵、（2）エレベーターホール窓周りのカラータイルのひび割れ、（3）2階及び4階部分の雨漏り、（4）屋上の配管の被覆工事の不完全、（5）雨樋工事の不完全、（6）屋上の排水のための水勾配が適切にとられていない瑕疵、（7）屋上給水槽下の清掃不能及び同部分に水勾配が適切にとられていない瑕疵、（8）エレベーターホールメータースペース部分の防火区画工事の瑕疵並びに（9）外壁タイルの亀裂剥落である。そこで、Xは、Y<sub>1</sub>に対しては、本件請負契約の債務不履行あるいは瑕疵担保責任に基づき、Y<sub>2</sub>及びY<sub>3</sub>に対しては、本件監理契約の債務不履行に基づき損害賠償を請求した。Xの主張する損害額は以下のとおりである。すなわち、（Ⅰ）「瑕疵」（1）による損害1億400万円以上、（Ⅱ）「瑕疵」（2）による損害500万円以上、（Ⅲ）「瑕疵」（9）による損害319万3000円、（Ⅳ）その他の「瑕疵」による損害300万円、（Ⅴ）調査費用50万円、（Ⅵ）弁護士費用750万円である。

以上要するに、XはY<sub>1</sub>らに対し、連帯して、（Ⅰ）の損害のうち6900万円、（Ⅱ）の損害のうち500万円及び（Ⅲ）ないし（Ⅵ）の各損害額の合計8819万3000円の一部8500万円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めたのが本訴である。

これに対して、Y<sub>2</sub>は、本件建物に関する設計業務の一部及び監理業務の報酬を求めて反訴を提起した。



〔判旨〕本件判決はまず、<sup>(1)</sup>通説・判例に従い、請負人の瑕疵担保責任に関する規定は不完全履行の一般理論の適用を排除するとして、XのY<sub>1</sub>に対する債務不履行の主張についてはこれを否定し、また、監理契約の法的性質についてはこれを準委任であるとしたうえで、次のように判示する。すなわち、監理契約の「債務不履行に基づく損害賠償請求権は原則として監理終了の時から10年(商法522条の適用がある場合は5年)で時効によって消滅することになるが、それ以前に請負人の瑕疵担保責任が除斥期間の経過によって消滅した場合は、その工事瑕疵に関する監理者の責任も同時に消滅すると解するのが相当である。何故ならば、監理者は、建築主の建築物完成の目的実現に寄与すべく工事が設計図書のとおりを実施されるよう請負人の施工を監理するものであるから、その責任は請負人の責任との関係において補充的責任たる性質を有するものであるところ、瑕疵を生じさせた請負人の瑕疵担保責任が消滅した後においても監理者の責任が存続することは、均衡を失することになるし、また、建築物は時間の経過によってその瑕疵の存否の判断が困難になる場合が多いが、請負人の瑕疵担保責任が消滅した後においても、監理者の責任が監理終了の時から10年間(あるいは5年間)は消滅しないことになると、監理者の立証に支障を生じる恐れがあるからである」と。

以上のことを前提に、本件判決はY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>の責任について判示する。まず、Xの主張する「瑕疵」(1)については、瑕疵であることは認めたものの、請負契約上の瑕疵担保責任の特約の適用を排除するような「きわめて重大な隠れた瑕疵」ではないので、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対する同瑕疵に基づく損害賠償請求権は約定の2年の除斥期間の経過により消滅したとする。同様に、「瑕疵」(2)についても、瑕疵であることは認めたものの、Y<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対する同瑕疵に基づく損害賠償請求権は約定の2年の除斥期間の経過によって消滅したとする。しかし、Y<sub>1</sub>については、同人がかつて同瑕疵の補修を約したことがあり、これをXに対する新たな債務の負担を約したものとみて、同人は同瑕疵の補修に代わる損害賠償責任を負うとした。「瑕疵」(3)については、瑕疵であることを認めただうえて、約定の3年の除斥期間内にY<sub>1</sub>に対し瑕疵修補を請求してい

ることから、同人は瑕疵担保責任としての損害賠償義務を負うとし、また、Y<sub>2</sub>も監理契約不履行に基づく損害賠償義務を負うとした。「瑕疵」(4)ないし(9)については、仮にこれらが施工上の瑕疵であるとしても、Y<sub>1</sub>の瑕疵担保責任は約定の2年の除斥期間の経過により消滅し、同時にY<sub>2</sub>の監理契約不履行に基づく損害賠償義務も消滅したとする。

本件判決はこのように判示したうえで、Y<sub>2</sub>に対し瑕疵(3)の補修費用の一部(197万6150円)を、Y<sub>1</sub>に対してはそれに加えて瑕疵(2)の補修費用の一部(82万5000円)の賠償を命じたが、調査費用及び弁護士費用については認めなかった。また、Y<sub>3</sub>については、Y<sub>2</sub>の管理建築士として実際に監理業務を行った履行補助者に過ぎないとして、その責任を否定した。要するに、Xに対し、Y<sub>1</sub>は280万1150円及び年5分の割合による遅延損害金を、Y<sub>2</sub>は197万6150円及び年5分の割合による遅延損害金を支払うよう命じられた。

以上が本訴請求の部分であるが、反訴請求については全部認容した。

#### (c) 不法行為責任を認めたもの

次の判決は、いわゆる建築士の名義貸しの事案につき、一審の判断を覆して建築士の監理者としての不法行為責任を認めたものである。

⑩大阪高裁平成13年11月7日判決(判タ1104号216頁)

〔事案〕X(原告)は平成9年にY<sub>1</sub>(被告、不動産販売会社)から新築建売住宅(本件土地建物)を購入し、代金3193万5000円を支払った。Y<sub>2</sub>(被告)はY<sub>1</sub>の代表取締役であるとともに本件建物の建築主であり、Y<sub>3</sub>(被告)は本件建物の施工者、Y<sub>4</sub>(被告)は二級建築士である。Y<sub>4</sub>は平成8年ころY<sub>2</sub>から依頼され、本件建物につき設計図面を作成し、Y<sub>2</sub>の代理として建築確認申請を行い、その報酬として20万円を受け取った。Y<sub>4</sub>はY<sub>2</sub>と工事監理契約を締結しなかったが、建築確認申請書類に自らを工事監理者と記載して、右建築確認申請を行った。Y<sub>4</sub>はその後本件建物の建築につき工事監理を行わず、Y<sub>2</sub>は本件建物の建築にあたって工事監理者を置かなかった。Y<sub>2</sub>は建築確認通知後、建築確認を受けた内容と全く異なる建物の間取

図をY<sub>3</sub>に交付して、右間取図に従った建築を依頼し、Y<sub>3</sub>は右指示に従って右間取図面どおりに本件建物を建築した。

Xは、本件建物の完成・引渡後、市当局から本件建物が建築基準法の定める構造基準を満たしていないように見受けられるので調査するように勧められたため、一級建築士に調査鑑定を依頼したところ、本件建物には構造性能及び防火性能のいずれにも建築基準法令に違反する著しい欠陥があり重大な瑕疵があることが判明した。

そこでXは、主位的には、Y<sub>1</sub>に対して瑕疵担保責任（民法570条）に基づき本件土地建物の売買契約を解除し原状回復として売買代金相当額の返還及び損害賠償を請求（年5分の割合による遅延損害金を含む）するとともに、Y<sub>2</sub>ないしY<sub>4</sub>に対して共同不法行為に基づき損害賠償を請求（年5分の割合による遅延損害金を含む）し、予備的には、Y<sub>1</sub>に対して瑕疵担保責任（民法570条）に基づき損害賠償を請求（年5分の割合による遅延損害金を含む）し、Y<sub>2</sub>ないしY<sub>4</sub>に対し共同不法行為に基づき損害賠償を請求（年5分の割合による遅延損害金を含む）した。

要するに、XがYらに対し主位的請求として、本件売買代金相当額3193万5000円、司法書士費用46万9950円、火災保険料45万3240円、住宅ローン保証金69万156円、契約印紙代2万200円、固定資産税18万2640円、住宅ローン既払金利115万6283円、建築士の調査鑑定費用84万9750円、慰謝料200万円、弁護士費用377万円、合計4152万7219円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを、予備的請求として、補修費用（取り壊し再築費用）1973万円、工事監理料203万7000円、補修期間中の代替建物賃料125万円、引越費用40万円、登記費用等12万円、慰謝料200万円、本件欠陥調査鑑定費用84万9750円、弁護士費用264万円、合計2902万6750円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを求めたのが本件の第一審である。

これに対して第一審判決（大阪地判平成12・9・27判タ1053号137頁）は、本件建物には構造性能及び防火性能のいずれにも著しい欠陥があり、重大な瑕疵があるものと認めたとうえで、本件建物の補修方法としては再築しかないとする。そして、このような瑕疵

がある以上、本件建物を住居として使用するという本件売買契約の目的を達成することは不可能であるとして、Xが瑕疵担保責任に基づき本件売買契約を解除することを認め、Y<sub>1</sub>に対する売買代金返還請求及び損害賠償請求を認めた。次に、Y<sub>1</sub>の代表者であり本件建物の建築主であるY<sub>2</sub>に対する請求については、Y<sub>2</sub>は建築確認を受けた内容と全く異なる本件間取図を作成してY<sub>3</sub>に右間取図に従った本件建物の建築を指示しておきながら、Xに対し建築確認を受けた内容と本件間取図が異なること及び本件瑕疵の存在を説明せずに秘匿して、Xに本件建物が建築確認を受けた瑕疵のない完全な建物である旨誤信させてY<sub>1</sub>との間で本件売買契約を締結させたとして、Y<sub>2</sub>の不法行為責任を認めた。これに対して、Y<sub>3</sub>に対する請求については、不法行為が成立するためには当該行為により生命・身体・健康、所有権及びそれに準ずる法律上保護に値する利益（いわゆる完全性利益）が侵害されたといえることが必要であり、単に契約に従った目的物の給付を受ける利益（債務者の行為を通して債権者が獲得しようとしている利益）のような契約法上の利益が侵害されたというだけでは、詐欺行為等があった等特段の事情がない限り不法行為が成立する余地はないとしたうえで、Y<sub>3</sub>がことさらにXを勧誘して本件売買契約を締結させたというような特段の事由は認められないとし、Y<sub>3</sub>の不法行為責任を否定した。また、Y<sub>4</sub>に対する請求については、Y<sub>3</sub>に対する不法行為責任を否定した理由を引き合いに出すとともに、いわゆる建築士の名義貸しの点に関しては以下のように判示する。すなわち、Y<sub>4</sub>が、工事監理者となる契約を締結したことを認めるに足りる証拠はないし、建築士法は行政法上の取締法規に過ぎない上、Y<sub>4</sub>がY<sub>4</sub>を工事監理者として届け出ること即ち名義を貸すことに同意したことによって、直ちに建築確認申請の際の設計とは全く異なる建物が建築されることになるとは限らないと考えられるので、この場合ににわか工事監理者となった場合と同等の不法行為法上の責任を負うことになるとする確たる根拠はないと考えられる、と。このように判示して、Y<sub>4</sub>の不法行為責任を否定した。

結局、Xの主位的請求は、Y<sub>1</sub>に対し瑕疵担保責任に基づく解除による原状回復及び損害賠償として、Y<sub>2</sub>

に対し不法行為に基づく損害賠償として、連帯して、本件売買代金相当額3193万5000円、司法書士費用46万9950円、火災保険料45万3240円、住宅ローン保証金69万156円、契約印紙代2万200円、固定資産税16万7820円、住宅ローン既払金利115万6283円、建築士の調査鑑定費用84万9750円、慰謝料50万円、弁護士費用350万円、合計3974万2399円及び年5分の割合による遅延損害金の支払を認める限度で認容され、Y<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>に対する主位的請求及び予備的請求は棄却された。

これに対して、X、Y<sub>1</sub>、Y<sub>2</sub>がそれぞれ控訴した。**【判旨】**大阪高裁は、XのY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対する主位的請求については、損害額の点を除いて(原判決と異なり、慰謝料50万円は認めなかった。)原判決を維持した(予備的請求については原判決と同様に棄却した)。これに対して、XのY<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>に対する主位的請求については原判決と同様に棄却したが、予備的請求については原判決の判断を覆して不法行為に基づく損害賠償責任を認めた。

まず、Y<sub>3</sub>の不法行為責任についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>から注文を受けて、本件建物を建築したものであるところ、本件瑕疵はY<sub>3</sub>の建築工事によって生じたものであるから、Y<sub>3</sub>の不法行為によってXの財産を侵害したと認めることができる。なぜならば、建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の構造等に関する最低基準を定めているところ(法1条)、およそ建築物を建築する者は建築基準法に従って建築物を建築して、他人の生命、健康及び財産を侵害しないようにしなければならないのであるから、これに違反して他人の財産を侵害し、損害を被らせたときには、不法行為に基づきその損害を賠償させるのが相当である。Y<sub>3</sub>は、Y<sub>1</sub>から受け取った図面に従って本件建物を建築したに過ぎないと主張するが、Y<sub>3</sub>は、建築物を建築する以上、前記のとおり建築基準法に従わなければならない、これに違反してXに損害を被らせたのであるから、その損害を賠償しなければならない、と。大阪高裁はこのように、施工者たるY<sub>3</sub>の不法行為に基づく損害賠償責任の根拠となる法的義務を建築基準法から導き出している。

次に、Y<sub>4</sub>の不法行為責任についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、Y<sub>4</sub>は、本件建物の建築確認申請書に、自らを工事監理者として記載してこれを提出し、建築確認を受けたのであるから、Y<sub>4</sub>は、本件建物が建築確認申請書に添付した図面と同一の建築物が建築されるように監理しなければならなかったにもかかわらず、これを怠ったため、Y<sub>3</sub>が前記図面と異なり、建築基準法に違反する本件瑕疵のある本件建物を建築したのであるから、Y<sub>4</sub>の不法行為によってXの財産を侵害したと認めることができる。なぜならば、建築基準法は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るため、建築物の構造等に関する最低基準を定め、この基準に違反する建築物が建築されないようにするため、建築工事前に建築主等に建築物がこれに適合するものであることの確認を受けさせ(法6条)、建築工事完了後に建築主等にこれに適合するものであることの検査を受けさせる(法7条)のみならず、建築主に一定の資格を有する建築士を工事監理者として選任させてその工事の監理をさせることとし(法5条の4第2項)、しかも、これを実効あるものとするため、工事監理者となった建築士の氏名を建築確認申請書に記載しなければならないものとし(建築基準法施行規則1条の3第1項第2号様式(第2面)5)、建築主が工事監理者を選任せずに工事をするとはできないものとしている(法5条の4第3項)。したがって、建築確認申請書に工事監理者として記載された建築士は、建築基準法に適合した建築物が建築されるように監理をして、他人の生命、健康及び財産が侵害されないようにしなければならないのであるから、これに違反したために他人の財産が侵害され、損害を被らせたときには、工事監理者に不法行為に基づきその損害を賠償させるのが相当である。Y<sub>4</sub>は、設計図面と異なる本件建物が建築されていることを知らなかったと主張する。しかし、工事監理者は、設計図面と異なる違法な建築物が建築されないように監理するのが職務であるから、Y<sub>4</sub>がこれを知らなかったとしても、その責任を免れることはできない。また、Y<sub>4</sub>は、Y<sub>2</sub>と工事監理契約を締結しておらず、建築確認申請のために名義を貸したに過ぎないと主張する。しかし、前記のとおり工事監理者の職責、建築確認申請書に工

事監理者を記載する理由等に鑑みれば、Y<sub>4</sub>が建築主であるY<sub>2</sub>と工事監理契約を締結していなかったとしても、Y<sub>4</sub>の承諾に基づいて建築確認申請書に工事監理者としてY<sub>4</sub>の氏名が記載されている以上、その責任を免れることはできない、と。

大阪高裁はこのように、Y<sub>4</sub>についても、その不法行為に基づく損害賠償責任を根拠づける工事監理者としての法的義務を建築基準法から導き出している。なお、判決理由中で明示されていないが、建築基準法とともに建築士法の関連諸規定も当然に考慮されているものと考えられる。本件はいわゆる建築士の名義貸しの事案であるが、一審判決とは異なり、工事監理契約の締結の有無にかかわらず、建築確認申請書に工事監理者として記載されている以上、建築基準法（及び建築士法）の定める工事監理者としての義務を負うとしたものである。

以上要するに、本件判決は、XのY<sub>1</sub>及びY<sub>2</sub>に対する主位的請求については、売買契約の解除に基づく原状回復及び不法行為に基づく損害合計3924万2399円及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で認容し（予備的請求は棄却）、また、XのY<sub>3</sub>及びY<sub>4</sub>に対する主位的請求は棄却したものの、予備的請求については不法行為に基づく損害2588万6750円（内訳は、本件建物建替費用2273万7000円、建築士の調査鑑定費用84万9750円、弁護士費用230万円）及び年5分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で認容した。

#### （iv）配慮義務違反を認めたもの

次の判決は、いわゆる建築士の名義貸しの事案であるが、建築士の監理義務違反ではなく、配慮義務違反を認めたものである。そして、この配慮義務は第三者に対する義務でもあるとして、不法行為に基づく損害賠償責任の根拠となる法的義務であることを認めている。

⑯大阪高裁平成12年8月30日判決（判タ1047号221頁）

【事案】Y<sub>2</sub>（被告）は建築、土木工事の設計及び監理を目的とする有限会社であり、一級建築士Aはその代表取締役である。Y<sub>3</sub>（被告）は、不動産売買・賃貸・

仲介業を目的とする株式会社である。Y<sub>1</sub>（被告、土木建築請負業を目的とする株式会社）は大阪市東成区内において本件建物1ないし3を建築して建売住宅として販売しようと計画し、平成6年5月30日、Y<sub>2</sub>に対し、建築予定の本件各建物についての、建築確認申請の代理及び確認申請図面の作成を依頼した。本件各建物の建築工事は、建築基準法（平成10年法律第100号による改正前のもの。以下「法」という。）上、その規模、構造から、一級建築士又は二級建築士の設計及び工事監理によらなければ、することができないものであった（法5条の2）。

Aは、前記各図面を作成し、平成6年6月2日、これらを添付図書として、Y<sub>1</sub>のために本件各建物の建築確認申請（以下「本件各建築確認申請」という。）を行った。その際、Aは、各確認申請書の工事監理者欄に一級建築士の肩書を付した自己の氏名を記載するとともに、Aを工事監理者とする旨の選定届（Aが工事監理者であることを承諾する旨の記載及びAの記名押印のあるもの）を作成し、これを前記各建築確認申請書に添付した。

大阪市は、建築基準法施行規則上、建築主が工事着手前にすべきものとされている工事監理者の届出について、建築士による工事監理を義務付ける法的規制を実効性のあるものとするため、建築確認申請の段階において、建築主に対し、申請に係る建築工事の工事監理者を定め、これを建築確認申請書に記載すべきことを指導していた。Aがした前記の記載等は、Y<sub>1</sub>が、本件各建築確認申請において、大阪市の前記の指導に対処するため、Aに対し、工事監理者は未定であるが、各建築確認申請書にはAを工事監理者として記載しておいてほしい旨要請し、Aがこれに応じて作成したものであった。当時、両者の間には、工事監理契約が締結されておらず、将来、締結されるか否かも未定であった。

建築主事は、同月24日、本件各建築確認申請につき、添付された前記各図面及び各工事監理者選定届等に基づき、建築物の計画が建築基準関係規定に適合するものであることの確認をした。Y<sub>2</sub>は、前記各図面の作成及び各建築確認申請の代理に対する報酬として、Y<sub>1</sub>から金116万8000円の支払いを受けた。



その後、Y<sub>2</sub>又はAとY<sub>1</sub>との間で、本件各建物の建築工事につき工事監理契約が締結されることはなく、Aが、本件各建物の建築工事につき工事監理に当たることなかった。Aは、本件各建物の建築工事の開始時までには工事監理の依頼がない場合には、Y<sub>1</sub>がその従業員の中の有資格者を工事監理者とするなどして工事を実施するものと考えており、また、建築確認申請の際の届出と異なる者に工事監理をさせる場合には、工事着手前に建築主が変更の届出をすれば足りる取扱いであったことから、建築の確認がされて以降、本件建物の建築工事に関し、Y<sub>1</sub>に前記の変更の届出をさせる等の措置を何ら執ることなく、放置した。

Y<sub>1</sub>は、建築主兼施工者として本件各建物の建築工事を行ったが、その際、建築確認を受けるために用いた本件各建築確認申請図面を使用せず、これとは異なる施工図面に基づき、しかも、実質上、工事監理者がいない状態で建築工事を実施した。そのため、前記各図面によると、本件建物1の柱には、1階部分は200ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨を、2階及び3階部分は150ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨を使用することとされており、本件建物2及び本件建物3の柱には、1階部分は200ミリメートル四方、厚さ9ミリメートルの角形鉄骨及び175ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨を、2階部分は200ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨及び150ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨を、3階部分は150ミリメートル四方、厚さ6ミリメートルの角形鉄骨を、それぞれ使用すべきものとされているのに、実際には、本件各建物の柱に各階とも148ミリメートル×100ミリメートル、厚さ6ないし9ミリメートルのH型鋼を使用したり、基礎工事についても、べた基礎とし地中梁を施工すべきものとされているのに、地中梁を施工せず、独立基礎としたりするなど、重要な構造部分において建築確認を受けた建築物の計画と異なる工事が実施され、その結果、本件各建物は、法が要求する構造耐力を有しないなど、重大な瑕疵のある建築物となった。

X<sub>1</sub>(原告)及びX<sub>2</sub>(原告、X<sub>1</sub>の娘)は、平成6年9月1日、Y<sub>3</sub>の仲介により、Y<sub>1</sub>から本件建物1を

その敷地と共に代金4420万円で購入し、同じくX<sub>3</sub>(原告)も同年9月6日、Y<sub>3</sub>の仲介により、Y<sub>1</sub>から本件建物2(及びその敷地)を代金4520万円で購入し、X<sub>4</sub>(原告)も同7年7月3日、Y<sub>3</sub>の仲介により、Y<sub>1</sub>から本件建物3(及びその敷地)を代金4140万円で購入した。ところが、本件各建物は、新築であるにもかかわらず、車両通行時の振動が大きいこと、外壁に多数の亀裂が生じていることなどから、Xらは、その安全性に疑問を抱くようになった。そこで、Xらは、本件各建物に瑕疵があるとして、同8年2月1日、Y<sub>1</sub>に対し、本件各建物及びその敷地の各売買契約を解除し、支払済みの売買代金を返還すべき旨の意思表示をした上、同年6月13日、Yらに対し訴えを提起した。

すなわち、Xらは、①Y<sub>1</sub>に対しては瑕疵担保責任又は不法行為に基づき、②Y<sub>2</sub>に対しては工事監理者としての不法行為に基づき、③Y<sub>3</sub>に対しては仲介業者としての債務不履行又は不法行為に基づき、Yら各自に対し、売買契約の解除による原状回復ないし損害賠償を請求した。その内訳は、売買代金、登記費用、仲介手数料、ローン手数料、慰謝料及び弁護士費用であるが、それらの合計額のうち、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>は各自金2500万円(一部請求)及び内金2210万円に対する年6分の割合による、内金290万円に対する年5分の割合による遅延損害金の支払を、X<sub>3</sub>は金5000万円(一部請求)及び内金4520万円に対する年6分の割合による、内金480万円に対する年5分の割合による遅延損害金の支払を、X<sub>4</sub>は金4841万1200円及び内金4140万円に対する年6分の割合による、内金701万1200円に対する年5分の割合による遅延損害金の支払を求めた。

これに対して、第一審の大阪地裁は平成11年6月30日の判決(未登載、平成8年(ワ)第6092号)で、Y<sub>1</sub>の責任を認めたが、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>の責任は否定した。すなわち、Y<sub>1</sub>については、Xらの瑕疵担保責任に基づく解除は有効であり、従って、Y<sub>1</sub>は、解除による原状回復義務に基づき、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>に対しては金4420万円(各自金2210万円)、X<sub>3</sub>に対しては金4520万円、X<sub>4</sub>に対しては金4140万円を支払うべき義務を負うとした。そしてさらに、Y<sub>1</sub>は、少なくとも本件各建築確認申請図面どおりに建築しなければ、本件各建物に

前記瑕疵が生ずるであろうことを予見し得たものといふべく、したがって、Y<sub>1</sub>には本件各建物に右瑕疵を生じさせたことにつき過失が認められるから、X<sub>1</sub>ら各自に対し、不法行為に基づき、相当因果関係のある損害を賠償すべき義務を負うとした。Y<sub>1</sub>の不法行為と相当因果関係のある損害は、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>（以下の金額は両名の合計額）については、登記費用49万5400円、仲介手数料141万5520円、慰謝料100万円、弁護士費用200万円、合計491万920円、X<sub>3</sub>については、仲介手数料149万6520円、慰謝料100万円、弁護士費用200万円、合計449万6520円、X<sub>4</sub>については、登記費用63万1000円、仲介手数料132万8700円、ローン手数料5万1500円、慰謝料100万円、弁護士費用200万円、合計501万1200円であるとされた。結局、Y<sub>1</sub>は、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>に対し、金4911万920円（各自金2455万5460円）、X<sub>3</sub>に対し、金4969万6520円、X<sub>4</sub>に対し、金4641万1200円を支払うべき義務があるとされた。

Y<sub>2</sub>の責任については以下のように判示する。すなわち、実際には、Y<sub>2</sub>は、本件各建物について、Y<sub>1</sub>との間で工事監理契約を締結したことはないこと、建築主に対して建築確認申請を行うに当たって工事監理者を選定しておくことを要求する旨定めた法の規定はなく、工事監理者が未定の場合には、後で定まってから工事着手前に届け出ることを要する旨の注意規定が存するのみであるところ、Y<sub>1</sub>は、建築確認申請の際に申請書に工事監理者の名前を記載することを要求する大阪市の行政指導に沿うべく、とりあえずY<sub>2</sub>の名前を記載しておいてほしい旨要請し、Y<sub>2</sub>自身もY<sub>1</sub>の一級建築士の資格を有する従業員が工事監理を行うであろうと考えたことから、右要請に応じて自己の名前を暫定的に記載したにすぎないこと、さらに、そもそも工事監理者を定めた旨届け出ることを要するとされている主体は建築主であって、いったん定めた工事監理者を後日変更する場合にも、変更前の工事監理者の承諾等の手続を要することなく、建築主が一方的に変更届を提出することによって変更することができることが認められるのであって、これらの事実を総合勘案すると、本件各建築確認申請書及び本件各選定届の前記記載のみから、本件各建物について、Y<sub>2</sub>が工事監理

者としての業務を誠実に遂行すべき義務を負っていたものと認めるのは困難というほかはない、と。大阪地裁はこのように判示して、Y<sub>2</sub>の不法行為責任の成立を否定した。

また、Y<sub>3</sub>の責任についてはおおよそ以下のように判示する。すなわち、確かに、Y<sub>3</sub>は、X<sub>4</sub>に対し、Y<sub>1</sub>から本件建物3に使用されている鉄骨は15センチ角である旨説明を受けていると回答したことが認められるけれども、それ以上に、Y<sub>3</sub>が実際には本件各建物の柱にH型鋼が使用されている事実を知っていたにもかかわらず、これを告げることなく仲介を行ったり、あるいは故意に事実を告げず、又は不実の事実を告げてX<sub>4</sub>に対して仲介を行ったとの事実までを認めるに足りる証拠はない、と。大阪地裁はこのように判示して、Y<sub>3</sub>の債務不履行責任及び不法行為責任の成立を否定した。

以上要するに、X<sub>1</sub>らのY<sub>1</sub>に対する請求は、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>については、金4911万920円（各自金2455万5460円）及び内金4420万円（各自金2210万円）に対する年6分の割合による、内金491万920円（各自金245万5460円）に対する年5分の割合による各遅延損害金の支払を求める限度において、X<sub>3</sub>については金4969万6520円及び内金4520万円に対する年6分の割合による、内金449万6520円に対する年5分の割合による各遅延損害金の支払を求める限度において、X<sub>4</sub>については金4641万1200円及び内金4140万円に対する年6分の割合による、内金501万1200円に対する年5分の割合による各遅延損害金の支払を求める限度において認容された。

以上が一審判決の概要であるが、敗訴したY<sub>1</sub>には資力がなかったため、X<sub>1</sub>及びX<sub>2</sub>は控訴し、原判決中X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>とY<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>に関する部分を、Y<sub>2</sub>・Y<sub>3</sub>は連帯してX<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>各に対しいずれも500万円及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金を支払え、と変更するよう求めた。

これに対して、大阪高裁は、一審判決を変更して、Y<sub>2</sub>に対し、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>各に対しいずれも245万円及びこれに対する年5分の割合による遅延損害金を支払うよう命じたが、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>のY<sub>3</sub>に対する控訴は棄却した。

【判旨】 本件判決はまず、Aは建築主事に対し、Aが

本件建物の建築工事について工事監理をする旨表明したが、実際にはその当時までに工事監理契約は締結されていなかったし、その後も前記契約は締結されなかったのだから、Aには本件建物の建築工事について工事監理を行うべき義務があったということとはできないとする。そして、本件判決は、本件建物は一級建築士の工事監理がなければ建築工事をしてはならなかったものであるところ、工事監理者が決まっていなまま建築確認がされると、Y<sub>1</sub>において必要な工事監理を受けないで建築工事をするおそれがないとは言いがたいとする。本件判決は、このような監理不在の建築工事についての予見可能性を指摘したうえで、それにより危険な建物が建築されるという結果を回避する可能性についておおよそ以下のように判示する。すなわち、Aは、自らが工事監理者となることを表明して建築確認申請の代行をし、建築確認を得させた一級建築士としてY<sub>1</sub>が工事監理者なしであるいは実質上工事監理者がいないような状態で工事をし危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべきであったというべきであり、その配慮を欠く場合には、建築士法18条1項の規定する誠実に業務を行う義務に違反したというべきである。そして、本件建物は建売用建物であり、違法建築がされた場合これによる損害は本件建物を買った者が被ることになるおそれがあるから、この配慮義務は、本件建物の購入者に対しても負担するというべきである。ところが、Aは、このような配慮をすることなく、建築確認代行業務を履行した後、工事監理関係について放置したのであるから、この配慮義務に違反した、と。

本件判決は以上のように判示して、Aを代表取締役とするY<sub>2</sub>の不法行為責任(民法44条)を認めた。

Y<sub>2</sub>が支払いを命じられた損害賠償額については、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>の損害はY<sub>1</sub>の著しい手抜き工事により発生したものであるが、これほどの違法工事が行われることはあまり例のない事態であり、必ずしも容易に予見できたとは言い難いことと、工事監理者の変更はY<sub>1</sub>限りでできるところであり、AがY<sub>1</sub>において正当に変更の手続きをして工事をしているのであろうと考えたとしてもある程度やむを得ない面がないとはいえないこと、及びAの義務違反の性質に照らすと、X<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>

が被った損害を245万5460円として、Aの注意義務違反と相当因果関係のあるのはその1割程度の245万円であるとされた。

次の判決例は、前掲の大阪高裁判決の上告審判決であるが、控訴審判決を維持して上告を棄却したものである。

◎最高裁判平成15年11月14日判決(判時1842号38頁、判タ1139号73頁)

本件の事案は前掲判決の[事案]の欄に記載したとおりであるが、控訴審判決(前掲大阪高裁判決)に対してY<sub>2</sub>(被告・被控訴人・上告人)が上告したものである。すなわち、Y<sub>2</sub>は、Y<sub>1</sub>との間では本件建物の建築工事についての工事監理契約を締結していないのであり、本件建物に係る建築確認申請書にAを工事監理者とする旨の記載をしたからといって、これによりY<sub>2</sub>がX<sub>1</sub>・X<sub>2</sub>(被上告人)に対して賠償責任を負うものとはいえないなどと主張した。最高裁は、控訴審判決の判断を是認しつつ、同判決のいう建築士の第三者に対する「配慮義務」についてより一歩踏み込んで詳細に判示する。

まず、最高裁は、一般論としておおよそ次のように判示する。すなわち、建築士法3条から3条の3までの規定は、各規定に定められている建築物の新築等をする場合においては、当該各規定に定められている一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければ、その設計又は工事監理をしてはならない旨を定めており、前記各規定に違反して建築物の設計又は工事監理をした者には、罰則が科せられる(同法35条3号)。建築基準法5条の2の規定は、前記規制を前提として、建築士法の前記各規定に定められている建築物の工事は、当該各規定に定められている建築士の設計によらなければ、することができないこと、その工事をする場合には、建築主は、各規定に定められている建築士である工事監理者を定めなければならない、これに違反した工事はすることができないことを定めており、これらの禁止規定に違反した場合における当該建築物の工事施工者には、罰則が科せられるものとされている(建築基準法99条1項1号)。そして、建築士法18条の規定は、建築士は、その業務を誠実にを行い、建築物の質の向上に努めなければならないこと(同条1項)、



建築士には、法令又は条例の定める建築物の基準に適合した設計をし、設計図書のとおりにより工事が実施されるように工事監理を行うべき旨の法的責務があることを定めている（同条２項、３項）。建築士法及び建築基準法の前記各規定の趣旨は、建築物の新築等をする場合におけるその設計及び工事監理に係る業務を、その規模、構造等に応じて、これを適切に行い得る専門的技術を有し、かつ、法令等の定める建築物の基準に適合した設計をし、その設計図書のとおりにより工事が実施されるように工事監理を行うべき旨の法的責務が課せられている一級建築士、二級建築士又は木造建築士に独占的に行わせることにより、建築される建築物を建築基準関係規定に適合させ、その基準を守らせることとしたものであって、建築物を建築し、又は購入しようとする者に対し、建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供することを主要な目的の一つとするものである。このように、建築物を建築し、又は購入しようとする者に対して建築基準関係規定に適合し、安全性等が確保された建築物を提供すること等のために、建築士には建築物の設計及び工事監理等の専門家としての特別の地位が与えられていることにかんがみると、建築士は、その業務を行うに当たり、新築等の建築物を購入しようとする者に対する関係において、建築士法及び建築基準法の前記各規定による規制の潜脱を容易にする行為等、その規制の実効性を失わせるような行為をしてはならない法的義務があるものというべきであり、建築士が故意又は過失によりこれに違反する行為をした場合には、その行為により損害を被った建築物の購入者に対し、不法行為に基づく賠償責任を負うものと解するのが相当である、と。

最高裁はこのように判示したうえで、本件について具体的におおよそ以下のように判示する。すなわち、 $Y_2$ の代表者であり、一級建築士であるAは、建築確認申請書にAが本件建物の建築工事について工事監理を行う旨の実体に沿わない記載をしたのであるから、Aには、自己が工事監理を行わないことが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した建築工事が行われなくようにするため、本件建物の建築工事が着手されるまでに、 $Y_1$ に工事監理者の変更の届出をさせ

る等の適切な措置を執るべき法的義務があるものというべきである。ところが、Aは、何らの適切な措置も執らずに放置し、これにより、 $Y_1$ が前記各規定による規制を潜脱することを容易にし、規制の実効性を失わせたものであるから、Aの前記各行為は、前記法的義務に過失により違反した違法行為と解するのが相当である。そして、 $Y_1$ から重大な瑕疵のある本件建物を購入した $X_1 \cdot X_2$ は、Aの前記違法行為により損害を被ったことが明らかである。したがって、 $Y_2$ は、 $X_1 \cdot X_2$ に対し、前記損害につき、不法行為に基づく賠償責任を負うというべきである、と。

## （２） 諸判決例の検討

以上、設計施工分離型に属する14件の判決例を概観したが、ここでは、それぞれの判決に検討を加えてみたい。

**判決例⑦**について。本判決は、不特定多数の公衆の利用が予定されているサウナ浴場を設計する者には、当該第三者に対する設計上の注意義務が課せられるとしたうえで、当該設計者がサウナ浴室を囲う壁に可燃性のベニヤ板を使用する設計をした点に重過失があるとする。建築家（ここでは設計者）の設計上の注意義務が契約関係のない第三者（ここではサウナ入浴客）に対しても及ぶものとした点、さらに設計者の重過失を認めた点で、本判決が下された当時（昭和57年）としては画期的な内容の判決であった。

**判決例⑧**について。本判決は、瑕疵担保責任に基づく損害賠償請求において、建物の部分修復ではなく、再築による費用や弁護士費用の賠償を認めている点、また、法人である $X_1$ の慰謝料請求を認めている点において注目すべきものである。

本判決は、 $Y_2 \cdot Y_3$ について、建築確認申請書に工事監理者として氏名を記載した点に関しては単なる名義貸しであるとして監理責任を否定したが、同申請書添付の設計図書を作成した点に関しては、実際の工事施工のためのものでもあったとして、設計上の責任を認めている。たとえ実態は単なる名義貸しであったとしても、名義貸しをしたこと自体を重くみて、当該建築家の監理責任あるいはそれに相当する責任を認めるべきであったと考える。単なる名義貸しであるからと

いって建築家に監理責任を負わせないとすれば、名義貸しの横行を許すことになる。

**判決例⑨**について。本判決は、判決例⑧の控訴審判決であるが、X<sub>1</sub>会社の慰謝料請求の部分を除き一審判決を維持しており、従って、検討すべき点は判決例⑧におけると同様なので、ここでは省略する。

**判決例⑩**について。本判決は、(2)の採光上の欠陥の2。(本判決の「事案」参照)についてはY<sub>3</sub>の設計ミスを否定しているが、この点は納得がいかない。何故なら、たとえXが隣地に建物が建つ予定はない旨をY<sub>3</sub>に告げたとしても、Y<sub>3</sub>はそれを安易に信じるべきではなく、将来隣地に建物が建つ可能性を考慮し、自然採光に十分に配慮して本件建物の設計を行うべきだからである。職能家としての建築家の当然の義務であらう。

本判決は、X主張にかかる(3)の18項目の建物の「欠陥」(本判決の「事案」参照)のうち15項目につき瑕疵を認めている。問題は、それら15項目の瑕疵すべてにつき、Y<sub>1</sub>の施工ミスであるとともに直ちにY<sub>3</sub>の監理ミスであるとしている点である。蓋し、施工ミスのすべてにつき、監理者たる建築家が責任を負うとは必ずしもいえないからである。従って、Y<sub>3</sub>が監理責任を負う範囲を明確にせず施工ミスのすべてにつき監理ミスをも認めた点で不当であり、監理者に過大な責任を負わせるものである。私見によれば、本判決で認められた15項目の瑕疵のうち、Y<sub>3</sub>が明らかに監理責任を負うべきであるのは、(ア)(イ)(エ)(キ)(コ)(シ)(ス)(セ)の8項目の瑕疵である。いずれも建物全体からみて比較的重要な工事部分に生じた瑕疵であり、監理者が施工業者とともに当然に責任を負うべきものだからである。これに対して、前記の8項目以外の7項目の瑕疵については、比較的軽微なものであるから、いずれも原則として施工業者のみが責を負うべきのもであり、当該業者の信頼性が低い(例えば、技術が低レベルであったり、粗雑な工事をする業者である。)などの特段の事情がない限り、監理者たる建築家が責任を負う必要はないというべきである(施工業者の信頼度が低い場合には、建築家の監理義務の程度が増大するため、これら7項目の比較的軽微な瑕疵に対しても当該建築家は責任を負わねばな

らなくなる)。原則として施工業者のみが責を負うべきこれら7項目の瑕疵に共通する特徴を挙げるとすれば以下の如くである。すなわち、(a)瑕疵の存在が外観から比較的容易に判断しうる(他の工事部分などにより隠蔽されていない)、(b)瑕疵を後から修復することが比較的容易であり、かつ修復に過大な費用を要しない、(c)瑕疵を直ちに修復せずとも、差し迫った危険性(例えば、ガス爆発などのおそれ)がない、(d)建物全体からみて、さほど重要な箇所又は工事部分ではない、といった点を挙げることができる。

以上述べたように、本判決は、建築業者の施工ミスを直ちに漫然と(何の吟味もなしに)建築家の監理ミスに結び付けているようであり、だとすれば、建築家が監理責任を負う範囲について何らの基準をも設定していない点で建築家に過大な責任を負わせるものであり、不当であるといえる(はじめに監理責任ありき、では困る。)

**判決例⑪**について。本判決は、建築士法及び建築基準法施行令から建築士の設計・監理上の注意義務を導き出している。つまり、これらの法令が不法行為による損害賠償責任の根拠となる法的義務を定める規定であることを示しているのである。具体的には、設計ミスについては敷地調査義務違反を、監理ミスについては手抜き工事が行われぬように工事施工者を指導監督すべき義務違反を認めている。

本判決は、監理に関しては、基礎工事及び木工事の瑕疵につき建築士のミスを認めている。それらいずれの工事部分も建物全体からみて比較的重要な工事部分といえるので、それらの部分に生じた瑕疵に対しては当然に監理者の責任が及ぶといえる。従って、この点につき建築士の監理責任を認めたのは妥当といえよう。

**判決例⑫**について。本判決には若干の疑問がある。まず、本判決は、本件工事によりX建物がある程度の損傷を受けている疑いは否定できないというだけで、Yらの不法行為責任を認めているが、この点には納得がいかない。蓋し、本件工事とX建物の損傷との間の因果関係が立証されていないにもかかわらず、その疑いがあるというだけで不法行為の成立を認めることはできないこと、当然だからである。

次に、本判決は、建築家Y<sub>2</sub>の設計・監理ミスを認めているが、監理ミスはいいとして、設計ミスの内容については明確には判示していない。A土地の地盤調査を怠ってA建物の設計を行ったことを設計ミスといているものと考えられるが、判示からは必ずしも明らかではない。

さらに、本判決は、A建物の注文者であるY<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>は、建築の専門家でないとしても、注文者として、請負人たるY<sub>1</sub>に対し、隣家たるX建物に被害を及ぼさないように予め適切な指示ないし要望をして、Y<sub>1</sub>が被害防止措置を講じないままで工事をしているのを知った場合には、直ちに工事を中止させ、相当な処置を講じさせるべき義務があったのにそれを怠ったとして損害賠償責任を負わせているが、この点にも納得がいかない。いやしくも、建築家Y<sub>2</sub>が設計・監理者として職務を遂行しているのだから、Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>はこれに全幅の信頼を置いてかまわないのであり、従って、この場合には、Y<sub>3</sub>・Y<sub>4</sub>は原則として責任を負う必要はないというべきである。そうでなければ、職能家としての建築家の存在する意味はないであろう。

本判決の事案は、建築物の工事により損害を被ったとする隣地建物所有者が、当該建築物の設計監理者に対しても損害賠償を請求し、認められたものである。事案としてはあまり例がなく、参考にはなろう。

**判決例⑬**について。本判決は、マンションの居室改装工事による騒音・振動が受忍限度を超えるものであるとして、工事の設計・監理をおこなった建築家の責任を認めた珍しい判決であり、事例として参考になろう。

**判決例⑭**について。本判決は、本件建物は延べ面積が100平方メートルを超える木造建物であるから、一級又は二級建築士でなければその設計及び工事監理をしてはならず（建築基準法5条の2及び建築士法3条の3第1項）、二級建築士であるY<sub>3</sub>は本件建物の設計者及び工事監理者として届け出た以上、その業務を誠実に行うべき義務を負っていた（建築士法18条1項参照）としたうえで、Y<sub>3</sub>は本件建物の設計及び工事監理を怠り、その結果、本件コンクリート擁壁や本件建物に瑕疵が生じたとして、Y<sub>3</sub>の責任を認めた。

本判決は、Y<sub>3</sub>は建築確認申請等の手続及び本件建

物の中間・完了検査だけを委託されたが、本件建物の設計・工事監理者として届け出た以上は、その業務を誠実に行う義務があるとして、いわゆる建築士の名義貸しの事案につき二級建築士の設計・監理責任を認めている。つまり、本判決は、建築基準法5条の2及び建築士法3条の3・同18条は単なる行政上の取締規定ではなく、不法行為に基づく損害賠償責任の根拠規定となりうることを認めている。

また、本判決は、名義貸しをした二級建築士に約6000万円の損害賠償責任を負わせているが、これは当該建築士の約9万円の報酬額に比すれば過大なものである。しかし、職能家としての建築士の職責の重さからしても、また、安易な名義貸しに対する戒めという効果の点でも妥当な額であろう。

**判決例⑮**について。本件の争点は、Y<sub>2</sub>会社が設計に加えて工事監理をも委託されたかどうかであったが、この点につき本判決は、確認申請書に設計者及び監理者としてY<sub>2</sub>会社の記名捺印があることから、Y<sub>2</sub>会社が設計のほかに監理をも委託されたものと推認し、設計監理委託契約が締結されたものと認めている。しかし、Y<sub>2</sub>会社は監理者については明らかに名義貸しをしたのであって、記名捺印の存在から監理契約の成立を推認するのは実態とかけ離れており問題がある。

本判決は、建築士法18条は単なる倫理規定ではなく、同条の定める建築士の義務は損害賠償責任の法的根拠となる義務であることを認め、設計監理会社の債務不履行責任及びその代表者である一級建築士の不法行為責任を認めている。また、損害賠償の点では本判決は、調停の結果XがBに支払った30万円についてのみ、Y<sub>1</sub>の監理義務不履行と相当因果関係のある損害としているが、これには賛成できない。不完全な北側側面外壁の改修工事費用については原則として工事施工者Aのみが責任を負うとしても、傾斜壁面を取り壊し境界線上垂直な壁面とするのに要した費用については、Y<sub>1</sub>の監理義務不履行と相当因果関係のある損害と認めるべきであろう。何故なら、外壁工事の不完全さは建築工事全体からみて比較的軽微な瑕疵というが（これに対しては原則として工事施工者のみが責を負う）、壁面の傾斜は建物全体からみて軽微な瑕

疵とは到底いえないのであって、この改修工事費用については建築家の監理義務不履行と相当因果関係のある損害として監理者たる建築家も責を負うべきものといえるからである。もっとも、名古屋地裁は、約6万円の「設計監理料」と比較して賠償額が過大にならないよう考慮したのかもしれないが、もしそうとすれば、不必要な配慮といえよう。

判決例⑯について。まず、一・二審判決ともに、建築士法18条及び同2条の規定が、特約のない設計監理契約の内容をなす法的義務を定めたものであるとし、これらの諸規定が単なる行政上の取締規定または倫理規定ではないことを示している。

次に、一審判決は、(1)の施工ミスにつきY<sub>1</sub>の監理義務(報告義務)違反がないとしているが、この点はおも、控訴審判決が一審判決とは異なり(2)及び(3)の施工ミスについても同様にY<sub>1</sub>の監理義務(報告義務)違反がないとした点は問題である。控訴審判決は、Y<sub>1</sub>が(1)の施工ミスについて報告した際にXが無視したなどの事情があるので、仮に(2)及び(3)の施工ミスについて報告しても同様にXに無視されたであろうこと、そもそも粗雑な施工を行った業者を選定したのはXなので、(1)ないし(3)の施工ミスの結果に伴う不利益はXが甘受すべきであってこれをY<sub>1</sub>に転嫁することは衡平に反し妥当でないことを理由に、Y<sub>1</sub>が(1)の施工ミスについて報告義務を尽くした以上、Y<sub>1</sub>が(2)及び(3)の施工ミスをXに報告しなかったとしても、その点に監理義務(報告義務)違反はないとする。しかし、職能家としての建築家であるY<sub>1</sub>は、たとえ建築主Xにより無視されることが推測されるときも、新たに発見した施工ミスについてはそのつどXに報告すべきであるし、建築主自身が施工能力や信頼関係の点で不安のある施工業者を選んだとしても、その業者を建築家が施工者として一旦受け入れた以上は、適切な工事が行われるようにしかるべく監理義務を尽くさねばならないといえる。建築家が安易に建築主に責任転嫁をはかるとすれば、それは建築家の職能の放棄であるとの誇りは免れまい。本件の場合、施工能力や信頼度の不確かな施工業者を建築家がさほど強く反対せずに受け入れてしまったのだから、建築家はむしろ普通より以

上の注意を尽くして監理義務を遂行しなければならなかったといえよう。また、一審判決についても、(1)の施工ミスについては、Y<sub>1</sub>はただ単にXに報告するだけでは不十分であり、施工業者へ是正措置を指示するようXに強く求めるなどしなければ、職能家としての建築家の職責(ここでは監理義務)を果たしたことにはならないのであり、この点につき単に進言した程度でY<sub>1</sub>の監理義務(報告義務)違反なしとした判示には納得がいかない。

一審におけるXの一級建築士Y<sub>1</sub>に対する請求額は100万円であり、それに対して認容額はその10パーセントの10万円であるが、これは施工業者Y<sub>2</sub>に対する認容額と比べてかなり少ない金額である。もっとも、裁判所は、Y<sub>1</sub>の設計監理報酬が100万円であることに鑑み、それに比して認容額が過大にならないように考慮したのかもしれないが、もしそうとすれば、そのような配慮は無用であろう。

判決例⑰について。本判決が、「監理者は、建築主の建築物完成の目的実現に寄与すべく工事が設計図書のとおり実施されるよう請負人の施工を監理するものである」といみじくも判示しているように、確かに、監理者の無形の貢献は、設計図書どおりでかつ瑕疵のない「無体物(観念)としての建築物」、ひいては(結果的には)「有体物としての建築物」に向けて収斂するといえる。しかし、それに続けて、監理者の「責任は請負人の責任との関係において補充的責任たる性質を有する」と判示した点には到底納得がいかない。蓋し、職能家(プロフェッショナル)たる建築家(監理者)は建築物に対して終局的に責任を負うべきであって(そうでなければ、建築物の安全、ひいては社会公共の安全は保たれない。)、だとすれば、その責任は補充的どころか、施工者と少なくとも同等あるいはそれ以上のものであるはずだからである。もし監理者が施工者との関係で自らの責任を補充的なものと捉え、そのような役割に甘んじているとすれば、それは職能家としての建築家の地位を自ら放棄することになる。

また、監理者の「補充的責任」を認めることの是非はひとまずおくとして、本件判決の指摘する、「瑕疵を生じさせた請負人の瑕疵担保責任が消滅した後においても監理者の責任が存続する」ことの不均衡につい



ては、そもそも監理契約に特約を付けて解決すれば済む問題であるし、監理者の責任が監理終了時より10年間（又は5年間）消滅しないことによる監理者の立証上の支障についても、その程度の期間は、自らが監理した建築工事にかかる帰責性に関する立証責任を職能家としての建築家が負担すべきは当然であろう。もっとも、いずれの点も、私見のごとく監理契約の法的性質を原則として請負と解するならば、監理者の瑕疵担保責任は監理終了時より1年で消滅する（民法637条2項）ので、そもそも問題となりえない。

本判決が、監理者の「補充的責任」のゆえに、それらに対する監理者の責任が消滅したものとした瑕疵は、(1)、(2)及び(4)ないし(9)である（ただし、(4)ないし(9)については、施工上の瑕疵かどうかの判断はなされていない）。監理者の責任が私見のごとく施工者に対する関係で補充的なものではないとすると、前記の瑕疵に対しても監理者の責任が一応肯定されうることとなる。しかし、その場合であっても、監理者がそれらすべての瑕疵につき責任を負うわけではない。何故なら、建築物全体からみてさほど重要でない工事部分に生じた比較的軽微な瑕疵については、原則として施工者のみが責任を負うべきものであり、監理者の責任はそこまで及ばないからである。もっとも、施工者の信頼度が低い（技術が低レベルであるとか、不誠実で粗雑な工事を行う業者であるなど）場合には、監理義務の程度が高まり、その結果、前記の比較的軽微な瑕疵についても監理者たる建築家は責任を負わねばならなくなる。そこで、前記の(1)、(2)及び(4)ないし(9)の瑕疵について検討すると、それらのうち少なくとも(2)及び(9)については比較的軽微な瑕疵と云う。従って、本件の場合、監理者の「補充的責任」を認めるか否かにかかわらず、(2)及び(9)については、監理者は原則として責任を負う必要はないといえよう。

判決例⑩について。本件判決は、いわゆる建築士の名義貸しの事案につき、一審判決とは異なり、工事監理契約の締結の有無にかかわらず、建築確認申請書に工事監理者として氏名が記載されている以上、当該建築士は建築基準法（及び建築士法）の定める工事監理者としての義務を負うものとし、不法行為に基づく損

害賠償責任の根拠となる当該建築士の工事監理者としての法的義務を同法から導き出している。工事監理契約の締結を推認することもなく、建築確認申請書に工事監理者として氏名が記載されている事実から当該建築士に監理義務を課するという構成には若干無理があるように思われる。

判決例⑩について。本判決は、工事監理者が決まっていなまま建築確認がなされると、施工者が必要な工事監理なしに建築工事をするおそれがあることをAは予見可能であったし、そうであるならば、工事監理者不在のまま工事がなされないように配慮して、危険な建物が建築されないようになしえた（結果回避可能性）として、Aの過失を認めている。

本判決は、Aの配慮義務違反は建築士法18条1項の規定する「誠実に業務を行う義務」違反であるとしたうえで、この配慮義務は（建築主以外の）第三者（ここでは建物の購入者）に対する義務でもととする。しかし、この配慮義務が、建築士法18条1項の「誠実に業務を行う義務」から流出してくるものであることは判示から明らかであるものの、この配慮義務は監理義務と必ずしも同一のものではない。つまり、ここでいう配慮義務は、監理義務そのものではなく、監理がなされるように配慮する義務を指しているのである。しかし、いずれにせよ、本判決が、配慮義務違反を根拠に建築家の不法行為責任を認めていることは明らかである。

また、本判決において、 $X_1 \cdot X_2$ の被った損害のうちAの注意義務違反と相当因果関係のある損害はその1割と認定されているが、工事監理者たる建築家Aの職責の重大さに鑑みれば、些かその割合が少ないように思われる。もっとも、 $Y_2$ の報酬が116万8000円であることから、それとのバランスを考えて賠償額があまり過大にならないように裁判所が配慮したのかもしれないが、もしそうとすれば、そのような配慮は無用であろう。

判決例⑫について。本判決は、判決例⑩の上告審判決であるが、控訴審判決を維持して上告を棄却したものである。控訴審判決は、一級建築士であるAが建築確認申請書に自らが工事監理者となる旨の記載をしたからには、 $Y_1$ が工事監理者なしであるいは実質上

工事監理者がいないような状態で工事をし危険な建物を建築するようなことのないように配慮すべきであったとし、この配慮義務は、建物の購入者に対しても負担すべきであるとしている。本判決も、控訴審判決の立場を踏襲しているが、それをさらに補足し、より具体的かつ明確に説明する形で、Aには、自己が工事監理を行わないことが明確になった段階で、建築基準関係規定に違反した建築工事が行われないようにするため、本件建物の建築工事が着手されるまでに、Y<sub>1</sub>に工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を執るべき法的義務があるものとする。つまり、控訴審判決のいうような「配慮義務」という言葉ではなく、「法的義務」という言葉を用いてはいるものの、「配慮義務」の内容を補足し、それをさらに詳細に説明する形で、控訴審判決よりもさらに一步踏み込んで、積極的な作為義務（「適切な措置を執るべき法的義務」）をAに負わせている。いずれにせよ本判決は、控訴審判決と同様に建築士の第三者（この場合は建物の購入者）に対する不法行為に基づく損害賠償責任を根拠づける法的義務を建築士法及び建築基準法から引き出している。

### （3）諸判決例の問題点

以上、設計施工分離型に属する14件の判決例を概観、検討したが、既にみたようにそれらにはいくつかの共通する問題点の存在することが明らかになった。

判決例においてよくみられるのが、建築士の名義貸しの事例である。名義貸しが行われる背景としては、たとえば、施工を請け負った会社（工務店）が、自社内に有資格の建築士がいないため、建築確認申請の際に外部の建築士に設計者・監理者としての名義貸しを依頼せざるをえないという事情がある。名義貸しによる建築士の責任を否定したもの（⑧及び⑨の判決例。ただし、⑨は⑧の控訴審判決。）もあるが、責任を肯定したもの（⑭⑮⑯⑰⑱の判決例。ただし、⑳は㉑の上告審判決。）についてはその理由づけは一様ではない。⑮は、建築確認申請書に監理者としてY<sub>2</sub>会社の記名捺印があることから、Y<sub>2</sub>会社が監理をも委託されたものと推認し、設計監理委託契約の締結を認めている。しかし、Y<sub>2</sub>会社は監理者については名義貸しをしたのであって、記名捺印の存在から監理契約の成

立を推認するというのは、実態とかけ離れており不自然な構成である。この⑮は、設計監理会社の債務不履行責任を認めた事例であるが、残りの⑭⑯⑰⑱は建築士あるいは設計監理会社の不法行為責任を認めたものである。⑭は、設計者及び工事監理者として届け出をした二級建築士は、建築士法18条1項に基づき、その業務を誠実に行うべき義務を負うとして、設計・監理責任を課している。しかし、当該二級建築士は、設計・監理を行う意思はなく、単に名義貸しをしたにすぎないのだから、この構成にはやや無理があろう。⑯は、工事監理者としての名義貸しをした二級建築士につき、工事監理契約の締結の有無にかかわらず、建築基準法の当該諸規定から工事監理者としての責任を引き出している。監理契約締結の有無に関係なく監理義務を負わせている点で、この構成にもやはり無理があろう。⑰は、名義貸しをした一級建築士に監理義務そのものではなく、監理者なしに工事がなされないように配慮する義務を課しており（配慮義務は、建築士法18条1項の「誠実に業務を行う義務」から引き出す。）、実態に即した無理のない構成で妥当である。もっとも、内容の点では、配慮義務と監理義務との間には、実質的に大きな差異はないともいえる。⑱は⑰の上告審判決であるが、⑰でいうような「配慮義務」という言葉ではなく、「法的義務」という言葉を用いているものの、「配慮義務」の内容をより一步踏み込んで詳細に説明するもので、建築士に具体的な作為義務（「工事監理者の変更の届出をさせる等の適切な措置を執るべき法的義務」）を課すものである。⑰でいう「配慮義務」よりも具体的でわかりやすく、説明としてはより丁寧なものといえよう。⑰の「配慮義務」は建築士法18条1項から導き出されているのに対して、⑱の「法的義務」は同法18条等及び建築基準法の関連諸規定から導き出されており若干の形式的な差異はあるものの、枠組としては、両義務は基本的に同一のものといえよう。

次に、施工業者と監理者の責任分担の範囲が必ずしも明確ではない判決例も少なからずみられる。施工ミスのすべてにつき、何の吟味や説明もなただちに監理ミスもありとしているものが散見される（⑩⑪⑮⑰の判決例。ただし、⑪の結論は妥当。）。何ら明確な基

準もなしに施工ミスのすべてにつきダイレクトに監理ミスをも認めるとすれば、それは監理者たる建築家に過大な責任を負わせることになり妥当でない。そこで、原則として施工業者のみが責任を負い、監理者たる建築家は責任を負う必要のない施工上の瑕疵に共通する特徴を挙げれば以下の如くである（既に「諸判決例の検討」の該当箇所でも触れた。）。すなわち、（a）瑕疵の存在が外観から比較的容易に判断しうる（他の工事部分などにより隠蔽されていない。）、（b）瑕疵を後から修復することが比較的容易であり、かつ修復に過大な費用を要しない、（c）瑕疵を直ちに修復せずとも、差し迫った危険性（例えば、ガス爆発などのおそれ）がない、（d）建物全体からみて、さほど重要な箇所又は工事部分に生じた瑕疵ではない、といった点を挙げることができる。ただし、当該施工業者の信頼度が低い（技術が低レベルであったり、粗雑な工事を行うなど不誠実である。）場合などの特段の事情がある場合には、例外的に前記の特徴を有する瑕疵（原則として施工業者のみが責任を負うべき瑕疵）に対しても監理者たる建築家の責任が及ぶことになる。

職能家（プロフェッショナル）としての建築家の責務を考慮していない、あるいは蔑ろにしている判決例もいくつか見受けられる（⑩⑫⑬⑭⑮の判決例）。建築家は、建築主が依頼者の立場で指示・情報提供をしてきたとしても、それに盲従したり鵜呑みにしてはならないのであって、独自の立場で判断しなければならない（⑩の判決例）。また、建築家が建築工事に関与している以上は建築主に責任を転嫁することはできないのである（⑫⑬の判決例）。それがプロフェッショナルというものであろう。また、監理者たる建築家の責任が施工業者の責任との関係で補足的であるなどということは全く論外であって、建築家は施工業者とともにあるいはそれ以上に建築物に対して責任を負わねばならないのである（⑰の判決例は、職能家としての建築家の責務を全く考慮していないだけでなく、法解釈の誤りも犯している。）。そうでなければ、建築物の安全、ひいては社会公共の安全は到底保たれないといえよう。このような社会的責任を果たしてこそ、建築家は真のプロフェッショナルと呼ばれうるのである。

さらに、設計監理報酬に比して過大な賠償額が建築

家に課される（⑭の判決例）ことの是非という問題がある。設計又は（及び）監理のミスにより建築物に瑕疵が生じたのであるならば、当該建築物の瑕疵による損害を建築家に賠償させるのは（その額が過大であろうと）当然であり、設計監理報酬との兼ね合いを考慮するかの如き態度は妥当ではない（⑮⑯⑰⑱の判決例。ただし、⑳は㉑の上告審判決）。

また、建築士法や建築基準法の関連諸規定が単なる行政上の取締規定や倫理規定ではなく、債務不履行あるいは不法行為に基づく損害賠償責任を根拠づける法的義務を定める規定であると判示するものもよくみられるが（⑭⑮⑯⑰⑱の判決例。ただし、㉑は㉒の上告審判決）、今やほぼ確立した見解であるともいえよう。

### 2-3. 裁判実務の問題点

以上、欠陥住宅・建築工事に対する建築家の民事責任を認めた判決例 20 件を「設計施工一貫型」と「設計施工分離型」に分けて概観、検討し、それぞれの問題点を指摘した。ここでは、それら 20 件の判決例全体を総括してみた場合の問題点について述べることにするが、その前に今一度、前記の「設計施工一貫型」と「設計施工分離型」という分類の仕方について明確にしておこう。まず、「設計施工一貫型」とは、施工業者が設計及び（又は）監理をも委託されたケースで、当該業者の代表者又は従業員（被用者）が設計及び（又は）監理責任を問われた場合を指す。次に、「設計施工分離型」とは、典型的には、施工業者が設計及び（又は）監理までも委託されていない場合を指すが、それだけでなく、設計及び（又は）監理をも委託された施工業者が、その設計及び（又は）監理をさらに独立した設計監理法人又は建築士に委託したケースで、当該法人又は建築士が不法行為責任を問われた場合をも指す。

「設計施工一貫型」と「設計施工分離型」の両類型に共通する問題点としては、まず、施工者と監理者たる建築家の責任範囲の分担の問題が挙げられる。これは、特に「設計施工分離型」において顕著にみられる問題である（既に当該箇所でも詳細に述べたのでこ



ではこれ以上触れない)。次に、建築士法及び(又は)建築基準法の関連諸規定が建築家の債務不履行又は不法行為に基づく損害賠償責任を根拠づける法的義務を定める規定であると判示する判決例も多くみられるが、これは問題点というよりは、むしろほぼ確立した見解といえよう。

主として「設計施工分離型」に関わる問題点としては、建築家の職能(プロフェッション)を軽視あるいは蔑ろにした判決例が散見されることを指摘しうる。それらの判決例においては、職能家としての建築家の社会的責任というものがほとんど全く考慮されていない。

またこの類型において問題になることが多いのが、建築士の名義貸しの事例である。この問題は、既に述べたように、最近の最高裁判決(⑳の判決例)によって一応の決着をみたといえよう。

### 3. おわりに

以上、欠陥住宅・建築工事に対する建築家の民事責任<sup>(2)</sup>に関する判決例をめぐって縷々述べた。建築家の民事責任という問題領域について筆者が研究をはじめたおよそ20年前と現在とを比較すれば、判決例もかなり増え、また、この問題に対する法学界・裁判実務・建築実務界(最高裁の中に平成13年7月に設置された建築関係訴訟委員会、社団法人日本建築学会内に平成12年6月1日に設置された司法支援建築会議など)のみならず社会一般の関心も格段に高まっており、隔世の感がある。しかし、名義貸しをした建築士の責任の問題ひとつとってみても、最近やっと最高裁判決(⑳の判決例)で認められて一応の決着をみたという状況であり、その他多くの重要問題が未解決である現状に鑑みれば、未だ道程は遠いと嘆息せざるをえない。

本稿は、欠陥住宅・建築工事に対する建築家の民事責任という問題領域における裁判実務の現時点での動向を詳細に紹介し、検討したものである。建築家を被告とする訴訟は増加の一途を辿っており、それに応じて判決例も今後陸續と現れることが容易に予想される。そう遠くない将来、本稿の続編を執筆したいと考えているが、ともあれ、この小稿が多少なりとも裁判・

建築実務に資することができればこの上なく幸甚である。

### 注

- (1) 我妻榮『債権各論中巻二』(岩波書店、昭和37年)633頁。幾代通・広中俊雄編『新版注釈民法(16)』(有斐閣、平成元年)136頁〔内山尚三執筆〕。
- (2) 建築家の民事責任について論じた最近の文献として次のものを挙げるができる。

日向野弘毅「建築家の責任－西ドイツの学説・判例を手がかりとして－」(早稲田大学大学院修士学位論文、昭和61年3月)、同「建築家の契約責任－西ドイツの学説・判例を中心として－」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第26号(昭和62年9月)163頁以下、同「西ドイツにおける建築家の不法行為責任－社会生活上の義務を中心として－」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第27号(昭和63年3月)119頁以下、同「建築家の責任をめぐる日独比較法的研究」慶應義塾大学大学院法学研究科論文集第28号(昭和63年9月)67頁以下、同「建築家の民事責任－設計監理契約の法的性質を中心として－」判例タイムズ748号(平成3年4月)22頁以下、同「建築設計監理契約の法的性質－ドイツの判例・学説を中心として－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第64巻第5号(平成3年5月)48頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任－建築設計監理契約の法的性質を中心として－」日本建築学会計画系論文報告集第426号(平成3年8月)143頁以下、同「建築物の瑕疵に対する建築家の責任－建築設計監理契約の法的性質を中心として－」1991年度大会(東北)学術講演梗概集F分冊(平成3年8月、社団法人日本建築学会)683頁以下、同「建築家の業務と建築設計監理契約の法的性質」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第9巻第1号(平成3年12月)85頁以下、同「建築家の監理義務－ドイツの裁判例を手がかりとして－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第65巻第5号(平

成4年5月）71頁以下、同「建築家の不法行為責任－ドイツの裁判例・学説を中心として－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第65巻第6号（平成4年6月）84頁以下、同「ドイツにおける建築家の証明責任－ドイツ民法635条における『客観的義務違反』と『過失』の証明問題を中心として－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第65巻第7号（平成4年7月）55頁以下、同「ドイツにおける建築家契約の法的性質」1992年度大会（北陸）学術講演梗概集F分冊（平成4年8月、社団法人日本建築学会）879頁以下、同「ドイツにおける建築家の証明責任－表見証明と証明責任転換を中心として－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第10巻第2号（平成5年3月）49頁以下、同「建築家の責任と建築訴訟」（慶應義塾大学大学院博士学位論文、平成5年3月）、同「建築家の民事責任をめぐる近時の裁判例の動向」1993年度大会（関東）学術講演梗概集F分冊（平成5年7月、社団法人日本建築学会）827頁以下、同「建築家と建築請負人の責任分担について－大阪地裁平成3年6月28日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第11巻第1号（平成5年10月）11頁以下、同「ドイツにおける建築家の監理義務の範囲について」1994年度大会（東海）学術講演梗概集F分冊（平成6年7月、社団法人日本建築学会）985頁以下、同「建築家の不法行為責任－大阪地裁平成4年8月27日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第12巻第1号（平成6年10月）37頁以下、同「設計ミスを見越した建築家の監理責任－バンベルク高裁1991年7月8日判決を契機として－」1995年度大会（北海道）学術講演梗概集F-1分冊（平成7年7月、社団法人日本建築学会）919頁以下、同「設計ミスを見越した建築家の監理責任－バンベルク上級地方裁判所1991年7月8日判決を契機として－」慶應義塾大学法学研究会編「法学研究」第68巻12号（平成7年12月）505頁以下、同「建築家（監理者）の責任と建築請負人の責任との関係について－東京地裁平成4年12月21日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人

間科学」第13巻第2号（平成8年3月）45頁以下、同「建築家（監理者）の責任と建築請負人の責任との関係－東京地裁平成4年12月21日判決の検討－」1996年度大会（近畿）学術講演梗概集F-1分冊（平成8年7月、社団法人日本建築学会）953頁以下、同「建築家の監理責任－神戸地裁姫路支部平成7年1月30日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第14巻第1号（平成8年9月）31頁以下、同「いわゆる建築家契約の法的性質について－東京地裁平成8年6月21日判決に関連して－」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第15巻1号（平成9年10月）27頁以下、同「建築家の民事責任－建築家契約の法的性質を中心として－」早稲田法学第74巻第3号（平成11年3月）535頁以下、同「欠陥住宅・建築工事に対する建築家の責任（1）」常磐大学人間科学部紀要「人間科学」第20巻第2号（平成15年3月）39頁以下、同「Die Haftung des Architekten in der Bundesrepublik Deutschland und in Japan」慶應義塾大学法学部編『慶應義塾大学法学部法律学科開設百年記念論文集慶應法学会篇』（慶應通信、平成2年）459頁以下、同『建築家の責任と建築訴訟』（成文堂、平成5年）、同「建築家の監理義務の範囲について－東京地裁平成3年12月25日判決に関連して－」中野貞一郎・石川明編『民事手続法の改革－ゲルハルト・リュッケ教授退官記念』（信山社、1995年）541頁以下。

安藤一郎『建築設計・監理・確認－建築家をめぐる法律問題－〔3版〕』（ぎょうせい、平成4年）、同「建築設計監理契約の成否と法的性質」塩崎勤・安藤一郎編『新・裁判実務大系2 建築関係訴訟法』（青林書院、平成11年）3頁以下、同『イラストで読む！建築トラブル法律百科〔完全版〕』（エクスマレッジ、平成13年11月）74頁以下。

飯塚和之「イギリスにおける専門家の責任」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』（青林書院、平成16年）359頁以下。

石葉・上村・石川法律事務所執筆『設計者のためのトラブル予防術』（日経BP社、平成9年11月）

浦川道太郎「ドイツにおける専門家の責任（下）」NB

- L 549号 (1994年7月15日号) 50頁以下 (専門家責任研究会編別冊NBL 28号『専門家の民事責任』(社団法人商事法務研究会、平成6年10月) 31頁以下所収)。
- 大森文彦「建築設計の法律空間－民事法を中心として－」東洋法学第31巻第1・2合併号 (昭和63年1月) 117頁以下、同「工事監理業務内容の法的解析－民事法の観点から－」東洋法学第32巻第2号 (平成元年3月) 269頁以下、同「工事監理者責任の法的解析－民事法の観点から－」東洋法学第33巻第2号 (平成2年3月) 157頁以下、同「建築家の法的責任」建築雑誌第106集第1314号 (平成3年6月、日本建築学会) 30頁以下、同「建築設計契約・工事監理契約の法的性質」判例タイムズ772号 (平成4年2月) 35頁以下、同「建築設計者の設計情報開示・説明義務」東洋法学第40巻第2号 (平成9年3月) 37頁以下、同『建築家の法律学入門』(彰国社、平成4年)、同『建築工事の瑕疵責任入門』(大成出版社、平成14年)。
- 笠井修「アメリカ法における専門家責任」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』(青林書院、平成16年) 345頁以下。
- 鎌田薫「フランスにおける専門家の責任 (下)」NBL 553号 (1994年9月15日号) 28頁以下 (専門家責任研究会編別冊NBL 28号『専門家の民事責任』(社団法人商事法務研究会、平成6年10月) 43頁以下所収)。
- 工藤祐巖「『専門家の責任』と主要判例の分析 (下)」法律時報67巻3号 (1995年3月) 68頁以下。
- 建築紛争事例研究会編『図解 建築紛争事例便覧』(新日本法規、平成10年5月) (第1章 設計・工事監理・設計監理契約 第3 設計・監理者の過失など)
- 小久保孝雄「建築設計監理者の責任」塩崎勤・安藤一郎編『新・裁判実務大系2 建築関係訴訟法』(青林書院、平成11年) 38頁以下。
- 齋藤隆編著『建築関係訴訟の実務』(新日本法規、平成14年) (特に、81頁以下 [針塚遵執筆])
- 酒井廣幸「建築士の名義貸責任」金融・商事判例1057号 (平成11年1月) 2頁。
- 下森定「専門家の民事責任の法的構成と証明 (下)」NBL 547号 (1994年6月15日号) 35頁以下 (専門家責任研究会編別冊NBL 28号『専門家の民事責任』(社団法人商事法務研究会、平成6年10月) 101頁以下所収)、同「日本法における『専門家の契約責任』」川井健編『専門家の責任』(日本評論社、平成5年) 9頁以下、同「専門家の契約責任」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』(青林書院、平成16年) 15頁以下。
- 高橋寿一「建築士の責任」川井健編『専門家の責任』(日本評論社、平成5年) 401頁以下、同「建築士の責任」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』(青林書院、平成16年) 139頁以下。
- 滝沢昌彦「ドイツ法における専門家の責任」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』(青林書院、平成16年) 386頁以下。
- 只野康夫・木村年男『建築の設計・監理に関わる法的責任と権利』(社団法人日本建築家協会、平成14年9月25日)
- 西嶋梅治「専門家の責任と保険」川井健・塩崎勤編『新・裁判実務大系8 専門家責任訴訟法』(青林書院、平成16年) 42頁以下。
- 社団法人日本建築学会編『建築倫理用教材』(社団法人日本建築学会、平成15年10月) (特に、II各論第8章「住宅建築工事のトラブル事例」、同会編『建築紛争ハンドブック』(丸善、平成15年11月) (特に、第1編1章1.4.1 [設計契約の問題]、1.7 [建築図書と建築士の責任]、2章2.4.1 [(工事) 監理者の契約上の責任])
- 花立文字「建築設計・監理契約に関する一考察 (一) (二) (三・完)」法学志林第86巻第3・4合併号 (平成元年3月) 93頁以下・同第87巻第3号 (平成2年3月) 87頁以下・同第88巻第3号 (平成3年3月) 183頁以下、同「建築請負における請負人と建築士の責任の競合」明治学院大学法律科学研究所年報第12号 (平成8年8月) 113頁以下、同「建築家の名義貸しとその責任－複数関与者の責任との関係－」法学志林第99巻第1号 (平成13年11月) 115頁以下、同『建築家の法的責任』(法律文化社、平成10年)、同「建築関係者の責任」

沢野直紀・高田桂一・森淳二郎編『企業ビジネスと法的責任』（法律文化社、平成11年）389頁以下、同「近時の裁判例における建築関係者の瑕疵責任」流通経済大学法学部開校記念論文集編集委員会編『法学部開校記念論文集』（流通経済大学出版会、平成14年）。

福田晴政「『契約』関係のトラブル」建築知識第40巻第5号（平成10年5月）97頁以下。

松本克美「欠陥建売住宅の売主及び建築確認申請に名義貸しをした建築士の責任」ジュリスト1192号（平成13年1月）、同「欠陥住宅と建築士の責任－建築確認申請に名義貸しをした場合－」立命館法学第271・272号下巻（平成13年2月）1520頁以下、同「欠陥住宅と建築者・不動産業者の責任」内田勝一・浦川道太郎・鎌田薫編『現代の都市と土地私法』（有斐閣、平成13年）302頁以下（310頁以下）。

森島昭夫「建築家の専門家責任」専門家責任研究会編別冊NBL28号『専門家の民事責任』（社団法人商事法務研究会、平成6年10月）87頁以下。

〔座談会〕「『専門家の責任』法理の課題」法律時報67巻2号（平成7年2月）30頁以下。

山梨県弁護士会『建設請負契約の諸問題』（昭和54年度関東十県会夏季研修会報告）53頁以下。

日本私法学会シンポジウム「専門家の民事責任」私法第57号（日本私法学会、平成7年4月）3頁以下。



## コミュニケーションの目標が連続行動の知覚に与える影響

宮本 聡介  
Sousuke Miyamoto

### Effect of Communication Goals on Perception of Ongoing Behavior

This study investigates the effect of communication goals on the perception of the ongoing behavior of others. Forty-eight participants (15 males and 33 females) were randomly assigned to three conditions: a transmitter condition, a receiver condition and a non-goal condition. Participants were then shown a 15 minute video presentation featuring a male actor engaged in campus activities. Participants were asked to conduct a behavioral extraction task (Miyamoto & Yamamoto, 1994), while watching the video. The following results were obtained. Button pressing time in the transmitter condition was shorter than that of the receiver condition. The correlation between frequency of button pressing and behavioral memory were high under both conditions, but there was a negative correlation between button pressing time and behavioral memory under the receiver condition and was non-significant coefficient under the transmitter condition. These results suggest that the perceiver who has transmitter goal processes the other person's information more elaborately than the perceiver who has a receiver goal.

#### I. 問題

1970年代後半から、社会心理学の中では社会的認知 (social cognition) の影響を受けた研究が盛んに行われた。社会的認知とは、認知心理学によって明らかにされた人間の認知メカニズムを、社会的な情報の認知の解釈に応用したものであり、そこには人間の情報処理メカニズムをコンピュータに準えて理解しようとする人間観がある。社会心理学の研究領域の中でも、他者の理解にかかわる人間の心の働きを明らかにすることを旨とした対人認知 (person perception) 研究は、社会的認知の影響を最も強く受けた研究分野の1つである (Fiske & Taylor, 1984)。具体的には知覚者の保有するステレオタイプ情報 (Cohen, 1981; 宮本, 1997) や知覚者の感情状態 (Forgas & Bower, 1987)、アクセスビリティ (Higgins, Rholes & Jones, 1977)、

処理目標 (Cohen & Ebbesen, 1979; 宮本, 1996; 宮本・山本, 1994) などの要因が、対人認知に影響を与えることが次々と明らかにされた。こうして明らかにされた要因を概観すると、ある1つの特徴を指摘できる。それはこれらの要因の大部分は知覚者側に起因しているということである。対人認知は、当該他者からの情報をもとにその認知が始まるわけだが、知覚者、つまり情報を受け取る側に起因する要因によって、他者情報が正確に理解されることもあれば歪めて理解されることもあることが社会的認知研究によって次々と明らかにされていったと言える。

#### I - 1 連続行動の知覚と対人認知

他者の行動情報も、知覚者側の状態によってその処理が異なってくることが明らかにされている。ここで指している「行動」とは視覚的に観察される他者

の実際の行動である。人から伝え聞いたり、観察記録として残される言語情報と違い、今まさに目の前で起こっている動きを知覚していることから、言語的に伝達される行動と区別するために「連続行動 (ongoing behavior)」と呼ばれることがある (宮本・山本, 1994)。

連続行動の知覚に関する研究は Newton (1973) の行動知覚理論に始まる。Newton は「人は他者の連続行動を個々の意味あるユニットに分割しながら知覚している」と指摘し、行動分割課題を用いて連続行動の知覚過程を明らかにすることを試みた。行動分割課題では、1つの行動が終わり別の新しい行動が出現する行動の分割点 (break point) でボタンを押すよう実験参加者に求めた。初期の研究では、行動をできるだけ細かくあるいは大きく分割するよう求めると、実験参加者はその教示通りに行動を細かく (あるいは大きく) 分割することが示された (Newton & Engquist, 1976; Newton, Engquist & Bois, 1977)。また行動をより細かく分割しながら観察することが、行動情報の記憶を高めることも報告されている (Hanson & Hirst, 1989; Lassiter, 1988; Lassiter & Slaw, 1991; Lassiter, Stone, & Rogers, 1988)。これらの結果は、知覚者が他者の一連の行動を観察する際、それを個々の意味ある主観的な行動ユニットに分割して記憶していることを意味していると考えられている (Newton, Hairfield, Bloomington & Cutino, 1987)。

上記の研究では、行動を細かく分割する、あるいは大まかに分割するという知覚の目標によって、行動の分割の仕方や記憶が異なってくることを示されている。しかし、そもそも行動を細かくあるいは大きく分割するという処理はどのような社会的状況で導かれるものなのだろうか。この問題に示唆を与える研究がいくつかある。Cohen & Ebbesen (1979) は印象形成、行動記憶という2種類の異なる処理目標下で、知覚者が連続行動情報をどのように処理するかを検討している。その結果、行動記憶目標を持った知覚者のほうが、印象形成目標を持った知覚者よりも、他者の連続行動を細かく分割し、また行動の記憶成績も良いことが示されている。但し行動を細かく分割し、また行動の記憶成績が良かったからといって、行動記憶群のほうが

印象形成群よりも連続行動情報を精緻に処理していたわけではない。宮本・山本 (1994) では、行動分割課題に代えて、1つの行動が出現したらボタンを押し、その行動が出現している間はボタンを押し続け、行動が終わったらボタンを離すという行動抽出課題を用いて Cohen & Ebbesen の研究を追試している。行動分割課題では、ボタンを押した回数が測定されるが、行動抽出課題では、ボタンを押した回数、1回あたりのボタン押し時間が測定される。実験の結果、行動の抽出回数は印象形成群よりも行動記憶群で多かったが、抽出される1情報単位あたりの平均処理時間は行動記憶群よりも印象形成群で短かった。また行動の記憶成績は行動記憶群のほうが良かったが、ターゲット人物について予測された性格特性の記述量は印象形成群のほうが多かった。つまりボタンを押す回数の多少が、行動を仔細に記憶しているかどうかの指標となるかどうかは、処理目標に依存しており、印象を形成するという処理目標を持って連続行動を観察した場合には、ボタン押し回数は、性格特性の推測と関連してくることが指摘されている (宮本, 1996)。

## I - 2 送り手目標と受け手目標

大部分の社会的相互作用には、送り手 (transmitter) から受け手 (receiver) への情報の伝達、すなわちコミュニケーションがある。また、今現在はコミュニケーション場面におかれていないが、将来自分を送り手もしくは受け手として相互作用することが予期されることもある。病院の先生の診断結果を夫に話す妻の場合や、友人関係がうまくいかないで悩んでいる生徒の話を開こうとしている学校カウンセラーの場合などがこれに該当する。前者の場合、妻は夫に情報を伝える送り手になることが予期されている。一方、後者の場合、カウンセラーは生徒の話を開くという受け手としての役割が求められる。このように将来何らかの形で社会的相互作用が発生することが予期されるようなコミュニケーション予期場面では、「送り手」「受け手」に該当する目標をもって他者と接する事態が生じる場合がある。

では、送り手・受け手目標を持って他者と接する場合、具体的にどのような認知処理が起こるだろうか。

コミュニケーション予期下での社会的情報処理の特徴を明らかにしてゆく上で、必ず取り上げられる研究に「会話ルール」と「認知的チューニング」がある。この2つの概念は、コミュニケーション場面で、情報の送り手・受け手それぞれが、どのような役割を演じているかについてその手がかりを示唆している。

会話ルールとは Grice (1975) によって提唱されたコミュニケーションに関する規範的ルールである。具体的には量の公理 (Maxim of quantity), 質の公理 (Maxim of quality), 関係の公理 (Maxim of relation), 様態の公理 (Maxim of mode) がある。Grice の会話ルールによると、話し手の情報伝達不足はコミュニケーションの失敗を導く可能性があるが、情報伝達過多であることもコミュニケーションの失敗につながる (量の公理)。つまり簡潔であることや冗長を避けること (様態の公理) は送り手に強く求められるコミュニケーションの規範的ルールであると考えられる。

認知的チューニングとはコミュニケーター同士が持つ情報理解動機の程度や、情報内容に対する知識、態度に応じてコミュニケーションの内容を調整することである (池田, 2000)。これは相手が自分と同じ情報を共有しているかどうかの情報があるか否かによって、交換される情報の内容が異なってくることを意味している。またこのことは情報の送り手になるか受け手になるかによっても、交換される情報が質的、量的に異なってくる可能性があることを示唆している。ただし送り手目標、受け手目標と情報処理の精緻さの程度の間には2極の議論がある。

Zajonc (1960) は話者 (送り手) となることを予期された実験参加者は聞き手 (受け手) となることを予期された実験参加者よりも、ターゲット情報を詳細に処理することを2つの実験で示した。しかし後続の研究では、しばしば送り手がターゲット情報の中の矛盾情報への注意を怠り、受け手よりもターゲット人物に対して極端な印象を形成したり (Cohen, 1961; Brock & Fromkin, 1968), コミュニケーションを複雑にする可能性のある奇異な情報への注意を避けること (Mazis, 1973) が示されている。また Higgins, McCann & Fondacaro (1982) は、送り手が、受け手も同じ情報を共有していると知っている場合には、そうでないと

きよりもターゲット情報を包括的、要約的に処理しようとする傾向があることを示している。

上記の先行研究を概括すると、送り手は受け手よりも情報を詳細に処理する場合と、送り手は受け手よりも情報を簡潔に処理する場合とがあることが予想される。ただし適切な量の情報を伝達する (量の公理) という Grice (1975) の会話ルールが、送り手でより顕在化しやすいと考えると、送り手目標を持った知覚者はターゲット情報の仔細まで事細かに処理するのではなく、むしろ情報全体を包括的に整理し理解する傾向が強くなるのではないかと予想される。一方受け手は、情報を伝達することが目標ではなく、伝達される情報の真偽を確かめることが重要となるため、情報を包括的に理解することよりも、情報の仔細に注意を向ける処理が優勢になると考えられる。

上述の問題を、行動分割課題を用いて検証した研究に Lassiter, Geers, Apple (2002) がある。Lassiter らは連続行動を刺激として実験参加者に提示し、送り手目標、受け手目標を持った実験参加者のボタン押し回数を比較した。その結果、ボタン押し回数、行動再生数共に受け手条件が送り手条件よりも多かった (研究1, 研究3)。つまり、送り手は受け手よりも行動を大きなユニットに分割し、知覚していたといえる。これらの結果は、会話ルールにおける量の公理・様態の公理や、認知的チューニング研究において受け手よりも送り手において情報を包括的に処理するという知見と一致するものである。

### I - 3 本研究の目的

Lassiter ら (2002) の研究から、連続行動の知覚場面において、送り手目標を持った知覚者は受け手目標を持った知覚者よりも行動を大きなユニットに分割しながら知覚していた。また行動記憶の量は細かなユニットに分割しながら知覚していた受け手目標条件において優れていた。

ところで Lassiter ら (2002) は Newtonson によって開発された行動分割課題を用いているが、実験参加者に行動を分割させるという行動分割課題で測定される指標 (主にボタン押し回数) では、知覚対象となった行動情報を正確にとらえられていないという指摘がな

されている（宮本・山本，1994）。Newtonson らによる行動分割課題では、ボタン押し回数が少ない場合、行動を小さなユニットで知覚し、ボタン押し回数が多い場合には行動を小さなユニットで知覚していると考えられている。この知見を得るために用いられた行動分割課題では、「1つの行動が終わり、次の新しい行動が出現する行動の分割点でボタンを押す」よう求めている。この手続きによると、認知対象とする行動の始点は測定できていると考えられる。しかし宮本・山本は知覚者が知覚対象としている行動の終点が常に次に知覚対象とする行動の始点と一致するとは限らず、ボタン押し間隔が長くなればなるほどそこには本来知覚の対象とはなっていない冗長な行動が含まれる可能性が高くなると指摘している。この問題を解決するために宮本・山本（1994）では、先述の行動抽出課題を用いた実験を行っている。印象形成群と行動記憶群を比較したこの実験では、同様の実験を行動分割課題を用いて行ったCohen & Ebbesen（1978）の実験結果とは異なり、印象形成群では行動記憶群よりも行動を小さな単位の情報として知覚していた。

Lassiterら（2002）の実験では、送り手目標条件が受け手目標条件よりもボタン押し回数が少なく、大きな情報単位（ユニット）の塊として行動を知覚していたことが示されているが、この結果について、宮本・山本（1994）の用いた行動抽出課題を用いて改めて検証する必要があると本研究では考える。Lassiterらの実験結果に見られるように、もし送り手条件のほうが受け手条件よりも行動を包括的に知覚しているのならば、送り手条件は受け手条件よりも1回あたりのボタン押し時間が長くなることが予測される。

また、これまでの研究では行動分割課題の指標（ボタン押し回数）が、行動記憶量と相関を持つことが指摘されている。これはボタンを多く押す知覚者ほど行動をよく記憶しているという個人差の指標となるわけだが、Lassiterら（2002）の実験ではこの点は明らかにされていない。しかし会話ルールや認知的チューニングの視点から考えると、送り手目標を持った知覚者は受け手目標を持った知覚者よりも、行動を知覚する過程と、その行動から何らかの情報を解釈する過程との間により密接な関連が生じることが予測される。受

け手目標では情報を入力することが知覚者に課される処理であるが、送り手目標では、入力された情報を知覚者自身が整理し、情報を伝達するためにより精緻な処理を行うと考えられるからである。したがって送り手条件では受け手条件よりも、行動の知覚数と情報の再生数との間に高い相関が見られるのではないかと予測する。

## II. 方法

### II - 1 実験参加者

常磐大学学生 48 名（男性 15 名，女性 33 名）。1 ～ 2 名で実験を実施した。実験時間は約 40 分だった。

### II - 2 ビデオ刺激と実験装置

男性ターゲット人物の大学構内での行動を約 15 分のビデオに収め、刺激とした。このビデオ刺激には男性ターゲット人物が友人と会話をする、携帯電話で話をする、図書館で本を探す、学生食堂でジュースを飲む、友人とサッカーボールを蹴って遊ぶ、などの行動が収録されていた。ビデオ刺激はデジタルビデオカメラで撮影し、編集の後、S-VHS ビデオテープにダビングした。各シーンは個別に撮影し、編集によってシーンとシーンをつなげ合わせた。シーンとシーンの切れ目には、特にブランク画面などは挿入しなかった。ビデオ刺激は 29 インチのテレビ画面で映像だけを提示し、音声は提示しなかった。

実験室には 2 台のパーソナルコンピュータ（以下 PC）を設置し、実験参加者 1 人に 1 台の PC を割り当て、後述する行動抽出課題の反応を記録した。記録には Visual Basic で作成した「Mouse Timer」という反応記録用ソフトウェアを用いた<sup>1</sup>。

### II - 3 手続き

実験参加者が実験室に到着すると、実験者は 1 台の PC に実験参加者を案内し、椅子に着席させ、それに続いて実験の説明を行った。最初に実験参加者には「これから一人の男性の日常行動をビデオで提示するのでそれをみてください」と告げた。次に、実験の操作の



ための教示を行った。本研究では3種類の実験条件(送り手条件, 受け手条件, 単純観察条件)を設定した。このうち送り手条件, 受け手条件では具体的に以下のような教示を行った。

送り手条件 「ビデオテープを見た後、あなたにはこの研究に関連した別の実験に参加してもらいます。そこでは、ビデオに登場した人物が、どのようなことをしたかを、別の実験参加者に話してほしいのです。そのためにビデオを見ながら、あなたには登場人物が何をしていたかをよく観察してほしいのです」

受け手条件 「ビデオテープを見た後、あなたにはこの研究に関連した別の実験に参加してもらいます。そこでは、ビデオに登場した人物が、どのようなことをしたかについて、別の実験参加者があなたに話をします。そこでビデオを見ながら、あなたには登場人物が何をしていたかをよく観察してほしいのです」

単純観察条件では、ビデオに登場した人物がどのような行動をとったかを観察してほしいとだけ告げた。

実験操作の教示に引き続き、実験参加者には行動抽出課題の説明を行った。単純観察条件では「1つの行動が始まったら、手元のマウスのボタンを押し、その行動が続いている間はボタンを押し続け、その行動が終わったらボタンを離す」ように教示した。送り手条件では「送り手であるあなたにとって必要な行動が出現したら手元のマウスのボタンを押し・・・(以下単純観察条件と同様)」と教示した。一方受け手条件では「受け手であるあなたにとって必要な行動が出現したら手元のマウスのボタンを押し・・・」と教示した。

実験参加者が教示内容を理解したことを確認した後、練習用のビデオ刺激を約2分提示し、行動抽出課題の練習を行った。練習終了後、これまでの説明で不明な点がないかどうか実験参加者に再度確認した。確認後、実験用のビデオ刺激を提示し、行動抽出課題を実施した。ビデオ刺激の提示完了後、ターゲット人物

に関する印象評定課題、行動自由再生課題を実施し、最後に送り手・受け手意識尺度への回答を求め、実験を終了した。

#### II - 4 従属変数

【ボタン押し回数・ボタン押し時間】ビデオ視聴中に実施した行動抽出課題では、ボタンを押し始めた時間およびボタンを押し続けていた時間を1/100秒の精度で測定した。これをもとにボタンを押しした回数(以下「ボタン押し回数」)、1回あたりの平均ボタン押し時間(以下「ボタン押し時間」)、ボタンを押ししていた総時間(以下「総ボタン押し時間」)を実験参加者毎に算出した。

【印象評定】林(1978)を参考に合計22項目の特性形容詞対尺度を作成し、ターゲット人物の印象を7段階SD法で評定させた。

【行動再生数】行動自由再生課題では、ビデオ視聴中にターゲット人物がとった行動を、実験参加者に1つ1つ箇条書きで再生させた。再生時間には制限を設けず、実験参加者がこれ以上思い出せないと申告するまで再生課題を継続させた。再生数のカウントにあたり、あらかじめ刺激ビデオから刺激人物にかかわる合計50の行動リストを作成しておいた。実験参加者が再生した行動とリスト中の行動とを照らし合わせ、リスト中にある行動をチェックし、チェックされた行動の数を行動再生数とした。

【送り手・受け手意識尺度】「あなたはこのあと第3者に話しをすることをどの程度意識してビデオを見ましたか」(送り手意識尺度)、「あなたはこのあと第3者から話をされることをどの程度意識してビデオを見ましたか」(受け手意識尺度)の2尺度に対して、「意識した(1点)」から「まったく意識していなかった(7点)」までの7件法で回答を求めた。

### III. 結果

#### III - 1 送り手・受け手意識

送り手意識尺度では、送り手条件の平均値が3.3、受け手条件の平均値が5.8、単純観察条件の平均値が4.8

であった。分散分析の結果、送り手条件が他の2条件よりも有意に値が小さかった ( $F(2, 45)=9.47, p<.001$ )。このことは送り手条件の実験参加者が、受け手条件や単純観察条件の実験参加者に比べて、自分が情報の送り手になるという意識を強く持っていたことを意味している。受け手意識尺度では、送り手条件の平均値が4.8、受け手条件の平均値が5.1、単純観察条件の平均値が5.4であった。分散分析の結果、条件間に有意な差は認められなかった ( $F(2, 45)=0.52$ )。このことから、受け手意識は受け手条件で特に強かったわけではなかった。

### Ⅲ - 2 行動抽出課題

Table 1 はボタン押し回数、ボタン押し時間の平均値を条件別に示したものである。ボタン押し回数の平均値は、送り手条件で49.3回、受け手条件で46.9回、単純観察条件で56.2回であった。分散分析の結果、3条件間に有意差はみられなかった ( $F(2, 45)=0.40$ )。ボタン押し時間の平均値を条件別に見ると、送り手条件で9.1秒、受け手条件で19.5秒、単純観察条件で11.7秒だった。分散分析の結果、有意差が見られたので ( $F(2, 45)=3.66, p<.05$ )、多重比較 (LSD 法) を行ったところ、送り手条件が受け手条件よりも有意にボタン押し時間が短かった。単純観察条件と他の2条件との間に有意な差は見られなかった。総ボタン押し時間は、送り手条件が348.7秒、受け手条件が477.1秒、単純観察条件が541.7秒であった。分散分析の結果有意差がみられたため ( $F(2, 45)=4.58, p<.05$ )、多重比較 (LSD 法) をおこなったところ、単純観察条件が他の2条件よりも有意に総ボタン押し時間が長かった。送り手条件と受け手条件の間に有意差は見られなかった。

Table 1 条件別に見たボタン押し回数とボタン押し時間の平均値

|             | 送り手条件<br>(N=16) |            | 受け手条件<br>(N=15) |            | 単純観察条件<br>(N=17) |            | F値     |
|-------------|-----------------|------------|-----------------|------------|------------------|------------|--------|
|             | Mean            | S.D.       | Mean            | S.D.       | Mean             | S.D.       |        |
| ボタン押し回数(回)  | 49.25           | (25.35)    | 46.87           | (38.64)    | 56.24            | (27.98)    | 0.40   |
| ボタン押し時間(秒)  | 9.12            | (7.91) a   | 19.52           | (16.35) b  | 11.70            | (7.38) ab  | 3.66 * |
| 総ボタン押し時間(秒) | 348.74          | (112.20) a | 477.10          | (160.60) a | 541.71           | (249.98) b | 4.58 * |

\*:  $p<.05$

注) 同じアルファベットを含む平均値間に有意な差はない

### Ⅲ - 3 印象評定

22項目の特性形容詞対尺度それぞれについて、条件毎に平均値と標準偏差を算出した。分散分析の結果、いずれの項目においても、条件間に有意差は見られなかった。

### Ⅲ - 4 行動再生

行動再生量の平均値は、送り手条件で10.4、受け手条件で12.0、単純観察条件で11.1であった。分散分析の結果、条件間に有意差は見られなかった ( $F(2, 45)=0.45, n. s.$ )。

### Ⅲ - 5 行動抽出課題の各指標と行動再生数との相関

行動抽出課題の各指標 (ボタン押し回数・ボタン押し時間・総ボタン押し時間) と行動再生数との相関係数を条件別に算出した (Table 2)。単純観察条件では行動抽出課題のいずれの指標も行動再生数と有意な相関を示さなかった。これに対して、送り手条件、受け手条件ではボタン押し回数と行動再生数との間に有意な正の相関がみられた (送り手条件  $r=.52$ , 受け手条件  $r=.68$ )。このことから送り手条件や受け手条件ではボタンを押す回数が多い実験参加者ほど、行動の再生成績が良いといえる。また受け手条件ではボタン押し時間と行動再生数との間に有意な負の相関がみられた ( $r=-.73$ )。つまり受け手条件では1回あたりの平均ボタン押し時間が長い実験参加者ほど行動再生量が少なかった。

Table 2 行動再生数と行動抽出課題の各指標との相関係数

|          | 行動再生数  |          |        |
|----------|--------|----------|--------|
|          | 送り手条件  | 受け手条件    | 単純観察条件 |
| ボタン押し回数  | 0.52 * | 0.68 **  | 0.00   |
| ボタン押し時間  | -0.06  | -0.73 ** | -0.16  |
| 総ボタン押し時間 | 0.40   | -0.27    | 0.01   |

\*\*: $p<.01$ , \* $p<.05$

#### IV 考察

ボタン押し回数では条件間に有意差は見られなかった。これは送り手目標や受け手目標によって、他者の行動から取り入れられる情報数が極端に違って来るわけではないこと意味している。一方ボタン押し時間は、送り手条件が受け手条件よりも有意に短かった。このことは1情報単位として知覚される行動の平均的な長さが、送り手目標を持った知覚者よりも受け手目標を持った知覚者で長くなることを意味している。総ボタン押し時間は、単純観察条件が他の2条件よりも有意に長かった。コミュニケーション予期を持たない単なる観察者は、送り手目標や受け手目標を持った知覚者よりも、多くの行動を観察の対象としていたと考えられる。

コミュニケーション予期を持たない単なる観察者は、他者の連続行動情報から「動き」に関連する情報をなら選別することなく知覚していたと考えられる。一方送り手目標や受け手目標を持った知覚者は、他者の連続行動情報から、より限定された行動情報を取り入れていたと考えられる。つまり単なる行動の観察者に比べて、コミュニケーション予期を持った知覚者は、その目標に必要な情報を取捨選択する処理が働いていたといえる。さらにコミュニケーション予期も、それが受け手目標か送り手目標かによって取捨選択に関わる処理に違いが生じていることが示唆される。送り手条件、受け手条件とも、ボタン押し回数に有意差はみられなかったものの、ボタン押し時間では有意差が認められた。つまり、選択的に知覚された行動数に違いは見られないものの、1行動情報あたりのまとまりの知覚は異なっていたといえる。特に送り手条件でボタン押し時間が短かったということは、送り手目標を持った知覚者が必要とする1行動情報単位の時間的な長さが、受け手目標を持った知覚者が必要とする1行動情報よりも小さな塊の情報であると考えられる。

本研究で示された結果はLassiterら(2002)の結果と大きく異なっている。Lassiterらでは送り手目標下で行動を大きなユニットに分割しながら知覚していたと解釈されている。これはボタンを押す回数が受け手目標の場合よりも少なかったという結果によるもので

ある。しかし本研究では、ボタン押し回数に有意な差は見られず、しかもボタン押し時間は送り手条件のほうが受け手条件よりも短かった。ボタン押し回数については連続行動情報の質的な問題を含んでいる可能性がある。Lassiterらの実験ではおよそ14分のビデオ刺激が用いられている。これは本研究で作成したビデオ刺激とほぼ同じ長さである。しかし、ボタン押し回数の平均値を見ると、Lassiterら(実験1)では、平均33回(3条件を込みにした値)なのに対して、本実験では51回であった。ほぼ同じ長さのビデオ刺激でボタン押し回数がこれだけ違う原因として、Lassiterらの用いた実験刺激では単調で繰り返しの多い情報を含んでいた可能性があるのではないかと考える。そのため冗長な情報をさげ、簡潔な情報伝達を求めている送り手条件において、ボタン押し回数が少なかったと解釈すると十分に納得が行く。一方本実験で用いたビデオ刺激は複数のシーンをつなぎ合わせて15分の刺激を作成している。その分、ビデオ刺激内に含まれる単調さや冗長さが抑えられた可能性がある。結果、送り手条件でも、コミュニケーションに求められる情報の収集が刺激提示中続けられ、2条件間に有意差が見られなかったのではないかと考える。一方、ボタン押し時間は、送り手条件が受け手条件よりも有意に時間が短かった。冗長な情報をさげ、簡潔な情報伝達を目標としているとすると、知覚者は連続行動内から、伝達に用いるための情報を非常に小さな情報単位で知覚していたと考えられる。つまり小さな情報単位で知覚するということが、送り手目標下で行われる情報処理の特徴なのではないかということの本研究から指摘しておく。

行動再生数では3条件間に有意差は見られなかった。このことは一見、コミュニケーション予期の有無が行動の記憶に与える影響がないことを示しているように解釈できる。しかし以下に指摘する2点は、コミュニケーション予期が行動記憶に介入する要因となっていることを示していると考えられる。

第1に単純観察条件では行動抽出課題の各指標と行動再生数との間に有意な相関が見出されなかったのに対し、送り手条件や受け手条件などのコミュニケーション予期が与えられた条件では、ボタン押し回数と

行動再生数との間に有意な正の相関が見られた。つまりコミュニケーション予期があった場合、より多くボタンを押す知覚者ほど、行動の記憶が促進されることを意味しているのに対して、コミュニケーション予期がない場合には、知覚者のボタンを押すという反応は行動の記憶と関連していないことになる。こうした結果の違いには、記憶に基づいた処理 (memory base processing) とオンライン処理 (on-line processing) (Hastie & Park, 1986) という2つの処理が反映されている可能性がある。コミュニケーション予期にあたる2つの条件でボタン押し回数と行動再生数との間に有意な相関が見られたことは、送り手・受け手目標下では知覚と記憶が行動観察時にオンラインに生じると考えられる。一方単純観察条件でボタン押し回数と行動再生量との間に有意な相関が見られなかったことは、単なる行動の観察では、知覚と記憶が独立しており、再生段階では、ボタン押しに対応した知覚とは独立に、記憶を再構成する形の処理が行われていたことが推察される。そのためにボタン押し回数と行動再生数との間に相関が見出されなかったと考えられる。

第2に送り手条件と受け手条件を比較すると、送り手条件ではボタン押し時間と行動再生数に有意な相関は見られなかったが、受け手条件ではボタン押し時間と行動再生数との間に有意な高い負の相関が示された。これは受け手目標下では、1行動情報あたりの処理時間が長くなると、記憶がかえって抑制されることを意味している。また受け手条件では送り手条件と比較して相対的にボタン押し時間が長かったことも合わせて考えると、受け手目標下では、1行動情報あたりの知覚時間が送り手条件よりも長い、その傾向が顕著な知覚者ほど、行動の記憶が抑制されている可能性がある。一方送り手条件で示された結果からは、行動の記憶を抑制する手がかりは何ら読み取れない。つまり送り手条件の実験参加者は、相手に伝えるのに必要な情報を選択的に適度な情報単位で知覚していたのではないかと考えられる。このことは送り手に課される目標が、適度な情報量を提示する理想的なコミュニケーションになることである (Grice, 1975; Higgins, 1981) という指摘に合致する性質を、送り手目標が生じさせる効果を持っていることを意味している。

最後に送り手・受け手意識尺度の結果に触れておく。この2尺度から、送り手条件の実験参加者は他の2条件の実験参加者よりも送り手意識を強く持っていたが、受け手意識に関して3条件間に有意差は見られなかった。しかしこのことが即実験操作の妥当性を低めるものではないことを次の2点によって指摘しておく。まず第1に、行動抽出課題の各指標および記憶再生量との相関の結果は、受け手条件と送り手条件における連続行動の処理メカニズムの違いを十分に示していると考えられる点である。2点目は、受け手目標と送り手目標のイメージのしやすさに関わっている。送り手という処理目標によって、実験参加者は自分が第3者に情報を伝達することが最優先されるべきであることを理解することはそれほど難しいことではないと考える。一方受け手という処理目標では、自分が情報の受け手となるということ意識することが具体的にどのような状態を意味するのかを知覚者はそれほど容易に想像できないと考える。今後、受け手目標下で知覚者が具体的にどのような処理を行っているのか検討する必要がある。

## V. 引用文献

- Brock, T. C. & Fromkin, H. L. 1968 Cognitive tuning set and behavior receptivity to discrepant information. *Journal of Personality*, 36, 108-125.
- Cohen, A. R. 1961 Cognitive tuning as a factor affecting impression formation. *Journal of Personality*, 29, 235-245.
- Cohen, C. E. & Ebbesen, E. B. 1979 Observational goals and schema activation: A theoretical framework for behavior perception. *Journal of Experimental Social Psychology*, 15, 305-329.
- Fiske, S. T. & Taylor, S. E. 1984 *Social Cognition*. MA: Addison-Wesley.
- Forgas J. P. & Bower, G. H. 1987 Mood effects on person perception judgments. *Journal of Personality and Social Psychology*, 53, 53-60.
- Grice, H. P. 1975 *Logic and conversation*. Cole, Lerry,



- & Morgan (Eds.), *Syntax and Semantics* Vol. 3, Pp. 41-58.
- 林 文俊 1978 対人認知の基本次元についての一考察 名古屋大学教育学部紀要, 25, 233-247.
- Hanson, C. & Hirst, W. 1989 On the representation of events: A study of orientation, recall, and recognition. *Journal of Experimental Psychology: General*, 118, 136-147.
- Hastie, R., & Park, B. 1986 The relationship between memory and judgment depends on whether the judgment task is memory-based or on-line. *Psychological Review*, 93, 258-268.
- Higgins, E. T. 1981 "The communication game": Implications for social cognition and persuasion. In E.T. Higgins, C. P. Herman, & M. P. Zanna (Eds.), *Social cognition: Ontario symposium on personality and social psychology*, Vol. 1. Pp. 343-392. Hillsdale, NJ: Lawrence Erlbaum.
- Higgins, E. T., McCann, C. D., & Fondacaro, R. 1982 The "communication game": Goal-directed encoding and cognitive consequences. *Social Cognition*, 1, 21-37.
- Higgins, E. T., Rholes, W. S. & Jones, C. R. 1977 Category accessibility and impression formation. *Journal of Experimental Social Psychology*, 13, 141-154.
- 池田謙一 2000 社会科学の理論とモデル5 コミュニケーション 東京大学出版会.
- Lassiter, G. D. 1988 Behavior perception, affect, and memory. *Social Cognition*, 6, 150-176.
- Lassiter, G. D., Gees, A. L. & Apple, K. J. 2002 Communication set and the perception of ongoing behavior. *Personality and Social Psychology Bulletin*, 28, 158-171.
- Lassiter, G. D. & Slaw, R. D. 1991 The unitization and memory of events. *Journal of Experimental Psychology: General*, 120, 80-82.
- Lassiter, G. D., Stone, J. I. & Rogers, S. L. 1988 Memorial consequences of variation in behavior perception. *Journal of Experimental Social Psychology*, 24, 222-239.
- Mazis, M. B. 1973 Cognitive tuning and receptivity to novel information. *Journal of Experimental Social Psychology*, 9, 307-319.
- 宮本聡介 1996 連続行動の観察場面で観察者が処理する情報内容の分析 -印象形成と行動記憶に見られる発話内容の分析を中心として- 社会心理学研究, 12, 104-112.
- 宮本聡介 1997 事前情報が他者の連続行動の処理に与える影響 -情報の抽出段階の処理に焦点を当てて- 心理学研究, 68, 396-402.
- 宮本聡介・山本真理子 1994 連続行動の観察場面における観察目標の効果 心理学研究, 65, 371-376.
- Newtson, D. 1973 Attribution and the unit of perception of ongoing behavior. *Journal of Personality and Social Psychology*, 28, 28-38.
- Newtson, D. & Engquist, G. 1976 The perceptual organization of ongoing behavior. *Journal of Experimental Social Psychology*, 12, 436-450.
- Newtson, D., Engquist, G. & Bois, J. 1977 The objective basis of behavior units. *Journal of Personality and Social Psychology*, 35, 847-862.
- Newtson, D., Hairfield, J., Bloomingdale, J., & Cutinom, S. 1987 The structure of action and interaction. *Social Cognition*, 5, 191-237.
- Zajonc, R. B. 1960 The process of cognitive tuning in communication. *Journal of Abnormal and Social Psychology*, 61, 159-167.

脚注1 「Mouse Timer」の作成に当たり石川正純先生(東京大学原子力研究総合センター)の協力を得ました。ここに感謝の意を表します。



## The Perception of Synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese College Students

Chiba Atsushi

An experiment examining the influence of formant frequencies on the perception of the sounds /i/ and /ɪ/ was conducted using synthesized stimulus continua. Results showed that subjects could be divided into three groups according to the ways of their being influenced. The first group consists of subjects who identified sounds which were closer in formant frequencies to typical English /i/ as /ɪ/, and sounds which were closer to typical English /ɪ/ as /i/. The second group includes subjects who identified sounds which were closer to typical English /i/ as /i/, and sounds which were closer to typical English /ɪ/ as /ɪ/. And the last group includes subjects who showed an inconsistent identification trend. More than 60% of the subjects belonged to the first group, which implies that this way of identification might be one of the characteristics of the Japanese native's natural perception. Despite this, the existence of the other two groups suggests that they may be able to acquire the English phonemic system through learning.

### 1 Introduction

It is sometimes mentioned that Japanese people distinguish English /i/ from /ɪ/ in a different manner from native English speakers'. Most Japanese people misunderstand implicitly or explicitly that the difference of the two sounds is exclusively derived from the length of the sounds, i.e. derived from the fact that /i/ is longer in duration than /ɪ/. As for sound quality or formant frequencies, they do not seem to hear any differences between the two sounds. Chiba (2003) examined the production and perception of English /i/ and /ɪ/ by Japanese college students, and confirmed that they pronounced them differently in duration, and similarly in formant frequencies. The average durations for /i/ and /ɪ/ were 145ms and 95ms, respectively. The average F1 frequencies for /i/ and /ɪ/ were 357Hz and 370Hz, and the average F2 frequencies were 2429Hz and 2366Hz, respectively. These values for F1 frequencies were a little lower than those of /ɪ/ pronounced

by native speakers of English and the values for F2 frequencies were a little higher than those of /i/ pronounced by native speakers of English.

Their identification was also affected by the vowel duration. They showed the tendency to identify longer vowels as /i/ and shorter vowels as /ɪ/ when the vowel frequencies were constant. Moreover the results showed that there is a good possibility that the frequencies have some influence on identification.

The purpose of this paper is to examine the influence of formant frequencies on identification in detail using synthesized /i/-/ɪ/ stimulus continua, and to solve the questions derived from the previous paper (Chiba, 2003).

### 2 Remaining questions

In the previous experiment on /i/-/ɪ/ identification (Chiba, 2003), stimuli were made by editing genuine sounds pronounced by a native speaker of English. The sounds were "sheep", which had 140-ms vowel duration, 342-Hz F1 frequency, 2365-Hz F2 fre-

quency, and 3006-Hz F3 frequency, and “ship”, which had 104-ms vowel duration, 405-Hz F1 frequency, 1850-Hz F2 frequency, and 2474-Hz F3 frequency. Two kinds of stimulus continua were made based on the sounds. One was a “sheep” continuum which consisted of 12 “sheep” utterances with vowel durations ranging from 90ms to 200ms in 10-ms steps. The other was “ship” continuum which consisted of 12 “ship” utterances with vowel durations ranging from 90ms to 200ms in 10-ms steps. An /i/-/ɪ/ identification test was conducted using these two continua as stimulus.

Figure 1 shows the results of the test. As expected, the subjects identified sounds with shorter vowel duration as “ship”, and sounds with longer vowel duration as “sheep” in both stimulus conditions. But something unexpected could be seen in the figures, i.e. these two graphs didn’t conform to each other completely. If the subjects were affected only by the vowel duration, the shapes of the two graphs should be identical, but they were different especially in the place of the 50% crossover. In the “sheep” continuum the 50% crossover point was seen at 128.2ms, while in the “ship” continuum it was seen at 154ms. This phenomenon was interpreted in the previous paper to show the fact that when the stimulus had the acoustic characteristics of /i/, the subjects did not need longer vowel duration to identify the sounds as /i/, and that when the stimulus had the acoustic characteristics of /ɪ/, they needed longer vowel duration to do so. And it was postulated that formant frequencies might be playing an important part in this phenomenon because they were the most noticeable acoustic characteristic in differentiating between these two sounds in English.

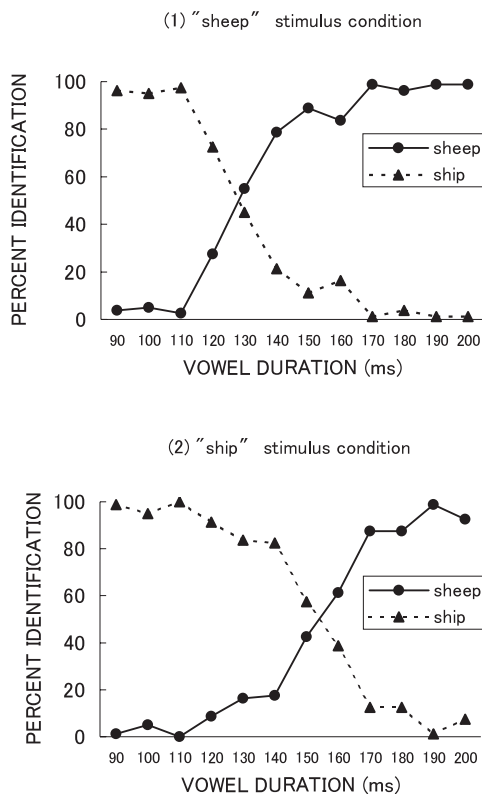


Figure 1 Results of the identification tests for each stimulus condition (Chiba, 2003)

In this paper, not genuine sounds but synthesized sounds are used as stimuli. By doing so, all of the acoustic characteristics can be controlled, and it makes it possible to observe the influence of formant frequencies during identification.

### 3 Experiment

#### 3.1 Method

This experiment was inspired by Pisoni’s experiment in 1973. A large portion of the experimental design was based on this experiment.

##### 3.1.1 Subjects

44 native Japanese speakers (9 males and 35 females) around the age of 18-19 participated in this experiment. They were all freshmen at a college in



Ibaraki prefecture in Japan. Most of them lived there and a few of them came from other prefectures. They have been learning English as a foreign language for more than 6 years in school. None of them had lived in an English-speaking country or had gone to an English conversation school. They did not have any opportunity to talk to native speakers of English at the time of the experiment. Instead they had an 80-minute English class twice a week conducted by two different native Japanese teachers. Most subjects' ability to communicate in English was extremely poor, and they seemed to be monolinguals.

### 3.1.2 Stimulus

Two sets of stimulus continua were synthesized using a modified version of Klatt's (1980) parallel/cascade software synthesizer, "synthworks" by Scicon R & D, Inc.

One stimulus continuum consisted of seven 50-ms steady-state vowels. The seven stimuli were arranged so that the first three formants varied in approximately equal logarithmic steps through the English vowels /i/ to /ɪ/. The fourth and fifth formants were fixed at 3000Hz and 4500Hz, respectively. Table 1 shows the formant frequencies allotted to each stimulus. Stimulus 1 has formant frequencies of typical English /i/, and stimulus 7 has formant frequencies of typical English /ɪ/. The frequency values of the two stimuli were determined on the basis of Ladefoged's (1993) data.

Table 1 Formant frequencies of seven stimuli

|    | 1    | 2    | 3    | 4    | 5    | 6    | 7    |
|----|------|------|------|------|------|------|------|
| F1 | 280  | 300  | 320  | 340  | 360  | 380  | 400  |
| F2 | 2250 | 2195 | 2140 | 2085 | 2030 | 1975 | 1920 |
| F3 | 3000 | 2925 | 2850 | 2775 | 2700 | 2625 | 2550 |
| F4 | 3500 | 3500 | 3500 | 3500 | 3500 | 3500 | 3500 |
| F5 | 4500 | 4500 | 4500 | 4500 | 4500 | 4500 | 4500 |

The other continuum was made up of seven 300-ms steady-state vowels. As for formant frequencies, they were identical to the stimuli of the 50-ms

stimulus continuum. Only the duration was changed.

### 3.1.3 Experiment materials

#### 3.1.3 (1) Identification tests

70 items (7 stimuli × 10) were prepared for each of the stimulus conditions. The items were arranged at random with a 4-sec interval between presentations and an 8-sec interval after every 10 presentations.

#### 3.1.3 (2) Recognition tests

Each recognition test contained 85 trials. The seven stimuli were arranged into five AB pairs (i.e., 1 with 3, 2 with 4, 3 with 5, 4 with 6, and 5 with 7) with a 250-ms delay interval. These five pairs appeared in two permutations (i.e., AB and BA). Each of the seven stimuli was also paired with itself, resulting in seven AA pairs, and each of the 17 pairs (five AB pairs, five BA pairs, and seven AA pairs) appeared five times, producing 85 trials. The 85 pairs were recorded at random with a 5-sec interval between presentations and a 10-ms interval after every 10 presentations. A 100-ms 1000-Hz tone was inserted 750ms before the beginning of the first stimulus in each pair as a ready signal.

### 3.1.4 Procedure

The experiments were conducted in a CALL room at the university that the author worked for. The subjects were asked to listen to the stimuli through a headset.

In the identification tests they were required to identify each stimulus as belonging to one of the two categories (i.e., /i/ or /ɪ/) and to circle "/i/" or "/ɪ/" on the answer sheet. They were encouraged to guess if they were not sure of which category the stimulus belonged to. The identification test using 50-ms stimuli was conducted at first, and then the identification test using 300-ms stimuli was carried out.

In the recognition tests the subjects were asked to judge whether the two stimuli were the same or different and to circle "same" or "different" on the

answer sheet. They were encouraged to circle one of them if they were not sure of whether the pair was the same or different. The recognition test using 50-ms stimuli was conducted before the recognition test using 300-ms stimuli.

A one-week interval was set between the identification tests and the recognition tests because each of the tests took a long time and made the subjects tired.

#### 4 Results and discussion

##### 4.1 Overall perception

##### 4.1.1 Identification test

Figure 2 shows the results of the identification tests for a 50-ms stimulus condition (left portion) and for a 300-ms stimulus condition (right portion). The solid line shows the percentage of /i/ as which the subjects identified each stimulus, and the dashed line shows the percentage of /ɪ/ as which they identified each stimulus. The graphs appear to be similar to those which were made from the data gathered from native speakers of English (Pisoni, 1973), but they are totally different from each other. In Figure 2 the stimuli which are closer in formant frequencies to an English /i/ (smaller-numbered stimuli) tend to be identified as /ɪ/, while the stimuli which are closer to an English /ɪ/ (larger-numbered stimuli) tend to be judged to be /i/. For example, in a 50-ms stimulus condition 82.3% of #1 was identified as /ɪ/ though it was synthesized as a sound typical of English /i/. Only 17.7% of the typical /i/ was identified as /i/. In contrast, #7, which was synthesized as a sound typical of English /ɪ/, was identified as /i/ much more often than as /ɪ/ (70.7% vs. 29.3%). This tendency of their identification is true for a 300-ms stimulus condition. #1, #2, and #3 are identified as /ɪ/ more frequently than as /i/, while #4, #5, #6, and #7 are identified as /i/ more frequently than as /ɪ/.

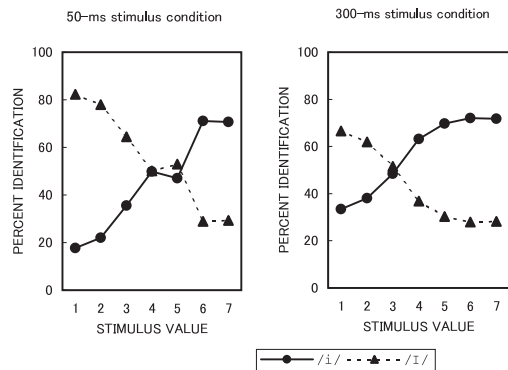


Figure 2 Results of the identification tests for each stimulus condition

Another characteristic which the graphs show is that this group of subjects failed to identify the sounds clearly. In a 50-ms stimulus condition, 35.5% of #3, 49.8% of #4, and 47% of #5 were identified as /i/ (and then 64.5% of #3, 50.2% of #4, and 53% of #5 were identified as /ɪ/). Moreover, in a 300-ms stimulus condition, five stimuli were identified with a less than 70% identification rate. Even #1, which was judged as /ɪ/ most frequently, had only a 66.6% identification rate. The highest identification rate was 72% for #6. This group of subjects did not show 100% identification to each stimulus though in Pisoni's data (1973) native speakers of English identified some stimulus with a 100% identification rate. However, this does not mean that each subject did not succeed in identifying them clearly. For example, individual data for a 50-ms stimulus condition show that 33 and 5 out of 44 subjects identified stimulus #1 as /ɪ/ and /i/ with a 100% identification rate, respectively, and that 17 and 5 subjects identified stimulus #7 as /i/ and /ɪ/ with a 100% identification rate, respectively. The combination of a 100% /i/-identification and a 100% /ɪ/-identification prevents the stimuli from reaching high identification rates. A more detailed discussion on this issue is going to be held in section 4.2.1.

#### 4.1.2 Discrimination test

Figure 3 illustrates the results of the discrimination tests for a 50-ms stimulus condition and a 300-ms stimulus condition. It shows the same tendency as the native speakers' discrimination reported by Pisoni (1973). That is, the subjects discriminate a 3-5 pair, which was a cross-category pair in Pisoni's date, with relatively high accuracy, and discriminate the other pairs, which were within-category pairs, with less accuracy. This suggests that the results obtained from the identification tests are not related to the subjects' ability to discriminate the sounds. Though they were able to discriminate the sounds properly, they failed to identify the sounds as English sounds.

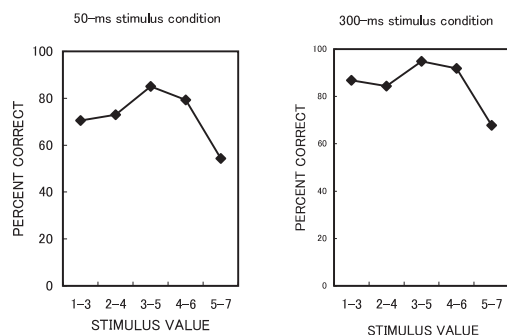


Figure3 Results of the discrimination tests for each stimulus condition

#### 4.1.3 Effect of duration

Figure 2 also shows the effect of duration. In a 50-ms stimulus condition, the 50% crossover is located between #5 and #6. (At #4 two lines come very close to each other, but they do not cross yet.) And examining all the responses, responses as /ɪ/ outnumbered responses as /i/ (55.2% vs. 44.8%). On the other hand, in a 300-ms stimulus condition the 50% crossover is found between #3 and #4. And /i/ outnumbered /ɪ/ (56.6% vs. 43.4%). These results can be interpreted to mean that the subjects have a tendency to identify a short sound as /ɪ/ rather

than /i/, and a long sound as /i/ rather than /ɪ/. In general, Japanese people seem to be affected by the duration when they differentiate /i/ from /ɪ/.

### 4.2 Individual perception

#### 4.2.1 Three ways of identification

The result of the identification tests explained in 4.1.1 was unexpected in that the Japanese subjects identified /i/ and /ɪ/ in the opposite manner to that of native English speakers. The subjects identified sounds which were closer in formant frequencies to English /i/ as /ɪ/, and sounds which were closer in formant frequencies to English /ɪ/ as /i/, but as mentioned above, not all the subjects followed this practice. A few subjects identified stimulus #1 as /i/ and #7 as /ɪ/ just like native speakers of English, which means that the tendency described above are not universal for Japanese people. To clarify the characteristics of identification by Japanese people, individual data should be scrutinized.

The fact was found from the data that subjects could be divided into three groups: "Japanese-manner", "English-manner", and "irregular" groups. The subjects who belong to the "Japanese-manner" group show the identification trend opposite to native speakers of English. They identify smaller-numbered stimuli as /ɪ/ with a 50% identification rate or more and larger-numbered stimuli as /i/ with a 50% identification rate or more. And a category change occurs only once in their identification, which means that once the /ɪ/-identification rate falls short of 50%, it never goes over 50% in identifying larger-numbered stimuli. On the other hand, the subjects in the "English-manner" group show the identification trend similar to that of native English speakers. They identify smaller-numbered stimuli as /i/ with a 50% identification rate or more and larger-numbered stimuli as /ɪ/ with a 50% identification rate or more. And once the /i/-identification rate falls short of 50%, it never goes over 50% in identifying larger-numbered stimuli. The last group, the "irregular"

group, has the subjects whose ways of the identification violate both the rules described above, and then they seem to be irregular.

Figure 4 shows the percentage of subjects who belong to each group. Two important facts would be presented here. One is the fact that a lot of subjects belong to the “Japanese-manner” group (63.6% in a 50-ms stimulus condition and 65.9% in a 300-ms stimulus condition), and then it would be possible to say that this way of identification is a characteristic of Japanese people. And the other fact is that though many subjects belong to the Japanese-manner group, more than 30% of all the subjects do not belong to the group and make up the other two groups. It is not certain why there were three groups amongst the Japanese subjects and why the “Japanese-manner” group was larger than the other two groups. It might be related to the learning or acquisition of English phoneme system, that is, they may take a developmental course that leads from “Japanese-manner” to “irregular” to “English-manner.” Other experiments are necessary to prove this hypothesis.

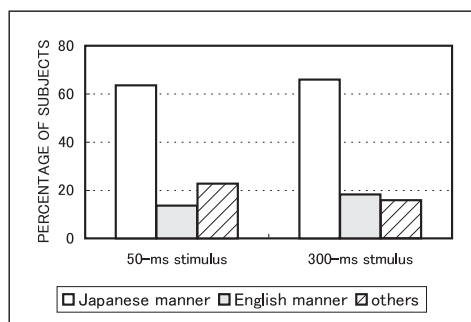


Figure 4 Distribution of subjects to three groups

Figure 2 indicated that even in within-category, the subjects did not show a high identification rate unlike native speakers of English. This is because Japanese subjects had three ways of identification.

The contours of the graphs in Figure 2 were affected by the combination of these three manners. In the next section each group’s identification trend is going to be examined.

#### 4.2.2 Japanese-manner group

##### 4.2.2 (1) Identification test

Figure 5 shows the results of the identification test by the Japanese-manner group. It indicates that the identification rates of some stimuli are relatively high compared to those in Figure 2. In a 50-ms stimulus condition the subjects identified #1 and #2 as /ɪ/ and #6 and #7 as /i/ with more than an 80% identification rate. Moreover, in a 300-ms stimulus condition they identified #1, #2, #5, #6, and #7 as either sound with over an 80% identification rate. The number of ambiguous stimulus was reduced. Supposing that the identification rates of less than 75% are ambiguous, only three stimuli (#3, #4, and #5) in a 50-ms stimulus condition and only two stimuli (#3 and #4) in a 300-ms stimulus condition are regarded as ambiguous. This can be interpreted to show the fact that the subjects in this group have relatively clear /ɪ/ category and /i/ category.

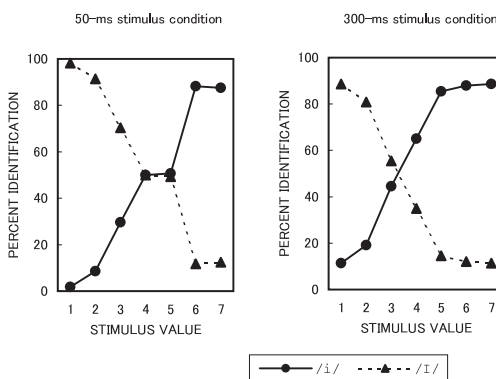


Figure 5 Results of the identification tests by a Japanese-manner group

##### 4.2.2 (2) Effect of duration

The subjects of this group seem to be influenced



by the vowel duration. In a 50-ms stimulus condition, #4 is identified as either sound with just a 50% identification rate, and #5 is identified as /i/ with a 50.7% identification rate. Examining all the responses for this condition, 54.8% of them are assigned to /i/. On the other hand, in a 300-ms stimulus condition the 50% crossover is placed between #3 and #4, and 57.5% of all the responses are assigned to /i/. Comparing the same numbered stimuli of the two conditions, all stimuli except #6 are identified as /i/ with a higher percentage in the 50-ms condition than in the 300-ms condition. These results imply that the subjects of this group were easily affected by vowel duration. They are likely to judge stimuli with shorter duration as short vowels, and stimuli with longer duration as long vowels. In addition to it, the graphs suggest that a stimulus must have a higher F1 frequency and a lower F2 frequency (that is, a stimulus must be closer in formant frequencies to English /i/) when the subjects identify the stimulus with short duration as /i/ than when they identify the stimulus with long duration as /i/. On the contrary the subjects need a stimulus with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency (that is, the stimulus closer in formant frequencies to English /ɪ/) when they judge the stimulus with long duration to be /i/ than when they judge the stimulus with short duration to be /i/.

#### 4.2.3 English-manner group

##### 4.2.3 (1) Identification test

An identification trend of the English-manner group is illustrated in Figure 6. They identified the stimuli with a lower F1 frequency and a higher F2 frequency as /i/, and the stimuli with a higher F1 frequency and a lower F2 frequency as /ɪ/ just like native speakers of English. Both the conditions follow this rule, but a little difference can be seen between them. That is, the graph for a 50-ms stimulus condition shows the higher identification rates. #1, #2, #3, #6, and #7 are identified as either /i/ or /ɪ/ with

more than an 80% identification rate. Especially, #1, #6 and #7 are near 100%. This can be interpreted to mean that the subjects have established clear categories for English /i/ and /ɪ/. In a 300-ms stimulus condition, on the other hand, the identification rates are relatively low. Only two stimuli (#1 and #2) were above an 80% identification rate. Moreover, the identification rates of #6 and #7 are less than those for a 50-ms stimulus condition by about as much as 20%. Probably the duration has an influence on this result. A long duration of 300ms might have prevented the subjects from simply identifying #6 and #7 as /ɪ/ though they were able to identify them as /i/ from the viewpoint of the formant frequencies.

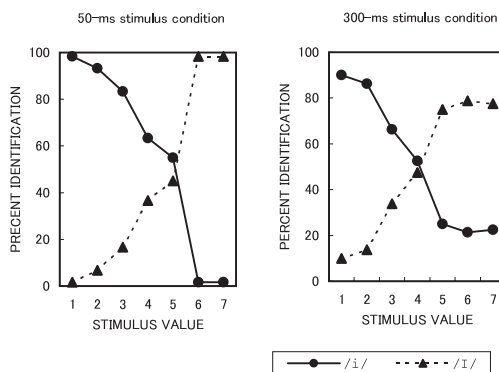


Figure 6 Results of the identification tests by an English-manner group

##### 4.2.3 (2) Effect of duration

As explained above, this group seems to be affected by stimulus duration in that the sounds closer to English /i/ in formant frequencies are identified as /i/ more clearly when they have a short duration than when they have a long duration. However, the two graphs also show a different effect. In a 50-ms stimulus condition, #1, #2, #3, #4, and #5 are assigned to the /i/ category, and #6 and #7 are to the /ɪ/ category. On the other hand, in a 300-ms stimulus condition, the /i/ category includes #1, #2, #3, and

#4, and the /ɪ/ category includes #5, #6, and #7. If the subjects were affected by the stimulus duration just like the subjects in the Japanese-manner group, a 300-ms stimulus condition should have more stimuli which are assigned to the /i/ category than a 50-ms stimulus condition. And a 50-ms stimulus condition should have more stimuli which are assigned to the /ɪ/ category than a 300-ms stimulus condition. In this respect they are affected by the stimulus duration in a different way from the subjects of the Japanese-manner group. Examining the percentage of total responses, 56.7% and 52% of them were /i/-identification in a 50-ms condition and in a 300-ms condition, respectively. This is also against the practice which was shown by the Japanese-manner group.

The fact that subjects showed inconsistent results can be interpreted to mean that they are in the process of acquisition of the English phonemic system. In some part or in some degree they might be affected by the Japanese phonemic system (in this case, the durational system) because they have not acquired the English phonemic system completely. In some part or in some degree, they might follow English norms because they have acquired some part or portion of the English phonemic system.

#### 4.2.4 Irregular group

The shapes in the identification graphs by the irregular group (Figure 7) were different between the two stimulus conditions. The graph for a 50-ms stimulus condition is a little similar to those of the Japanese-manner group in that the identification rates of /ɪ/ are higher when the stimuli have a lower F1 frequency and a higher F2 frequency, and the identification rates of /i/ are higher when the stimuli have a higher F1 frequency and a lower F2 frequency. However as many as five out of the seven stimuli were identified as /ɪ/ more frequently, and even #6 and #7 which were identified as /i/ more frequently have only 65% identification rates, respectively. Calculating all the responses, 63.6% of them were /ɪ/-iden-

tification and 36.7% of them were /i/-identification. In this condition the subjects seemed to have a tendency to identify more stimuli as /ɪ/.

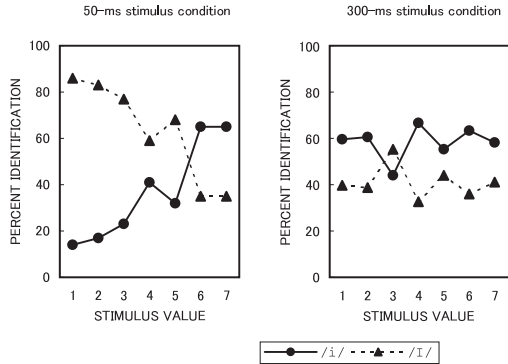


Figure 7 Results of the identification tests by an irregular group

On the other hand, the shape of the graph for a 300-ms stimulus condition is totally different from any of the graphs we have seen above. Only one stimulus (#3) was identified as /ɪ/ more frequently, and the others were identified as /i/ more frequently. Because the /i/-identification rates of the 6 stimuli are concentrated at around 60%, the graph appears to be just parallel lines. Examining all the response, 58.6% and 41.4% of them were identified as /i/ and /ɪ/, respectively.

It can be said, from these results, that the subjects in this group are strongly affected by the stimulus duration. They have a tendency to identify longer stimuli as /i/ and shorter stimuli as /ɪ/.

#### 4.2.5 Discrimination test

Figure 8 shows the results of the discrimination tests of each of the three groups and all the subjects. The shapes of the lines are very similar to each other. Each of the lines in both conditions has a peak at the 3-5 stimulus pair, and shows less accuracy at the other pairs. This means that the difference in the identification between the three groups was not

derived from the difference of subjects' sensitivity to formant frequencies. Their ways of interpreting the sensed sounds might be different.

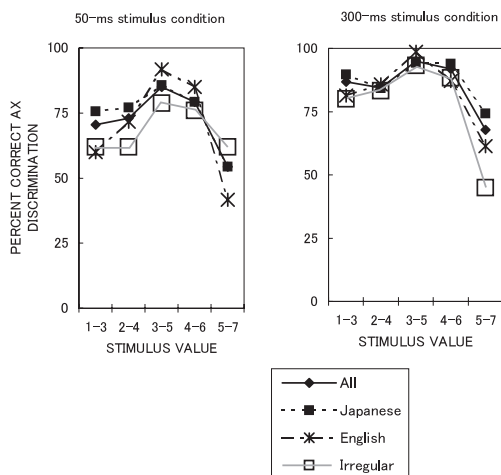


Figure 8 Results of the discrimination tests by each group

### 5. Summary

In this paper the influence of formant frequencies on /i/-/ɪ/ identification by Japanese college students was examined. The expectation before the experiment was that they would show the positive effect of formant frequencies, i.e., when they identify a 50-ms stimuli as /i/, the stimuli should be closer in formant frequencies to an English typical /i/ than when they identify a 300-ms stimuli as /i/. And I also expected that stimuli should be closer in formant frequencies to an English typical /i/ when they identify 300-ms stimuli as /i/ than when they identify 50-ms stimuli as /i/.

But the results showed the fact that the influence of formant frequencies on identification was much more complicated. The subjects could be divided into three groups according to the ways of their being influenced. The subjects of the first group (Japanese-manner group) identified stimuli closer in formant frequencies to typical English /i/ as /ɪ/, and stimuli

closer in formant frequencies to typical English /ɪ/ as /i/. The second group (English-manner group) consisted of the subjects who identified stimuli closer to typical English /i/ as /i/, and stimuli closer to typical English /ɪ/ as /ɪ/ like native speakers of English. The subjects of the third group (irregular group) did not show the systematic effect of formant frequencies. Most of the subjects belonged to the "Japanese-manner" group, but more than 30% of the subjects belonged to the other groups. This phenomenon was interpreted to mean that they might take a developmental course that leads from "Japanese-manner" to "irregular" to "English-manner." But a longitudinal study will be necessary to decide whether this interpretation is true or not.

In the previous experiment it was postulated that the reason that the 50% crossover points of the "ship" stimulus condition and the "sheep" stimulus condition were different (Figure 1) would be that the subjects were influenced by the formant frequencies, but the experiment did not support this idea. It is necessary to examine other acoustic characteristics which genuine sounds have.

In the next paper, the effect of duration on identification is going to be examined again by using synthesized stimuli. These experiments will clarify the difference between the identification of synthesized sounds and the identification of genuine sounds.

### References

Chiba, A. (2003). Production and Perception of Japanese /i/ and /ɪ/ by Japanese Learners. (written in Japanese) *Human Science*, 20 (1), 13-23

Fox, R. A. (1983). Perceptual structure of monophthongs and diphthongs in English. *Language and speech*, 26. 21-60

Fry, D. B., Abramson, A. S., Eimas, P. D., and Liberman, A. M. (1962). The identification and discrimination of synthetic vowels. *Language and Speech*, 5, 171-189

- Gimson, A. C. and Cruttenden, A. (1994). *Gimson's Pronunciation of English*. London. Edward Arnold.
- Johnson, K. (1997). *Acoustic and Auditory Phonetics*. Massachusetts. Blackwell Publishers Inc.
- Ladefoged, P. (1993). *A Course in Phonetics*. Fort Worth. Harcourt Brace College Publishers.
- Lieberman, P. and Blumstein, S. E. (1988). *Speech physiology, speech perception, and acoustic phonetics*. New York. Cambridge University Press
- Pickett, J. M. (1999). *The Acoustics of Speech Communication: fundamentals, speech perception theory and technology*. Massachusetts. Allyn and Bacon.
- Pisoni, D. B. (1973). Auditory and phonetic memory codes in the discrimination of consonants and vowels. *Journal of the Acoustical Society of America*, 13 (2), 253-260
- Rakerd, B. and Verbrugge, R. R. (1985). Linguistic and acoustic correlates of the perceptual structure found in an individual differences scaling study of vowels. *Journal of the Acoustical Society of America*, 77, 296 - 301



## 男女共同参画社会の形成に関する政治社会学の一視座

林 寛一

Kanichi Hayashi

### A Political-Sociological Perspective on the Formation of a Gender-Equal Society

This article provides a political-sociological perspective on the formation of a gender-equal society and some of the social movements involved. Concern about the analysis of “non-decision” power is gradually increasing, and using this concept, I argue that the political-sociological perspective provides a useful framework within which to analyze the many issues involved. This approach was constructed following an observational visit in March 2004 to the sections responsible for a gender-equal society in the Tohoku and Kanto regional prefectural offices. The article initially introduces three arguments, based on previous work on “gender and politics” by Kate Bedford, and explores problematic issues and research orientation, taking account of the diverse points of view in this field. The primary arguments are the problem of gender participation in politics, gender and the nation-state, and gender and categories of politics. However, Bedford did not develop an argument about “power” which is an important concept of politics. For this reason, I thought that this article could provide a frame of reference to problems about the formation of a gender-equal society through an analysis of power.

#### はじめに

本稿は、男女共同参画社会の形成をめぐる諸政策、諸運動に関し政治社会的な視点を提示することにある。つまり、政治社会学の分野で、権力の「非決定」分析が次第に注目されて来ており、この概念が、男女共同参画社会の形成をめぐる昨今の諸争点に一つの視座を提示できるのではないかということを論じたものである。こうした視座は、筆者が、2004年3月上旬に、東北と関東周辺、主に、県庁の男女共同参画の担当課を訪ねて当該条例に関する問題についてヒアリングを行っているなかで構築されていったものである。

そこで、本稿では、最初に、男女共同参画社会の形成に関する論点は多岐にわたっているが、「ジェンダーと政治」という視点から Kate Bedford が整理した3つの論点を借りて、問題の所在と研究の方向付けを

探ってみることにした。第1の論点は、ジェンダーと政治参加の問題である。第2の論点は、ジェンダーと国家の問題である。第3の論点は、ジェンダーと「政治」概念の問題である。しかし、K.Bedford は、政治の中心概念である「権力」については何も論じていないので、本稿では、この権力の分析の導入によって男女共同参画の形成に関する諸論点に対して一つの視座を提供できるのではないかと考え、これを論じることにした。

#### 第1節 「ジェンダーと政治」をめぐるいくつかの論点 — Kate Bedford の3つの論点 —

内閣府男女共同参画局のホームページの英語サイト<sup>1</sup>を開くと、男女共同参画社会は、gender-equal society となっているが、当初、equal である平等に共同参画

という苦渋の訳語をつけているのも、実は、平等概念そのものの定義（実質的平等の中身の議論）の難しさにあったが、今日では、男女とした gender という言葉の定義をめぐって、種々の論争が生じている。ジェンダー概念に関しては、「生物学的な性差」と「社会的・文化的な性差」との2通りのとらえ方があるが、今日では、前者を sex という言葉に包含させて差別化を図ってはいるが、未だ合意を得るには至っていないようである。

そこで、ここでは、「ジェンダーと政治」の諸論点について記述する前段として、最初に、ジェンダー概念に関する主だった対立軸について、言語学者の Mary Bucholtz の言うところ<sup>2</sup>を参考にして、整理しておきたい。

まず、ジェンダーに関する初期の研究は、性差をそれぞれの言語の使い方で説明しようとした比較アプローチが多い。支配理論 dominance perspective では、家父長制における威信というものが性差の源と見なされ、性差はもっぱら封建的な主従関係から説明されていた。また、性差理論 difference perspective では、女性と男性の性差は異なる文化によって形成されるものと見なされ、その性差は、もっぱら固定した文化的差異によって説明されてきた。しかし、この2つの理論に共通している点は、説明の普遍化への傾向 tendency toward universalizing explanations であり、また、女性と男性をそれぞれ一括りにして論じているところでもあり、固定したジェンダー概念にあった、と後に批判を受けることになった。

これに対し、最近の民族史的研究への関心から、ジェンダー研究は、こうした支配論や性差論といった従来の研究からジェンダーの慣行 practice や役割遂行 performance などに力点を置くようになってきている、という。Penelope Eckert と Sally McConnell のいう「慣行の共同体」(community of practice) は、共同体は、本来、一括りにしたような同一性 sameness でなく、多様性 diversity において構築されたものであることを証明しようとしたものである<sup>3</sup>。そして、かれらによる共同体の詳細な調査からは、その共同体は、割り当てられた作業の任務を通じて一時的に統合した個々

人から構成されていること、そして時と場合に応じてアイデンティティは移行可能なものであるといった特徴をもつものであることが指摘された。ここでは、ジェンダー概念は、さまざまな人種、民族、階級・階層、国籍、性差そして地域特性といったものから構成されたものであり、流動的なもの、と捉えられている。

こうしたジェンダー概念の流動化に関しては、今日、文化相対主義を強調し、「共生」社会を目指すという議論と、逆に、この動向に社会の「崩壊」の危機を感じるという議論とに分かれているようである。この点に関しては、20年前のアメリカのジェンダー・ポリティックス gender politics の政治過程と、そのバックラッシュをとらえて進藤久美子は次のように述べている。

しかし、男性と女性の人間としての同一性を強調し、男女の平等を主張する見解は、男女の生物学的性差に基づき、「産む性」、「社会的弱者」としての女性の保護を主張するもうひとつの女性たちの要求と真っ向から対立する。こうしたいわば「男女平等のパラダイム」と「母性保護パラダイム」の政治的主張は、しばしば女性運動が発展する阻害要因ともなっていた<sup>4</sup>。

こうしたバックラッシュと対立は、今日の、日本のおかれた状況に酷似している。現代のアメリカで評価の高い社会思想家であるフランシス・フクヤマ Francis Fukuyama は、後者を代表し、「母親の役割は生物としての存在に根ざしているといえるが、父親の役割はかなりの部分が社会によって作られているのである」<sup>5</sup>と述べ、このパラダイムが崩れているところに社会の「崩壊」の症候を認めている<sup>6</sup>。他方、ジェンダー・ポリティックスの構築を目指す進藤は、前者を代表し、ハンナ・アーレント Hannah Arendt の政治概念に倣って、「政治は富の権威的な配分のための権力の構築ではなく、共通の関心と憂慮を持つ人々がとる集合的行為と、捉えなおすことができる」<sup>7</sup>とし、男女平等の「共生型」政治への道を模索している。

こうした2つの主張の対立が、今日の日本の女性運動、とりわけ男女共同参画社会の形成に関する諸施策

の阻害要因になっているかどうかは、まだ、はっきりとはしていないが、昨今のバックラッシュが、そうした行動への自制を促していることは明らかである<sup>8</sup>。

そこで、次に、「ジェンダーと政治」に関する諸論点であるが、それは多岐にわたっているが、Bedford<sup>9</sup>は、それを3つの論点にまとめているので、それに若干の日本のケースを書き加えて記述することにする。第1は、女性の政治参加の「質」の問題である。第2は、グローバル化とジェンダー論との関係である。第3は、ジェンダー論からの政治の諸概念の再検討である。

### 1. ジェンダーと政治参加

今日のジェンダー研究の隆盛の背景には、1995年の国連主催の世界女性北京会議の影響は大きく、無視することができない。この会議では、女性の政治参加をフォーマルな視点から促進することに注目が集まっていた。とりわけ、ポジティブ・アクション positive action (日本の『男女共同参画基本法』及び諸条例では「積極的改善措置」<sup>10</sup>としている)の導入がその典型である。これは、社会の諸分野への参加において男女間の機会の格差を改善するため、必要な範囲において、それを実施する措置という意味で使用されており、アメリカのアファーマティブ・アクション affirmative action (「積極行動」)<sup>11</sup>との違いはないとされており、主だった辞書も区別していない<sup>12</sup>。しかし、目標値を定めた政治参加は、ポストまたはその役割に見合った能力においては言うに及ばず、他方でのフォーマルな政治への参加においても、女性の首相や、女性の大統領といった最高指導者が輩出されても、彼女らの実施した政策が、「より広範囲の女性の運動との接点が無かったり、実際には女性の利益を損なったりする可能性がある」<sup>13</sup>という指摘も少なくなく、「数」を増やすことと、「質」の確保とはストレートには結びつかず、そのアポリアの解決はまだ見えていないといってよい<sup>14</sup>。こうした認識への理解が今ひとつであるもう一つの理由は、Bedfordの言葉を借りれば、「エリート婦人の政治経験を政治研究のパラメーターとして扱ってきたために、女性が権力と不平等の問題にコミットメントするというもう一つの視点を無視してきた」<sup>15</sup>ところに

あるといってよい。とりわけ後者への政治社会学的な視点を持つということは、エリート女性への偏りのある関心という今日の実情に対する反省を促し、政治とジェンダーの関係の正しい洞察をもたらすことになるのではないかという主張は、それはそれとして、妥当性のある指摘ではあろう。この点、筆者は、現在の日本のジェンダーをめぐる社会運動の有り様もこうした偏りから免れているとはいえないのではないかという印象を抱いている。こうした運動の広がりという点からの検討が、今後の課題であるといってよいのであろう<sup>16</sup>。

### 2. ジェンダーと国家

つぎに、ジェンダーと政治の研究は、従来、国家の役割に関しては、本来的に抑圧的なものであるとか、中立的な調停者であるといった対立点に集中して論じられてきたといえるのであろうが、近年では、ジェンダーと国家の間の相互作用とそのコンテクスト、そして個別ケースなどといった点に関心が集中しており、国際的に認知シフトが見られるといわれている。そこで、Bedfordは、今日における国家の特徴については、以下のような3つの点を指摘することができる、という。

第1は、国家は、複合的で断片的な性格を持ったものであり、フェミニストたちが、より平等な社会的・政治的関係を表明する場合には、その空間には、彼女らの活動と活用の際の幅はある、という指摘である。(国家の多元化)

第2の特徴は、第1の特徴である国家の多元化と相関するものであるが、ある程度の集団的自立性の確保が、その集団の要求を実際に実現するためには担保となるが、フェミニストらの運動の実現にもそれが求められている、という認識の共通理解が芽生えてきているということである。(フェミニスト運動の成熟)

第3の特徴は、ジェンダー研究者らは、とりわけ冷戦以後のグローバル化という同時代の潮流を反映して、国家に関する問題については、その分析に国際的な視点を導入し始めているということである。1995年の国連世界女性北京会議の「行動綱領」では、あらゆる政策分野にジェンダーの視点を組み込むことが強

調されたが、日本での翌年96年の「男女共同参画ビジョン」にその視点が導入されたのもその一例である<sup>17</sup>。(国際化)

Bedfordは、現代の国家のこうした3つの特徴と国家の相対化は、その底流に、政治・経済などにおけるグローバル化 globalization があり、ジェンダー論の台頭はこれに連動している、ということを描する。国家の相対化は、国家を国内と国外からの両面から相対化し、とりわけ発達した工業国家に共通する債務危機と、その対応としてのネオリベリズムによる経済リストラ政策が国家の相対化を招いている、という。しかし、また、国家レベルの政策を超国家領域と関連させることは、経済リストラといったネオリベリズムのグローバル化の論調においては、国内政策に対する国家のコントロールを欠如させ、それが国家を正当性の危機に直面させている、とも述べている。

Bedfordは、「国家に関するジェンダーと政治という分野の持つヤヌスの顔は、国家の政策と具体的な政治組織が稼働する地方の政治領域のデリケートで微妙な点への関心と、国際的なアリーナへの自覚といった両面を含んでいる」<sup>18</sup>と言うが、今日の日本のジェンダー論の隆盛には国家に関するこうした認識が反映していないわけでもないであろう。一方の国連世界女性北京会議に見られる外圧と（実際、男女共同参画基本法の成立には外圧が幸いしたという指摘<sup>19</sup>もある）、他方での国内の分権化の流れと「地方の政治領域のデリケートで微妙な点」が、男女共同参画基本法と地方の計画や条例との間に見られる諸過程に顕著に反映しており、そのなかで施策が進行しているといつてよい。

### 3. ジェンダーと「政治」カテゴリー

Bedfordは、Susan Okinの言葉を借りて、近代市民社会の諸々の政治カテゴリーもジェンダー化されたカテゴリーであることを免れていないのは、ルソー Jean-Jacques Rousseauの女性の非公的=家族機能という考え方にも典型的であるという。参加民主主義 participatory democracyの研究で名高いCarole Patemanによれば、近代の社会契約論にせよ、公的領域における男性の自然的自由、私的領域における女性の自然的従属というジェンダー化されたカテゴリーを持っ

ていたことは明らかであるという<sup>20</sup>。

ロバート・ダール Robert A. Dahlは、『現代政治分析』の第5版の第9章「政治的人間」では、それまでの記述を大きく変え、さきのイングルハートの議論に倣って、脱物質的価値観への変貌に関連し、ジェンダー研究の視点を大きく採用し、近代市民社会の政治哲学を代表する社会契約論者たちの女性蔑視を問題として取り上げている<sup>21</sup>。その意味からすれば、日本政治学会が、昨年、年報に取り上げた『「性」と政治』<sup>22</sup>は遅すぎたという反省の反面、取り上げられたこと自体が多くの政治学者には戸惑いと驚きを与えてもいた。

さて、19世紀後半からの大衆民主主義の発展にともない国家の機能は拡大し、国家はより積極的な政策を実施するが、とりわけ1942年に福祉国家 welfare stateを国是に掲げ、戦後の労働党内閣において「揺りかごから墓場まで」の社会保障制度を作ったイギリスにおいても、女性の公的領域への参加という点では制限があった。Bedfordは、それを「イギリスの戦後の福祉国家は、主婦は核家族の大黒柱であるというモデル a breadwinner-housewife model of the nuclear familyに依拠して、軍役に代わる賃金雇用をもって完全なる男性の資格であるという見方を与えたものである」と捉え、また「女性は、核家族単位で規範的母親像や男性への依存が要求されたという意味で、その市民権は制限されていた」<sup>23</sup>と見なしている。こうした考え方が一般化することによって、「同棲者、レスビアン、そして離婚者は、ジェンダー化された市民という概念の破壊者と見なされ罰せられることになった」<sup>24</sup>と認識している。他方、F. フクヤマは、「ジェンダー化された市民」を「社会資本」(social capital) = 民主主義の資質を持ったものとして評価しており、これが失われるのを社会の「大崩壊」(great disruption)と捉えている<sup>25</sup>。

さて、「ジェンダーと政治」についてのBedfordの上記の問題点と論点の整理については、筆者にはまだ十分な論評をなす力量はないので、紹介と若干の説明を補足したにすぎないが、政治学における中心で重要な概念である権力については、Bedfordは、何も論じていないので、本稿では、権力論において今日、その重要性を高めつつあると思われる一つの概念を再評価



し、ジェンダー・ポリティクスへの適用と、そのアプローチの妥当性について次節で検討してみることにしたい。

## 第2節 政治社会学の一視座

### — ルークスの「非決定」概念の再検討 —

#### 1. 3つの権力観

1974年、政治社会学者であるスチーブン・ルークス Steven Lukes は『権力—ラディカルな見方—』<sup>26</sup>を出版した。そして、ここで展開された権力論は、その理論フレームのシャープさのみならず、情報化社会における権力論の展開としてその新しさに惹かれて、その後の政治学のスタンダードな教科書でも次第に採用されてきている<sup>27</sup>。現代政治学では、これまで、権力概念については権威概念との関係とそのコロラリーとしての諸カテゴリーにおいて論じられることが多かっただけに、現代政治の対象の広がり複雑さを捉えるにはかなり苦しい説明を要したことも事実であった<sup>28</sup>。その意味からすれば、ルークスの3つの位相から捉えた権力概念は時代の認知図を描くのに適したものであるとして受け入れられていったものと見なしてもよいであろう。

この本が出版された70年代は、いわゆる発達した工業国において若者の激しい異議申し立て運動が激しく吹き荒れ、この時期をイングルハート Ronald Inglehart が、物質的価値観から脱物質的価値観への価値の転換をとまなう変動過程として捉えたことは有名である<sup>29</sup>。ルークスの新しい権力モデルの提示は、こうした時代を認識する新鮮なイメージを与えたものといってもよいであろう。意志決定としての権力を1次元的権力論 the one-dimensional view、議題設定 agenda setting としての権力を2次元的権力論 the two-dimensional view、思考のコントロールとしての権力を3次元的権力論 the three-dimensional view として、現代政治における権力の実証的分析と理論研究の交通整理を行う一方、新しい分析モデルを提示したところが評価されたところとなっているといってもよいであろう。そこで、最初に、この3つの概念について整理しておきたい。

1次元的権力論；これは、決定の内容に明示的なたちで影響を及ぼす意識的な政治行動を対象とするものである。これは、ロバート・ダールの *Who Governs? Democracy and Power in an American City* (1962)<sup>30</sup> に代表される古典的な権力論であり、誰が権力を持っているのかについての判断を、当該アクターが持つ既知の認知されている選好を手がかりとして、意志決定の分析に求めている。また、50年代の、フロイド・ハンター Floyd Hunter らのコミュニティ権力構造の分析<sup>31</sup>が、コミュニティの政策決定が強い結びつきのある一群の企業家たちによって形成されているという仮説の実証研究であるのに対し、ダールの研究はその反証であり多元的リーダーの権力分散という仮説を実証したものである。

2次元的権力論；この権力は、なされるべき意志決定を阻害する能力と定義され、「非決定作成」<sup>32</sup> (non-decision making) の能力とも呼ばれているものである。あらゆる組織(化) organization はその目的からいっても「バイアスの動員」<sup>33</sup> (the mobilization of bias) と言い換えてもよく、その意味からすれば、ある決定は促進され別の決定は阻害される、というのは一定程度は回避できないのであろうが、1次元的権力論者は観察可能な前者の「認知された選好」しか取り上げてこなかったところに難点があった、と批判されることになった。とまれ、バクラック Peter Bachrach とバラッツ Morton S. Baratz らに代表されるこうした権力の2次元的なとらえ方<sup>34</sup>は、「議題設定」のコントロールとして、今日、その研究の幅を広げている。

3次元的権力論；この権力は、人々が考えるもの、願望するもの、または欲求するものをかたちづくることによって他者に影響を与える能力、と見なされている。従って、イデオロギーによる教化、または象徴操作などといったものがそれに当たる。これらの権力は、ストレートに人々の意識をコントロールするのではなく、「社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行」<sup>35</sup>との適合性 adaptation という問題がその権力に横たわっており、それに基底されているが、意識レベルでは、「情報の支配、つまりマス・メディアや社会化の諸過程の支配」<sup>36</sup>をとおして行使されるもの、と見なされている。

## 2. 問題点

さて、ルークスは、これらの3つの権力観のうち、2次元的権力観については次のような3つの批判を付け加えている。

1つ目は、2次元的権力観には、人々の無活動（沈黙）という行動には、意志決定をなす、あるいは、意志決定させないというレベルによるもの以外に、「社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行」による側面があるという認識がない、という批判である。つまり、歴史・文化の分析が欠如しているという批判である。

2つ目は、2次元的権力観には、「権力のもっとも効果的で狡猾な使用法は、なによりもまずこの紛争の表面化を阻止することだ」<sup>37</sup>という認識が欠如しており、それが「情報の支配、つまりマス・メディアや社会化の諸過程の支配」によって人々の思考が支配されているという側面の分析に結びついていない、といった批判である。つまり、象徴操作の分析が欠如しているという批判である。

3つ目は、2次元的権力観は、「非決定の作成をとおして行使される権力は、争点として政治過程に入れなかった苦情の存するところにのみ表れる」と見ているが、苦情のない、つまり「不平不満をもたせないこと、それこそが権力の至高」である、という権力論のオーソドックスな知恵に照らして見たとき、その分析の深みにかけるところがあり、「苦情の不在は真正の合意に等しいと想定することは、定義上、虚偽の合意ないしは操作された合意でありうる可能性をあっさり排除してしまうことになる」という批判に晒されることになるという批判である。つまり、無活動という黙示的な沈黙の権力の分析が欠如しているという批判である。<sup>38</sup>

『オックスフォードの世界政治案内』（第2版）の「権力」(power)の項目を読むと、そこでルークスは、自らの上記の3つの権力観には触れず、「権力は、意志決定状況において、抵抗を排して、表立った対立の解決を求めて行使されるもの」<sup>39</sup>と、他方で「権力は、対立する選好の表面下に横たわっているもの」<sup>40</sup>といったかたちで、権力概念を2つに分類して説明している。

前者は、「明示的権力」、後者は「黙示的権力」と言い換えてもよいのであろう。そこで、ここでは、ルークスの上記3つの権力観の問題点について2点指摘しておきたい。

第1点は、ルークスも自ら批判的に指摘しているところでもあるが、2次元的権力観と3次元的権力観の関係が曖昧であることである。2次元的権力観と3次元的権力観は同じ対象を考察しているが、2次元的権力観では不十分であり、権力の真の分析につながらないと述べているので、それなら、本来、3次元的権力観の自己展開で分析は完結するはずである。これでは、2次元的権力観は単に蛇足でいどであるにすぎないことになってしまう。後の上記のような権力論が、顕示的権力と黙示的権力の2分法で展開されているのはこうした論理展開上の必要から出てきたものといってもよいのかもしれないし、その方が、理解が得やすい。

第2点は、第1点の形式論上の問題でなく、その方法論上の問題に関してであるが、紛争を表面化させないことや、無活動という沈黙の反応とか、しかも苦情が存しないという状態についての分析は、2次元的権力観の射程には入ってなく、3次元的権力観に立ってこそ分析できるというのであるが、こうした黙示的な権力過程の分析に関しては、実証的な分析は容易でなく、これを、行動論的政治学の分析対象とするのは難しいという批判もあるが、一方で1970年代における価値や規範なき実証主義の不透明さに関する現代政治学の方法論上の反省と議論もあり、評価が分かれるところでもあろうが、その点に関して明確な説明がないという点である。

## 3. 再評価

しかしながら、本稿では、昨今の男女共同参画社会の形成をめぐる種々の論点に、政治社会学から一つの視座をあてがおうとするさいに、こうしたルークスの知見と洞察が役に立つのではないかということでこれを評価することにし、上記のような問題点を一定認めつつも、次のような仮説構築ないしモデル化という点で利用できるものとして提示し、今後の研究へとつなげていくことにしたい。

まず、1999年6月に男女共同参画基本法が成立し、

その後、都道府県・市町村といった自治体に、条例や計画、または諸施策といったかたちでその基本法が影響なり波及効果を生み出している<sup>41</sup>が、こうした行政プロセスには、黙示的な政治プロセスが相関しているのではないかと、という仮説である。これは、意志決定のプロセスが比較的明確なところにおいては、計量的な時系列的分析や空間的影響力分析が可能となる。

つぎに、「非決定」の分析として、男女共同参画社会の形成に反対する勢力（影響力）influencesとして、首長または行政機関との関係、議員または議会との関係、利益集団または圧力団体（女性団体も含む）との関係、そして女性の社会進出に伴う企業の諸施策との関係などファクターは多くあるが、そのうち優位な変数と相関させることによって「限定されたモデル化」は可能ではないか、ということである。

さらには、『基本法』には、区域の特性を生かした施策を行うことが記されているが、これは、ルークスのいう「社会的に構造化され文化的にパターン化された集団の行動や制度上の慣行」との適合性の問題に関連させてこそ、その施策が住民の真の要求に応えたものとなるのではないかと、という視座である<sup>42</sup>。ルークスはそうした要求を「リアル・インタレスト（真の利益）」（real interest）と呼んでいるが、それを「苦情の不在」<sup>43</sup>と同等のものと思なせば、虚偽意識へと誘うという意味で使用する場合のイデオロギーといつてもなりうるものでもある。そこで、システム論でいうフィードバック・ループが、「負」でなく「正」の制度形成の鍵であるとするならば、政治・行政の苦情の制度化のプロセスの検証は政策「形成」のみならず、その「評価」の鍵にもなるのではないかと、ということを指摘し今後の研究につなげていきたい<sup>44</sup>。

#### おわりに

筆者は、男女共同参画社会の形成に関して、昨今、諸争点が顕在化し、各地で論争が引き起こっているのを見て、これに一つの視点を提示することの必要性を感じていた。「非決定」の概念は、これをどう捉えるかについては、まだ、十分な研究と議論がなされたとはいえない印象を抱いている。また、実証的な研究と

してこの概念がどの程度に堪えて使用できるのかは、筆者にとっても今後の課題でもある。

つぎに、本稿では、問題の所在を、インタビューを通じて構築する、という構築主義<sup>45</sup>constructivismのアプローチを、とくに仮説構成というところで使ってみたが、これは実証的な研究との接点へと持ち込ませねばあまり意味のないものになってしまうが、その方法はもっと活用されよいのではという考えを持っている。コンピュータに関する技術と技能が飛躍的に発達する今日、目的と意味の希薄なデータ処理という事態もある程度予想されることからすれば、自戒を込めて、こうした質的調査法にもとづく問題・仮説設定や、社会問題を構築するということの意義を強調することは、とりわけ政治学という分野では、けっして、小さくないと思われるからである。

#### (Footnotes)

<sup>1</sup> [http://www.gender.go.jp/english\\_contents/index.html](http://www.gender.go.jp/english_contents/index.html)

<sup>2</sup> cf. Mary Bucholtz, "Gender", A. Dutanti (ed.), *Key Terms in Language and Culture* (Blackwell, 2001).

<sup>3</sup> cf. Penelope Eckert, "Gender", Sally McConnell, *Language and Gender* (Cambridge, 2003).

<sup>4</sup> 進藤久美子『ジェンダー・ポリティックス－変革期アメリカの政治と女性』（新評論、1997年）24頁。

<sup>5</sup> フランシス・フクヤマ著・鈴木主税訳『大崩壊』の時代－人間の本質と社会秩序の再構築（上）』（早川書房、2000年）138頁。

<sup>6</sup> 2002年の千葉県9月定例県議会と12月定例県議会ではまさにこのことが争われ、堂本暁子知事の条例案は頓挫している。堂本知事は、新党さきがけの議員（参議院）であったとき、第2次橋本内閣成立時の3党合意事項に『基本法』の制定を入れるのに深く関与した一人であった。

<sup>7</sup> 前掲『ジェンダー・ポリティックス』21頁。

<sup>8</sup> 筆者は、2004年3月上旬に、東北と関東周辺の、主に、県庁の男女共同参画の担当課を訪ねてヒアリングを行ったさいに、そのほとんどの担当課でバックラッシュによる行動規制について語っていた。バック

クラッシュについては、「男性対女性」という対立軸だけでなく、「女性対女性」という対立軸が分析に必要であるという印象を抱いた。

<sup>9</sup> Kate Bedford, "Gender and politics", Mary Hawkesworth and Maurice Kogan eds., *Encyclopedia of Government and Politics*, vol.1; second edition (Routledge, London, 2004).

<sup>10</sup> 男女共同参画社会基本法の第二条の二は、「積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう」というように定義している。

<sup>11</sup> アファーマティブ・アクションは、1964年に成立した人種差別を禁じた公民権法の精神を基本とし、これに実効性を持たせるため、主として、大統領令に基づいて推進されてきた、差別を積極的に是正する優遇措置のことを指している。しかし、1994年の中間選挙で共和党が上下両院において多数派を占めて以降、白人中間層を中心として、こうした措置への反発がいつそう強まっている。2000年の大統領選挙で共和党のブッシュ政権が誕生すると保守化の傾向はさらに強まり、大統領は、アファーマティブ・アクションに基づくミシガン大学の入学者選抜制度が合衆国憲法14条の法の下での平等に反するとして2003年1月16日に最高裁に違憲であるという意見書を提出した。

現在、主として、日本の国および自治体で、協議会や審議会などで特別枠として女性への優先割り当て (quote system) が行われているが、そこでは、ゴール・アンド・タイムテーブル方式 (一定の目標とその達成のための期限を設定すること) を採用している。

<sup>12</sup> 「アファーマティブ・アクション」『岩波女性学事典』(編集 井上輝子・上野千鶴子・江原由美子・大沢真理・加納実紀代、岩波書店、2002年) 参照。Women's Online Media (WOM) の『女性学辞書』でも、アファーマティブ・アクションとポジティブ・アクションをいずれも「積極的差別解消政策」として、区別していない。http://wom-jp.org/j/WOM\_DIC/ (http://wom-jp.org/j/WOM\_DIC/DIC/a/aa\_pa.htm)

<sup>13</sup> Bedford, *op.cit.*, p.605. Bedford は、フィリピンの元大統領 (1986-92) Corazon Aquino、パキスタンの Benazir Bhutto、バングラディッシュの Khalida Zia、ニカラグアの Violeta Barris Torres de Chamorro、トルコの Tansu Ciller、そして英国の Margaret Thatcher などとそうした女性と見なしている。

<sup>14</sup> 例えば、南アフリカ共和国では、議会のほぼ30%が女性であるが、議会のリーダーシップに関しては圧倒的に男性が優位である。同様に、インドでは最近の議会 Panchayats 改革を通じて女性議員の進出が目立っているが、実態において、夫の政治的野心の道具となっている側面があることも指摘されている。cf., Mahi Pal, "Empowerment of Women through Panchayati Raj Institutions-An Assessment and Task Ahead", *Gender Perspective: Participation, Empowerment and Development*, ed. Anil Dutta Mishra (New Delhi, Radha Publications, 1999).

<sup>15</sup> Bedford, *op.cit.*, p.606.

<sup>16</sup> Gisela Geisler によれば、南アの女性が、アパルトヘイト解放闘争への参加から、政府への参加という点での移行過程でうまくいったのは、世界的レベルでは例外である。女性たちの反アパルトヘイトの活動を無視することは、彼女らが議会政治に参加した最初のプロセスに対して歪んだ印象を与えることになる。また、ジェンダー平等委員会 Commission for Gender Equality (新政府のすべての諸機関のジェンダーの主流化 gender mainstreaming を監視するための組織) は、当初は、国内や国際的なレベルでの女性運動と強い結びつきを持った活動家によって進められていたのである。cf., Gisela Geisler, "Parliament is Another Terrain of Struggle: Women, men and Politics in South Africa", *Journal of Modern African Studies* 38 (4). 拙稿「南アフリカにおける象徴的政治指導と民族共生—アパルトヘイト体制とネルソン・マンデラー」(第4章)、吉田雅信・林 寛一『象徴的政治指導の功罪—小泉純一郎・クリントン・ミロセヴィッチ・マンデラー』(新風舎、2004年) 参照。

<sup>17</sup> 国連の女性問題への取り組みは、まさに冷戦崩壊過



程が顕著になってきた80年代後半、新しい展開を始めている。それは、従来の女性政策を女性のみを対象とするものに限定せず、文字通り男女を意味する「ジェンダー」の視点から取り組もうというものであった。縫田曄子編『あのとき、この人－女性行政推進機構の軌跡』（ドメス出版、2002年）13-14頁参照。

<sup>18</sup> Bedford, *op.cit.*, p.609.

<sup>19</sup> 前掲『あのとき、この人』86頁参照。

<sup>20</sup> Bedford, *op.cit.*, p.610.

<sup>21</sup> 「もうひとつ、この新版を旧版と読み比べた人のだれもが気づく、顕著でかつ当然な改訂がある。『政治的人間 Political Man』の標題は、『政治的人間 Political Man and Political Women』に改められている。政治学の世界では、Political Manという言葉は伝統的な用語である。実際、それはアメリカで書かれた少なくとも2冊の重要な本のタイトルであるし、また、語源的にはManという言葉は女性もふくんでいるのだけれども、現実にはこの用語は、政治は—そしてまた政治の分析は—男の仕事であるという響きをもって受け取られかねないのも事実である。この章の中で、政治への志向の変化を強調する記述を書き加えるつもりであったので、この標題はいつそう時代遅れだと私には映じた。なぜなら、最近のこのような変化の重要な例をなしているのは、女性だからである。」（「はしがき」p.xiii, R.A. ダール著・高島通敏訳『現代政治分析』岩波書店、1999年）。ちなみに、「アメリカで書かれた少なくとも2冊の重要な本のタイトル」とは、一つは、政治社会学者S.M. リブセットの本で、1959年に出版された。Seymour Martin Lipset, *Political Man; The Social Bases of Politics* (New York: Doubleday & Co., 1959), (内山秀夫訳『政治の中の人間』東京創元新社、昭和38年)。もう一つは、政治心理学者R.E. レーンの本で1972年に出版された。Robert E. Lane, *Political Man* (New York, The Free Press, 1972)。また、manは、ラテン語mens (cf. mental), commentus (cf. comment) などと同系列の語で、本来の意味はthe one who thinks「思考するもの」である。(小川芳男編『ハンディ語源英和辞典』336頁)。

<sup>22</sup> 日本政治学会編『「性」と政治－日本政治学会年報－』（岩波書店、2003年）。

<sup>23</sup> Bedford, *op.cit.*, p.611.

<sup>24</sup> Bedford, *Ibid.*

<sup>25</sup> 『「大崩壊」の時代』第5章参照。「社会資本」については、ロバート・D・パットナム著・河田潤一訳『哲学する民主主義－伝統と改革の市民的構造－』N T T出版、2001年 (Robert D. Putnam, *Making Democracy Work: Civic Traditions in Modern Italy*, Princeton, Princeton Univ. Press, 1993) 参照。社会資本については、パットナムとフクヤマの間でその概念の捉え方が微妙に異なっている。前者が近代的個人の価値を重視しているのに対し、後者は伝統的な共同体の価値にやや偏っている。

<sup>26</sup> Steven Lukes, *Power: A Radical View* (Macmillan, London, 1974). スティーブン・ルークス著・中島吉弘訳『現代権力論批判』未来社、1995年。

<sup>27</sup> 大嶽秀夫・鴨武彦・曾根泰教『政治学』（有斐閣、1996年）、久米郁男・川出良枝・古城佳子・田中愛治・真淵勝『政治学』（有斐閣、2003年）、Andrew Heywood, *Politics*, second edition (Palgrave, Houndmills, 1997). など参照。

<sup>28</sup> 拙稿「政治権力論」（竹尾隆・井田正道編『現代政治をみる目』、八千代出版、2002年）参照。

<sup>29</sup> Ronald Inglehart, *The Silent Revolution: Changing Values among Western Publics* (Princeton Univ. Press, 1977). R. イングルハート、三宅一郎・金丸輝男・富沢克訳『静かなる革命－政治意識と行動様式の変化－』（東洋経済新報社、昭和53年）

<sup>30</sup> Robert A. Dahl, *Who Governs? Democracy and Power in an American City* (New Haven, Yale Univ. Press, 1962). (ロバートA. ダール著・河村望・高橋和宏監訳『統治するのは誰か－アメリカの大都市における民主主義と権力』、行人社、1988年)。

<sup>31</sup> Floyd Hunter, *Community Power Structure, A Study of Decision makers* (Univ of North Carolina, 1969). (フロイド・ハンター著・鈴木広監訳『コミュニティの権力構造－政策決定者の研究－』、恒星社厚生閣、1998年)。

<sup>32</sup> 前掲『現代権力論批判』23頁－33頁参照。

<sup>33</sup> 同上『現代権力論批判』参照。

<sup>34</sup> Peter Bachrach and Morton S. Baratz, *Power and Poverty* (New York, Oxford Univ.Press,1970).

<sup>35</sup> 前掲『現代権力論批判』35頁。

<sup>36</sup> 同上『現代権力論批判』38頁。

<sup>37</sup> 同上『現代権力論批判』。

<sup>38</sup> 前掲『象徴的政治指導の功罪』参照。cf.,Murray Edelman,*The Symbolic Uses of Politics;with a new Afterword* (Univ. of Illinois Press,Chicago) 1985.

<sup>39</sup> Joel Krieger ed.,*The Oxford Companion to Politics of the World*, second edition (New York,Oxford Univ.Press) p.688.

<sup>40</sup> *Ibid.*

<sup>41</sup> 1999(平成11)年5月21日、男女共同参画基本法が参議院先議で緊急議題として提案され、全会一致で可決された。第2次橋本龍太郎内閣の時代である。同法は、同年6月23日に公布、施行された。男女共同参画社会の実現は、同法の前文において、「21世紀の最重要課題」と位置づけられ、地方自治体には、「国の施策に準じた施策」と「区域の特性に応じた施策」を策定し、実施することが責務(9条)となった。折しも、分権化の流れに伴い多くの条例を含め各地で条例制定の動きが重なって起こっている。県条例については埼玉県が、2000(平成12)年3月24日に制定したのを初めとし、現在(平成16年4月)千葉県を残しているだけである。政令指定都市では、2001(平成13)年3月28日に横浜市が制定したのに始まり、今年平成16年3月に福岡市を最後に13市すべてが制定を終えている。市町村においても現在180を超えて制定されており、制定率は5%程度になっている。

<sup>42</sup> たとえば、ゴミゼロの町を目指すとしてNHKテレビでもその取り組みが特集として放映された鹿児島県川辺町では、県内の市町村で2番目に男女共同参画推進条例を制定しており、条例制定でのキイ・パーソンである職員の熱意と首長の理解がともなうてはいたが、伝統的な「みしん(未進)」というジェンダーによる差別的慣行への意識調査とその問題点を条例に生かそうとしているのはこうした分析の対象の一つとはなる。

<sup>43</sup> 筆者は、2004年3月上旬に、東北と関東周辺の、主に、県庁の男女共同参画の担当課を訪ねてヒアリングを行ったが、最初、東北で気づかされたのは、苦情の所在とその処理をめぐって苦心している姿であった。しかも、苦情の存在でなく、苦情が出てこないところの話が印象的であり、その後、関東周辺では、この点に的を絞って話をすることにした。また、ある市役所(県庁所在地)では、条例を作る計画はないし予定もないとして、その理由に理想と現実が違おうと担当主任が述べているのも印象的であった。作ろうとする理想と現実の要求との間には大きな開きがあるというのは、政治的リーダーシップの観点から分析すれば、後者はリーダーシップの不在という判断になりやすいし、ポストとパーソナリティのずれは『基本法』の理念からすれば、よしあしはともかくとして、明らかであろう。

<sup>44</sup> 伊藤重行『システム・ポリティクス』(勁草書房、1987年)参照。

<sup>45</sup> J.I. キセツ/M.B. スペクター著(村上直之/中河伸俊/鮎川潤/森俊太訳)『社会問題の構築-ラベリング理論を越えて』(マルジェ社、1992年)参照。

## 政策条例の制定と普及に関する分析－茨城県の市町村を事例として

伊佐山忠志、桑原英明、林 寛一、福沢真一、佐藤公俊  
Tadayuki Isayama・Hideaki Kuwabara・Kanichi Hayashi  
Shinichi Fukuzawa・Kimitoshi Satoh

### An Analysis of Policy Diffusion in Local Municipal Governments: A Case Study of Ibaraki Prefecture in Japan

Because the growth of legislation and the pace of change are greater than ever before, policy diffusion has become a key feature of contemporary policy making. There is little empirical evidence on policy diffusion in local municipal governments in Japan. This paper investigates policy diffusion among Ibaraki Prefecture's municipals.

#### 第1章 研究の目的・方法

##### 第1節 研究の目的

平成12年4月より、地方自治法の改正をはじめとする地方分権一括法が施行され、本格的な分権時代の幕開けとなった。今後、それぞれの地方自治体においては政策形成能力の一層の向上が期待されるところであるが、なかでも多面的な政策形成を結晶化した政策条例（地方自治体が地域の政策課題の解決に自発的に取り組む指針となる条例）の制定過程に関する実証研究が大きく遅れている状況にある。

そこで本研究（常磐大学課題研究助成 平成14年度～平成16年度 研究代表者 コミュニティ振興学部 教授 伊佐山 忠志）では、茨城県および県下83市町村（平成14年12月1日時点）における情報公開条例、個人情報保護条例、男女共同参画推進基本条例、環境基本条例、ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例、残土処分の禁止や防止に関する条例、高齢者福祉の総合化を進める条例やまちづくりを進める条例等を

取り上げることにより、これら条例の制定状況、制定過程（立法過程、政治過程、行政過程および政策過程）、条例の内容、条例の他自治体への波及、およびその歴史の沿革について実証的に明らかにしようとする<sup>注1</sup>。

##### 第2節 研究の方法

平成14年11月から12月にかけて、茨城県下すべての市町村の法規担当課（主として総務課文書法制係）を対象としてアンケート調査を実施した<sup>注2</sup>。調査の対象とした政策条例は「情報公開条例」、「個人情報保護条例」、「環境基本条例」、「環境保全条例」、「ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例」、「残土処分の禁止や防止に関する条例」、「男女共同参画推進基本条例」、「介護保険条例」、「高齢者福祉の総合化を進める条例」、「まちづくりを推進する条例」、「自転車等の放置防止に関する条例」、「その他」である。

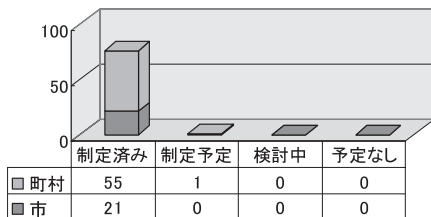
なお、アンケート調査の回収数は77団体で、回収率は92.8%であった。

## 第2章 政策条例の制定状況

### 第1節 情報公開条例の制定状況

回答を得た77団体のなかでは、情報公開条例が未制定の団体は1団体である。しかし、この団体も平成14年度に制定予定となっており、県内すべての団体で情報公開条例の制定がほぼ終わったことがわかる。ただし、条例の名称を見てみると、依然として名称が「公文書公開条例」のままの団体も散見される。今後は、国の情報公開法の制定や県の情報公開条例の制定を念頭において、情報公開条例をいかに「再革新」するかという課題へと、その論点が移行するように見うけられる。

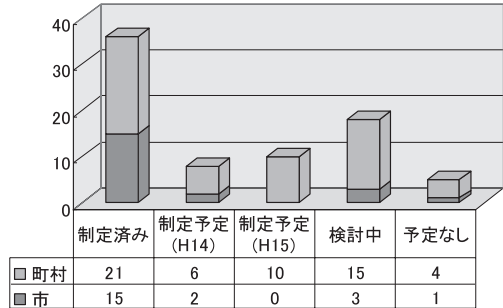
1. 情報の公開に関する条例の制定状況



### 第2節 個人情報保護条例の制定状況

個人情報保護条例を既に制定している団体は、市で15団体、町村で21団体の合計36団体となっている。制定予定の団体は市町村あわせて18団体であり、制定を検討中の団体については同じく18団体となっている。現時点で制定する予定のない団体は5団体に過ぎず、今後数年の内に県内の市町村でも個人情報保護条例の制定が急速に普及が進むことが予想される。この動きは、国の個人情報保護法の制定が大きく関わっているものと考えられる。また、個人情報保護条例を制定した団体のなかには、情報公開条例と一体化して条例を制定する団体も見られる。

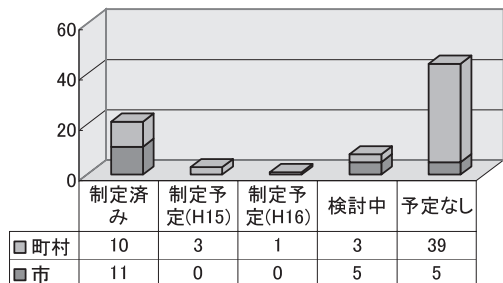
2. 個人情報保護条例の制定状況



### 第3節 環境基本条例の制定状況

環境基本条例を既に制定している団体は21団体である。この内、市で制定済みの団体は11団体、町村で制定済みの団体は10団体となっている。県内の市町村においても町村より市の方で、環境基本条例の制定が進んでいることがわかる。また、平成15年度および16年度中に制定予定の団体は市町村をあわせて4団体、検討中の団体は8団体、および制定予定のない団体が44団体となっている。国の環境基本法の制定を受けて都道府県および政令指定都市で環境基本条例の制定が進んだことと比較すると、本県においてもとりわけ町村部で環境基本条例の制定が進んでいないことがわかる。

3. 環境基本条例の制定状況

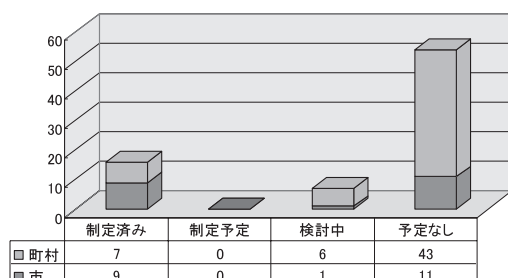


### 第4節 環境保全条例の制定状況

環境保全条例を既に制定している団体は、市町村あわせて16団体である。制定を予定している団体が4団体、制定を検討中の団体が7団体で、今のところ制定の予定がないとする団体は54団体となっている。

環境関連の条例は、それぞれの団体で制定する際の考え方がかなり異なっており、今後、さらに詳細に条例制定の状況を調査することが不可欠であると考えられる。例えば、ゴミのポイ捨て禁止条例を個別条例として制定している団体もあれば、環境保全条例のなかに同様の規定を置いている団体もある。

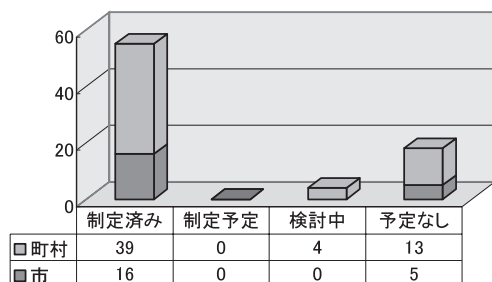
4. 環境保全に関する条例の制定状況



#### 第5節 ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例の制定状況

ゴミや空き缶のポイ捨て禁止条例を制定している団体は、市町村をあわせて55団体となっている。加えて、検討中の団体が4団体となっている。現在のところ検討予定のない団体は、18団体である。ゴミのポイ捨て条例は、全国で1千を超える団体が制定済みということであるが、本県では70%を超える団体で既にゴミ等のポイ捨て禁止条例が制定されている。今後は、同条例における罰則規程の有無やポイ捨て禁止の実効性を高める工夫がどのように条例に盛り込まれているかなど、条例の内容や具体的な運用状況について検討課題が移行して行くものと考えられる。

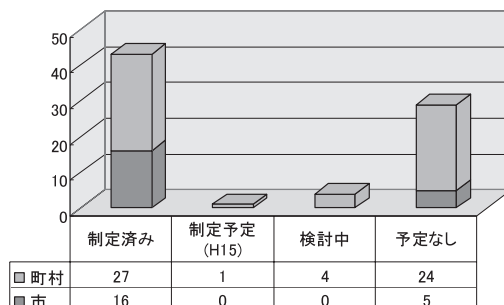
5. ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例の制定状況



#### 第6節 残土処分の禁止や防止に関する条例の制定状況

残土処分条例を既に制定している団体は、市町村をあわせて43団体となっている。制定を予定している団体が1団体、検討中の団体が4団体で、現在のところ制定の予定がないとする団体は29団体となっている。

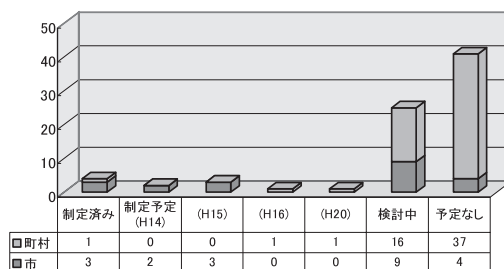
6. 残土処分の禁止や防止に関する条例の制定状況



#### 第7節 男女共同参画推進基本条例の制定状況

男女共同参画基本条例を既に制定している団体は、市町村をあわせて4団体となっている。制定予定の団体が6団体、検討中の団体が24団体のほり、制定予定がないとする団体は41団体である。制定予定がないとする団体の内訳は、市が4団体、町村が37団体となっており、単純に市部と比較すれば、町村部で男女共同参画基本条例の普及が進んでいないことがうかがわれる。ただし、他方で検討中の団体のなかで町村が16団体を占めていることから、今後、町村においても相当数の団体が同条例を制定して行くものと見られる。

7. 男女共同参画推進基本条例の制定状況



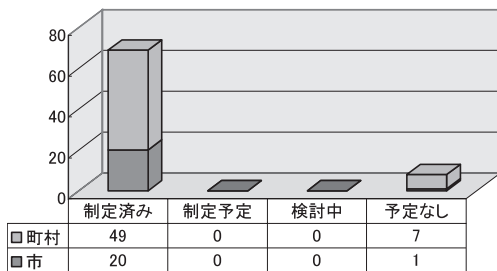


なお、平成16年4月の時点では、9つの団体（市町村）が条例を制定している。水戸市が平成13年3月、日立市が同年12月、波崎町・竜ヶ崎市が平成14年3月、牛久市・潮来市・ひたちなか市が平成15年3月、石岡市・笠間市が平成16年3月に制定している。なお、取手市は3月の第1回定例会では継続審議となり6月の第2回定例会に回っている。

### 第8節 介護保険条例の制定状況

介護保険条例を制定している団体は、市町村をあわせて69団体となっている。現在のところ制定予定のない団体は、市で1団体、町村で7団体である。

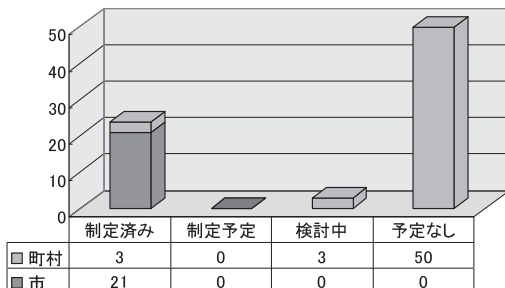
8. 介護保険条例の制定状況



### 第9節 高齢者福祉の総合化を進める条例の制定状況

高齢者福祉の総合化を進める条例を制定している団体は3団体となっている。検討中の団体は3団体で、現在のところ制定予定のない団体が残りの71団体である。高齢者福祉の総合化を進める条例の制定は今後の課題であるといえることができる。

9. 高齢者福祉の総合化を進める条例の制定状況

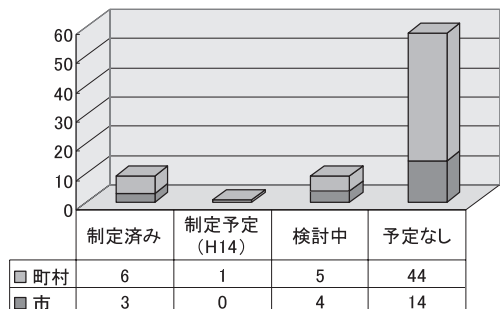


### 第10節 まちづくりを推進する条例の制定状況

まちづくり条例を制定している団体は市町村をあわせて9団体となっている。その具体的な内容は、「安全・安心のまちづくり条例」が中心となっており、他の都府県に見られるような「自治基本条例」や「まちづくり基本条例」を制定している団体は現時点では認められない。なお、制定を予定している団体は1団体で、検討中の団体は9団体であり、制定する予定のない団体は58団体となっている。

なお、各自治体の「安全・安心のまちづくり条例」には、自治体による犯罪・事故防止のための啓発活動などを中心とする「生活安全施策」の実施を規定している点で、共通性がみられる。一方、これらの条例とは異なり、地域の自然環境、景観、生活環境の保全を目的とする「緑豊かなまちづくり条例」を制定している団体が、1団体存在した。その具体的な内容は、「まちづくり審議会」の設置、地域の開発事業に関する事前協議制度、「開発抑制地域」および「開発協議地域」の設定、住民のまちづくりへの参加支援などである。

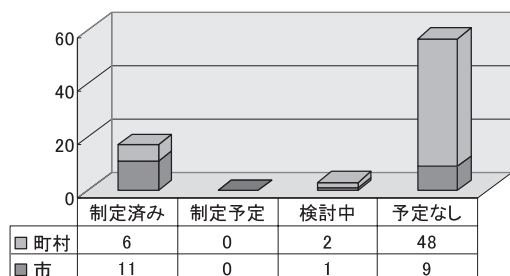
10. まちづくりを推進する条例の制定状況



### 第11節 自転車等の放置防止に関する条例の制定状況

自転車の放置防止条例を制定している団体は、市町村をあわせて17団体となっている。さらに、検討中の団体が3団体、制定予定のない団体は57団体である。

11. 自転車等の放置防止に関する条例の制定状況



第12節 その他の政策条例の制定状況

その他、自主的に政策条例を制定している団体は、市町村をあわせて8団体となっている。制定されている具体的な条例の名称は、「子育て支援条例」、「子育て奨励金支給条例」、「子育て出産奨励金支給条例」、「高齢者在宅生活支援事業実施条例」、「医療費助成に関する条例」、「飼ひ犬のふん害等の防止に関する条例」、「空き缶回収に関する条例」、「空き地に繁茂した雑草等の除去に関する条例」、「審議会等の会議の公開に関する条例」などである。なお、条例ではないが、「公共施設の里親制度実施要綱」を挙げる団体も見られた。

ただし、団体の中には何が「特色ある政策条例」であるのか不明であるとする団体も散見された。

第3章 政策条例を担当する組織

この章では、それぞれの政策条例を担当する組織の種類とその特色についてまとめておくことにする。全体的な傾向としては、市より町村において組織編成の多様性が認められることである。これは、ひとつには複数の政策領域を所掌する組織を編成せざるを得ないため、その組み合わせによって多様な編成となっていることがうかがわれる。

第1節 情報公開条例の担当組織

情報公開条例を担当する組織は、市と町村とに関わらず概ね「総務課」となっている。より具体的には、総務課のなかの文書法制係（グループ）が担当しているものと思われる。ただし、市のなかには「法務対策

室」のように独立した政策法務を担当する部署の担当としたり、「情報政策課」や「情報広報課」のように情報政策の一環として位置付けている団体も散見される。なお、町村のなかには担当組織として、窓口や情報公開審査会、あるいは企画政策課を担当とする団体も見られる。

(表-1) 情報公開条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名                 | 数 | 町村の担当組織名 | 数  |
|-------------------------|---|----------|----|
| 総務部総務課                  | 9 | 総務課      | 34 |
| 総務課                     | 7 | 総務部総務課   | 3  |
| 総務部総務課文書法制係             | 1 | 総務部庶務係   | 3  |
| 総務部情報広報課                | 1 | 総務企画部総務課 | 2  |
| 法務対策室                   | 1 | 情報公開審査会  | 2  |
| 情報政策課                   | 1 | 総務部庶務課   | 1  |
| 市長公室総務課                 | 1 | 総務部広報広聴課 | 1  |
|                         |   | 総務部行政係   | 1  |
|                         |   | 総務部企画政策課 | 1  |
|                         |   | 総務課文書法制係 | 1  |
|                         |   | 総務課総務係   | 1  |
|                         |   | 総務課情報管理課 | 1  |
|                         |   | 総務課行政担当  | 1  |
|                         |   | 庶務課      | 1  |
|                         |   | 企画総務部総務課 | 1  |
|                         |   | 企画課情報係   | 1  |
|                         |   | 窓口       | 1  |
| 議会情報の公開に関する条例を別途定めている場合 |   |          |    |
| 議会事務局                   | 2 | 議会事務局    | 3  |

第2節 個人情報保護条例の担当組織

個人情報条例を担当する組織は、市町村のいずれにおいても情報公開条例の担当課と一致しており大半が「総務課」となっている。ただし、町村のなかには、「町民環境課」や「生活環境課」のように町民生活担当組織と環境担当組織をひとつの課として編成し、これに個人情報条例を担当させている団体も見られる。

(表-2) 個人情報保護条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名     | 数 | 町村の担当組織名 | 数  |
|-------------|---|----------|----|
| 総務部総務課      | 9 | 総務課      | 29 |
| 総務課         | 5 | 総務部総務課   | 4  |
| 総務部総務課文書法制係 | 1 | 総務部庶務係   | 3  |
| 総務部情報広報課    | 1 | 民生部町民環境課 | 2  |
| 法務対策室       | 1 | 民生部生活環境課 | 1  |
| 情報政策課       | 1 | 総務部庶務課   | 1  |
| 市長公室総務課     | 1 | 総務部行政係   | 1  |
|             |   | 総務企画部総務課 | 1  |
|             |   | 総務課文書法制係 | 1  |
|             |   | 総務課庶務係   | 1  |
|             |   | 総務課情報管理係 | 1  |
|             |   | 総務課行政担当  | 1  |
|             |   | 庶務課      | 1  |
|             |   | 企画総務部総務課 | 1  |
|             |   | 企画課情報係   | 1  |

第3節 環境基本条例の担当組織

環境基本条例を担当する部署は、市においてはほぼ「環境課」、「環境保全課」、「生活環境課」に3分され

ている。ただし中には、従来の編成である「環境衛生課」という名称を残している団体も見られる。

22市の環境担当課が属している「部」の名称は、さまざまである。最も多く用いられている名称は市民生活部であるが、牛久市のように市民生活部と環境部が設置され、環境衛生課が環境部に属している市もある。また、民生部などのような単一の語のみで構成された名称の部を持つ市は5つ（環境部1、市民部2、民生部2）のみである。他の17市は「環境」、「経済」、「市民」、「生活」の中から、2つの語を組み合わせた名称の部を持っている。それぞれの語が用いられている頻度は、環境10（45.4%）、経済5（22.7%）、市民11（50.0%）、生活8（36.3%）となっている。

また、町村においては、「生活環境課」という組織編成をとる団体が比較的多く、これに対して「環境課」や「環境保全課」の名称をとる団体が市と比較してやや少ない傾向を見ることができる。なお、「地域整備課」、「環境防災課」、「保健衛生課」といった部署が所管している団体も認められる。

（表－3）環境基本条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名    | 数 | 町村の担当組織名   | 数  |
|------------|---|------------|----|
| 環境課        | 3 | 生活環境課      | 10 |
| 生活環境課      | 2 | 民生部生活環境課   | 2  |
| 市民部環境保全課   | 2 | 環境課        | 1  |
| 市民生活部環境保全課 | 2 | 環境衛生課      | 1  |
| 市民環境部環境課   | 2 | 環境対策課      | 1  |
| 生活経済部生活環境課 | 1 | 環境対策室      | 1  |
| 生活環境部環境保全課 | 1 | 環境福祉部環境課   | 1  |
| 市民生活部生活環境課 | 1 | 環境防災課      | 1  |
| 環境経済部環境保全課 | 1 | 経済環境部環境保全課 | 1  |
| 環境衛生課      | 1 | 経済環境部生活環境課 | 1  |
|            |   | 住民課生活環境係   | 1  |
|            |   | 生活環境課環境衛生係 | 1  |
|            |   | 生活環境課環境係   | 1  |
|            |   | 生活環境部環境課   | 1  |
|            |   | 生活経済部環境生活課 | 1  |
|            |   | 地域整備課      | 1  |
|            |   | 町民課        | 1  |
|            |   | 町民課環境美化係   | 1  |
|            |   | 保健衛生課      | 1  |
|            |   | 保健センター     | 1  |
|            |   | 保健福祉課環境衛生課 | 1  |

#### 第4節 環境保全条例の担当組織

個別の環境保全条例を担当する組織は、市においては「市民生活課」や「生活環境課」、「環境課」に加えて「都市計画課」や「公園緑地課」といった部署が見られる。また、町村においても同様の傾向を認めることができる。

（表－4）環境保全に関する個別条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名       | 数 | 町村の担当組織名   | 数 |
|---------------|---|------------|---|
| 環境課           | 1 | 生活環境課      | 9 |
| 環境衛生課         | 1 | 環境課        | 2 |
| 建設部都市計画課      | 1 | 経済環境部生活環境課 | 2 |
| 市民環境部市民生活課    | 1 | 建設部都市計画課   | 2 |
| 市民生活部生活環境課    | 1 | 環境衛生課      | 1 |
| 市民生活部リサイクル推進課 | 1 | 環境対策課      | 1 |
| 市民部環境保全課      | 1 | 環境防災課      | 1 |
| 生活環境課         | 1 | 経済建設部環境課   | 1 |
| 都市計画課         | 1 | 建設課        | 1 |
| 都市計画部公園緑地課    | 1 | 生活環境課環境衛生係 | 1 |
| 都市建設部都市計画課    | 1 | 生活環境課環境係   | 1 |
|               |   | 生活環境部生活環境課 | 1 |
|               |   | 生活経済部環境生活課 | 1 |
|               |   | 町民課環境美化係   | 1 |
|               |   | 都市計画課      | 1 |
|               |   | 都市建設課      | 1 |
|               |   | 保健衛生課      | 1 |
|               |   | 保健福祉課環境衛生係 | 1 |
|               |   | 民生部生活環境課   | 1 |
|               |   | 民生部町民環境課   | 1 |

#### 第5節 ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例の担当組織

ゴミや空き缶の散乱防止に関する条例を担当する組織は、市では「生活環境課」が最も多く、これに続いて「環境課」、「環境保全課」および「環境衛生課」がほぼ3分している。また、町村でもほぼ同様の傾向を見ることができるが、中には「長」、「保健福祉課」、「都市計画課」といったユニークな位置付けをとる団体も見られる。

（表－5）ゴミや空き缶等の散乱防止に関する条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名    | 数 | 町村の担当組織名    | 数  |
|------------|---|-------------|----|
| 生活環境課      | 7 | 生活環境課       | 16 |
| 環境課        | 3 | 保健センター      | 3  |
| 環境衛生課      | 2 | 環境課         | 2  |
| 市民部環境保全課   | 2 | 環境対策課       | 2  |
| 環境経済部環境保全課 | 1 | 保健衛生課       | 2  |
| 市民環境部環境課   | 1 | 民生部生活環境課    | 2  |
| 市民生活部環境衛生課 | 1 | 環境衛生課       | 1  |
| 市民生活部環境保全課 | 1 | 環境整備課環境衛生課  | 1  |
| 生活環境部環境衛生課 | 1 | 環境対策室       | 1  |
|            |   | 環境福祉部環境課    | 1  |
|            |   | 環境防災課       | 1  |
|            |   | 環境保健課       | 1  |
|            |   | 経済環境部環境保全課  | 1  |
|            |   | 経済環境部生活環境課  | 1  |
|            |   | 健康福祉課       | 1  |
|            |   | 住民課生活環境係    | 1  |
|            |   | 生活環境課環境衛生係  | 1  |
|            |   | 生活環境部生活環境課  | 1  |
|            |   | 生活環境部廃棄物対策課 | 1  |
|            |   | 生活経済部環境生活課  | 1  |
|            |   | 地域整備課       | 1  |
|            |   | 地域整備環境グループ  | 1  |
|            |   | 町民課         | 1  |
|            |   | 町民課環境美化係    | 1  |
|            |   | 都市計画課       | 1  |
|            |   | 保健福祉課       | 1  |
|            |   | 保健福祉課環境衛生係  | 1  |
|            |   | 民生部生活環境課    | 1  |
|            |   | 民生部町民環境課    | 1  |
|            |   | 長           | 1  |

### 第6節 残土処分の禁止や防止に関する条例の担当組織

残土処分の禁止や防止に関する条例を担当する組織は、市および町村のいずれにおいても「生活環境課」が最も多くなっている。この他に「環境課」や「環境衛生課」といった部署が担当していることがわかる。ただし、町村のなかには、担当部署として「長」、「企画財政課」、「都市計画課」、「建設課」といった組織を挙げる団体も見られるように比較的多様な対応をとっていることがうかがわれる。

(表-6) 残土処分の禁止や防止に関する条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名    | 数 | 町村の担当組織名   | 数  |
|------------|---|------------|----|
| 生活環境課      | 6 | 生活環境課      | 11 |
| 環境課        | 3 | 保健センター     | 3  |
| 環境衛生課      | 2 | 環境課        | 2  |
| 生活経済部生活環境課 | 1 | 経済環境部生活環境課 | 2  |
| 生活環境部環境衛生課 | 1 | 環境対策課      | 2  |
| 市民部環境保全課   | 1 | 環境衛生課      | 2  |
| 市民生活部生活環境課 | 1 | 保健衛生課      | 1  |
| 市民環境部ごみ対策課 | 1 | 町民課環境美化係   | 1  |
| 建設土木課      | 1 | 建設課        | 1  |
| 環境経済部環境保全課 | 1 | 地域整備課      | 1  |
|            |   | 環境整備課      | 1  |
|            |   | 町民課        | 1  |
|            |   | 長          | 1  |
|            |   | 住民課生活環境係   | 1  |
|            |   | 民生部町民環境課   | 1  |
|            |   | 生活環境部環境課   | 1  |
|            |   | 都市計画課      | 1  |
|            |   | 企画財政課      | 1  |
|            |   | 保健福祉課環境衛生係 | 1  |
|            |   | 環境防災課      | 1  |
|            |   | 保健福祉課      | 1  |
|            |   | 生活経済部環境生活課 | 1  |
|            |   | 環境対策室      | 1  |
|            |   | 環境福祉部環境課   | 1  |
|            |   | 民生部介護保健課   | 1  |
|            |   | 企画財政課企画係   | 1  |
|            |   | 建設部建設課     | 1  |

### 第7節 男女共同参画推進基本条例の担当組織

男女共同参画推進基本条例を担当する組織は、概ね4つに類型化することができる。ひとつは、「男女共同参画推進室」、「女性政策課」や「さわやか女性推進室」のように比較的少数の団体であるが、独立した推進体制を整備している団体である。2番目の類型は、市町村を問わず最も多くの団体が採用している形態であるが「企画課」や「企画調整課」、「企画財政課」、といった企画部門のなかに担当を設置している団体である。3番目の類型は「家庭福祉課」、「福祉課」、「保健福祉課」のなかに担当を置くものである。これは、男女共同参画の推進を母子福祉の延長線上に位置付けていることに由来するのかもしれない。そして、最後の

類型は「市民活動課」、「自治推進課」、「住民課」や「生涯学習課」のように市民活動や社会教育の一環として男女共同参画の推進を位置付けている団体である。こうした、組織編成の多様さは男女共同参画の推進が必ずしもひとつの方向性をもったものではないことを示唆しているものと思われる。また、町村では、その他の類型として「総務課」が担当するというパターンも伺える。

(表-7) 男女共同参画推進条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名     | 数 | 町村の担当組織名   | 数 |
|-------------|---|------------|---|
| 男女共同参画推進室   | 2 | 企画課        | 6 |
| 生活環境部女性政策課  | 1 | 企画部財政課     | 5 |
| 市長公室女性センター  | 1 | 総務課        | 5 |
| 男女共同参画室     | 1 | 生涯学習課      | 4 |
| 企画部企画課      | 1 | 企画部企画課     | 2 |
| 企画課         | 1 | 福祉課        | 2 |
| 市長公室企画政策課   | 1 | 総務企画部企画財政課 | 1 |
| 企画調整課       | 1 | 町長公室企画課    | 1 |
| 総務部企画課      | 1 | 企画総務部自治推進課 | 1 |
| 企画課男女共同参画室  | 1 | 総務企画部企画課   | 1 |
| 秘書広聴課       | 1 | 住民課        | 1 |
| 健康福祉部家庭福祉課  | 1 | 総務部企画課     | 1 |
| 市民環境部市民活動課  | 1 | 保健福祉課婦人児童係 | 1 |
| 企画部女性国際課    | 1 | 総務部総務課     | 1 |
| 企画課まちづくり推進室 | 1 | さわやか女性推進室  | 1 |
| 市長公室        | 1 | 企画財政課企画係   | 1 |
|             |   | 総務部企画広聴課   | 1 |

### 第8節 介護保険条例の担当組織

介護保険条例を担当する部署は、市では「介護保険課」として「福祉課」とは異なる組織編成をとっている団体と、「介護福祉課」や「高齢福祉課」といったように高齢者福祉と一体的に対応している団体とに分かれているようである。

これに対して町村では「介護保険課」として部署を編成している団体は極めて少数である。むしろ大半の団体は、「福祉課」やこれに関連する部署で対応していることがうかがわれる。また、町村では「国保介護課」や「国保年金課」のように国民年金や国民健康保険を所管する課で対応している団体も見られる。なかには、担当を「長」とする団体も見られた。

(表-8) 介護保険条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名    | 数 | 町村の担当組織名   | 数  |
|------------|---|------------|----|
| 介護保険課      | 4 | 福祉課        | 11 |
| 保健福祉部介護保険課 | 3 | 保健福祉課      | 9  |
| 保健福祉部高齢福祉課 | 2 | 健康福祉課      | 5  |
| 介護福祉課      | 2 | 保健福祉課介護保険係 | 3  |
| 福祉部介護保険課   | 2 | 福祉部福祉課     | 2  |

政策条例の制定と普及に関する分析 - 茨城県の市町村を事例として

|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 福祉事務所      | 2 | 住民福祉課      | 2 |
| 介護高齢課      | 1 | 民生部保険年金課   | 1 |
| 保健福祉部介護福祉課 | 1 | 福祉健康課      | 1 |
| 介護長寿課      | 1 | 民生部福祉課     | 1 |
| 保健福祉部介護福祉課 | 1 | 長          | 1 |
| 福祉部高齢福祉課   | 1 | 保健衛生課      | 1 |
|            |   | 生活福祉課      | 1 |
|            |   | 健康福祉部介護保険課 | 1 |
|            |   | 民生部介護高齢課   | 1 |
|            |   | 国保介護課      | 1 |
|            |   | 民生部社会福祉課   | 1 |
|            |   | 保健課        | 1 |
|            |   | 保健年金課      | 1 |
|            |   | 民生部介護保険課   | 1 |
|            |   | 町民課介護保険課   | 1 |
|            |   | 厚生福祉部保健福祉課 | 1 |
|            |   | 広域事務組合     | 1 |
|            |   | すこやか福祉課    | 1 |
|            |   | 福祉保険課      | 1 |
|            |   | 環境福祉部介護保険課 | 1 |
|            |   | 福祉課社会福祉係   | 1 |
|            |   | 高齢福祉課      | 1 |

第9節 高齢者福祉の総合化を進める条例の担当組織

高齢者福祉の総合化を進める条例の担当組織としては、「福祉課」やこれと関連する部署を挙げる団体が多かった。ただし、ここで想定していた条例は「総合介護条例」や「地域福祉総合条例」のように、高齢者福祉や介護保険の実施、あるいは母子福祉や障害者福祉の実施といった個々の法令に準拠した実施活動というよりは、むしろ地域社会の福祉にかかる施策を総合的に企画立案しこれを実施するものであるという質問者の意図が十分に伝わっていない可能性も否定することができない。

(表-9) 高齢者福祉の総合化を進める条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名  | 数 | 町村の担当組織名   | 数 |
|----------|---|------------|---|
| 介護福祉課    | 2 | 福祉課        | 8 |
| 福祉事務所    | 2 | 保健福祉課      | 4 |
| 福祉部介護保険課 | 1 | 住民福祉課      | 2 |
| 介護長寿課    | 1 | 民生部福祉課     | 1 |
|          |   | 健康福祉課      | 1 |
|          |   | 福祉部福祉課     | 1 |
|          |   | 民生部保健福祉課   | 1 |
|          |   | 福祉健康課      | 1 |
|          |   | 保健福祉社会福祉係  | 1 |
|          |   | 住民課        | 1 |
|          |   | 生活福祉課      | 1 |
|          |   | 健康福祉部高齢福祉課 | 1 |
|          |   | 民生部社会福祉課   | 1 |
|          |   | 保健福祉課老人福祉係 | 1 |
|          |   | 厚生福祉部保健福祉課 | 1 |
|          |   | すこやか福祉課    | 1 |
|          |   | 福祉保険課      | 1 |
|          |   | 環境福祉部介護保険課 | 1 |
|          |   | 福祉課社会福祉係   | 1 |
|          |   | 民生部介護保険課   | 1 |
|          |   | 高齢福祉課      | 1 |

第10節 まちづくりを推進する条例の担当組織

まちづくりを推進する条例の担当組織としては、主

としてまちづくりのソフト面を担当する「企画課」と、他方でハード面を担当する「都市計画課」、そして個別のまちづくりを担当する「福祉課」や「生活環境課」といった各担当課とに類型化できるようである。ただし、全体としてみるとまちづくりを担当する部署は「企画課」という位置付けの団体が大半を占めている。

(表-10) まちづくりを推進する条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名     | 数 | 町村の担当組織名   | 数  |
|-------------|---|------------|----|
| 都市計画課       | 2 | 企画課        | 10 |
| 総合政策課       | 1 | 企画財政課      | 3  |
| 企画部企画課      | 1 | 総務課        | 3  |
| 総務課         | 1 | 民生部町民環境課   | 1  |
| 生活環境課       | 1 | 都市計画課      | 1  |
| 総務部企画課      | 1 | 保健福祉課      | 1  |
| 企画課まちづくり推進室 | 1 | 町長公室企画課    | 1  |
| 福祉事務所       | 1 | 総務企画部総務課   | 1  |
|             |   | 建設部都市計画課   | 1  |
|             |   | 総務         | 1  |
|             |   | 企画部企画課     | 1  |
|             |   | 生活環境課      | 1  |
|             |   | 福祉課        | 1  |
|             |   | 住民福祉課      | 1  |
|             |   | 民生部児童福祉課   | 1  |
|             |   | 保健福祉課社会福祉係 | 1  |
|             |   | 企画開発課      | 1  |
|             |   | 総務部企画政策課   | 1  |
|             |   | まちづくり課     | 1  |
|             |   | 総務部企画課     | 1  |
|             |   | 企画財政課都市計画係 | 1  |
|             |   | 総務部企画公聴課   | 1  |

第11節 自転車等の放置防止に関する条例の担当組織

自転車等の放置防止に関する条例を担当する部署は、市においては「交通防災課」、「交通安全課」といった交通政策関係の担当とする団体、「環境課」、「環境保全課」、「生活環境課」といった環境政策関係の担当とする団体、「都市整備課」や「都市施設課」といった都市政策関係の担当課とする団体、およびその他分類しきれないため「総務課」や「庶務課」が担当する団体とに分けることができる。

町村でもほぼ同様の傾向を認めることができるが、市と比較すると環境政策関係の担当とする団体がやや多いように見うけられる。

(表-11) 自転車等の放置防止に関する条例を担当する部署の名称

| 市の担当組織名    | 数 | 町村の担当組織名   | 数 |
|------------|---|------------|---|
| 交通防災課      | 2 | 生活環境課      | 7 |
| 市民環境部交通防災課 | 1 | 総務課        | 3 |
| 総務部交通防災課   | 1 | 都市計画課      | 2 |
| 市民生活部交通安全課 | 1 | 企画課        | 2 |
| 自治推進課      | 1 | 経済環境部生活環境課 | 1 |



|            |   |            |   |
|------------|---|------------|---|
| 市民環境部環境保全課 | 1 | 地域整備課      | 1 |
| 生活環境課      | 1 | 経済環境部環境保全課 | 1 |
| 建設部都市整備課   | 1 | 都市建設課      | 1 |
| 環境課        | 1 | 総務課交通防災係   | 1 |
| 総務部庶務課     | 1 | 保健福祉課環境衛生係 | 1 |
| 都市整備部都市施設課 | 1 | 環境防災課      | 1 |
| 市民生活部市民生活課 | 1 | 生活経済部環境生活課 | 1 |
| 総務課        | 1 | 環境課        | 1 |
| 総務部総務課     | 1 | 企画財政課都市計画係 | 1 |
|            |   | 民生部生活環境課   | 1 |
|            |   | 環境衛生課      | 1 |

#### 第4章 今後の課題

かなりの数の団体から、「ホームページ上で例規集を公開しておりますので、ご活用下さい。」といったコメントが寄せられた。今後、こうした調査のためというよりは、むしろ多くの団体が相互に情報を共有するためにも、インターネット上で例規集の公開を行うことが望まれる。また、中には例規集をCD-ROMで作成していて、これを送付する団体もあった。

なお、条例本文の入手に関して「条例本文および施行規則の複写各一部の返送につきましては、図書館において閲覧又はコピーすることができますのでご利用下さい。」「ファイリングシステム（紙ベース）を導入しているので、手元に古い資料がないので手間がかかります。今後、当初条例についてはご配慮をお願いします。」といった意見が寄せられた<sup>注2</sup>。

さらに、調査の時期に関して、次のような内容のコメントも寄せられた。「アンケートの内容の条例制定は必要であると認識しておりますが、市町村合併を控えており、統一した制定が必要であると考えられ、合併後の問題（あるいは法定協議会内での話し合い）になると思われます。」といった内容である。市町村合併が本格化するなかで、その対応に苦慮している団体から寄せられた貴重な意見として受け止める必要があると思われる。また、この点に関しては、既に合併した団体でそれ以前に独創的な内容の条例をもちながら、合併した相手との関係で独創的な条例が引き継がれないという状況が生じていることに懸念を示しておきたい。

最後に、ある団体から寄せられたコメントには、分権化時代に向けて政策条例を制定する意義には充分理解を示すものの、自治体行政がこれまで国法と自治の

現場との隙間を埋めるために積極的に活用してきた要綱行政の役割についてももっと肯定的に評価するべきではないかという意見を寄せられた団体があったことを付け加えておきたい。

<sup>注1</sup> 平成14年度は、これら条例について県下83市町村に対して郵送法によるアンケート調査を実施し、その制定状況および各条例の本文を入手するとともに、北海道ニセコ町、水戸市、ひたちなか市、日立市および東海村で担当者に対してヒアリング調査を実施した。さらに、関連する図書や雑誌の文献および行政資料等をあわせて収集した。本稿では、自治体アンケート調査の内容を中心として、その概要を報告すると共に若干の分析を行なった。

なお、研究にあたっては、次のような研究体制を組織して自治体アンケート調査を実施した。なお、分析の取りまとめは常磐大学人間科学部組織管理学科の桑原英明研究室が中心となって行った。

研究代表：伊佐山忠志（コミュニティ振興学部 教授）

研究分担者：桑原 英明（人間科学部 教授）

林 寛一（人間科学部 助教授）

福沢 真一（コミュニティ振興学部 専任講師）

佐藤 公俊（人間科学部 専任講師）

研究補助者：大木戸是徳（人間科学部4年）

大橋 千恵（人間科学部4年）

木村 寿之（人間科学部4年）

村上 大輔（人間科学部4年）

渡邊 慧（人間科学部4年）

本田 良男（人間科学部3年）

井上明日香（人間科学部2年）

清田 知子（人間科学部2年）

また本稿の執筆にあたっては、情報公開条例および個人情報保護条例の制定状況と担当組織については伊佐山が担当した。また、環境基本条例および環境保全条例の制定状況と担当組織については佐藤が担当した。男女共同参画推進基本条例の制定状況と担当組織

政策条例の制定と普及に関する分析－茨城県の市町村を事例として

については林が担当した。まちづくり基本条例の制定 <sup>注2</sup> この点に関しては、各団体の担当者のお手を煩わ  
状況と担当組織については福沢が担当した。その他の せたことに対して改めて感謝申し上げたい。  
残りの部分については桑原が担当した。

資料1 アンケート調査の質問紙と単純集計の結果

1、情報の公開に関する条例について（□にチェックしてください）

|     |   |              |
|-----|---|--------------|
| 条例を | <input type="checkbox"/> 制定済み             | <b>76 団体</b> |
|     | <input type="checkbox"/> 未制定              |              |
|     | <input type="checkbox"/> 制定予定年度：平成_____年度 | <b>1 団体</b>  |
|     | <input type="checkbox"/> 制定を検討中（制定年度未定）   | <b>0 団体</b>  |
|     | <input type="checkbox"/> 制定の予定なし          | <b>0 団体</b>  |

情報の公開に関する条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

議会情報の公開に関する条例を別途定めている場合には、その主たる担当組織名：

\_\_\_\_\_

2、個人情報の保護に関する条例について

|     |   |              |
|-----|---|--------------|
| 条例を | <input type="checkbox"/> 制定済み             | <b>36 団体</b> |
|     | <input type="checkbox"/> 未制定              |              |
|     | <input type="checkbox"/> 制定予定年度：平成_____年度 | <b>18 団体</b> |
|     | <input type="checkbox"/> 制定を検討中（制定年度未定）   | <b>18 団体</b> |
|     | <input type="checkbox"/> 制定の予定なし          | <b>5 団体</b>  |

個人情報の保護に関する条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

3、環境基本条例（環境政策の理念を定め、施策の総合化を推進する条例）について

|     |   |               |
|-----|---|---------------|
| 条例を | <input type="checkbox"/> 制定済み             | <b>21 団体</b>  |
|     | <input type="checkbox"/> 未制定              |               |
|     | <input type="checkbox"/> 制定予定年度：平成_____年度 | <b>4 団体</b>   |
|     | <input type="checkbox"/> 制定を検討中（制定年度未定）   | <b>8 団体</b>   |
|     | <input type="checkbox"/> 制定の予定なし          | <b>4 4 団体</b> |

環境基本条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

4、環境保全に関する個別の条例（美観条例や景観条例など）について

|     |   |              |
|-----|---|--------------|
| 条例を | <input type="checkbox"/> 制定済み             | <b>16 団体</b> |
|     | <input type="checkbox"/> 未制定              |              |
|     | <input type="checkbox"/> 制定予定年度：平成_____年度 | <b>0 団体</b>  |

制定を検討中 (制定年度未定) 7 団体  
 制定の予定なし 5 4 団体

環境保全に関する条例の主たる担当組織名 : \_\_\_\_\_

5、ゴミや空き缶等のポイ捨て (散乱) の防止に関する条例について

条例を  制定済み 5 5 団体  
 未制定  
 制定予定年度 : 平成 \_\_\_\_\_ 年度 0 団体  
 制定を検討中 (制定年度未定) 4 団体  
 制定の予定なし 1 8 団体

ゴミや空き缶等のポイ捨て防止に関する条例の主たる担当組織名 : \_\_\_\_\_

6、残土処分の禁止や防止に関する条例について

条例を  制定済み 4 3 団体  
 未制定  
 制定予定年度 : 平成 \_\_\_\_\_ 年度 1 団体  
 制定を検討中 (制定年度未定) 4 団体  
 制定の予定なし 2 9 団体

残土処分の禁止や防止に関する条例の主たる担当組織名 : \_\_\_\_\_

7、男女共同参画を推進する条例について

条例を  制定済み 4 団体  
 未制定  
 制定予定年度 : 平成 \_\_\_\_\_ 年度 7 団体  
 制定を検討中 (制定年度未定) 2 5 団体  
 制定の予定なし 4 1 団体

男女共同参画の推進に関する条例の主たる担当組織名 : \_\_\_\_\_

8、介護保険の実施に関する条例について

条例を  制定済み 6 9 団体

政策条例の制定と普及に関する分析－茨城県の市町村を事例として

未制定

制定予定年度：平成\_\_\_\_\_年度 **0 団体**  
制定を検討中（制定年度未定） **0 団体**  
制定の予定なし **8 団体**

介護保険の実施に関する条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

9、高齢者福祉の総合化を進める条例（高齢者福祉総合条例、総合介護条例）について

条例を 制定済み **3 団体**  
未制定  
制定予定年度：平成\_\_\_\_\_年度 **0 団体**  
制定を検討中（制定年度未定） **3 団体**  
制定の予定なし **7 1 団体**

高齢者福祉の総合化を進める条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

10、まちづくりを推進する条例（福祉のまちづくり条例、まちづくり条例など）について

条例を 制定済み **9 団体**  
未制定  
制定予定年度：平成\_\_\_\_\_年度 **1 団体**  
制定を検討中（制定年度未定） **9 団体**  
制定の予定なし **5 8 団体**

まちづくりの推進に関する条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

11、自転車等の放置防止に関する条例について

条例を 制定済み **1 7 団体**  
未制定  
制定予定年度：平成\_\_\_\_\_年度 **0 団体**  
制定を検討中（制定年度未定） **3 団体**  
制定の予定なし **5 7 団体**

自転車等の放置防止に関する条例の主たる担当組織名： \_\_\_\_\_

12、 その他、貴市町村で制定された特色のある政策条例について

① \_\_\_\_\_

② \_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

★誠に恐れ入りますが、以上のご回答を頂きましたそれぞれの条例につきまして、**条例本文（改正された場合には、当初条例についても）および施行規則（制定されている場合）の複写を各一部同封して、この質問回答用紙とともにご返送頂ければ幸いです。**お手数とは存じますがよろしくご協力のほどお願い申し上げます。

★また、インターネットで例規集を公開されておられる団体は、その旨お書き頂ければ当方でダウンロードするように致しますので、そのようにご指示下さい。

★なお、当方がこれまでに直接おうかがい致しまして複写させていただきました条例および施行規則につきましては省略していただいて差し支えございません。直接おうかがい致しました際には大変お世話になりました。厚く御礼申し上げます。

★最後に、この調査につきまして、**ご意見やご質問などございましたら、何なりと下記にお書き下さい。**

★このアンケート調査の報告書を（希望する 希望しない）

★送付する場合の部署名： \_\_\_\_\_

最後になりましたが、アンケート調査にご協力頂き誠に有難うございました。重ねて厚く御礼申し上げます。





### 中学校社会科における「調べ学習」導入の展望

#### A View of the Introduction of “Inquiry Learning” for Social Studies in the Junior High School

佐藤 環

Tamaki SATO

#### I 現行中学校社会科教育課程の特色

##### ①平成10年版学習指導要領における中学校社会科の特色

1998（平成10）年12月14日に学校教育法施行規則の一部改正と中学校学習指導要領の改定が行われ、2002（平成14）年度からこの教育課程が実施されている。中学校社会科では、教育課程審議会答申を踏まえ、国際社会に主体的に生きる日本人の資質や能力を広い視野に立った社会認識を通して育成するため、内容の厳選、学び方を学ぶ、社会の変化への対応、地理的分野・歴史的分野・公民的分野の3分野を関連づけて扱う項目の設定、という4つの基本方針を定めた。この基本方針を受けて中学校社会科では、①社会科の目標については学習の過程を重視し、学び方を学ぶ学習を一層重視する観点から見直しを行う、②知識の詰め込みに偏った学習にならないよう、各分野の特質に応じて内容の厳選を図る、③生きる力を育む教育を推進する観点から各分野の特質に応じて見方や考え方を身につけ、調べ方や学び方を学ぶ学習の充実を図る、④国際化の進展など社会の変化に対応する観点から各分野の特質を生かして内容の刷新、更新を行う、⑤教科の基本的な構造に留意し分野間の関連を重視した学習を促す観点から3分野を関連づけて扱う項目を新設する、という考慮がなされることとなった。

##### ②中学校社会科の目標

1998年12月告示の中学校学習指導要領に示されて

いる社会科の目標は次の通りであり、1989（平成元）年版学習指導要領と比較するため、新たに付け加えられた文言に下線を引いた。

広い視野に立って、社会に関する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し、我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深め、公民としての基礎的教養を培い、国際社会に生きる民主的・平和的な国家・社会の形成者として必要な公民的資質の基礎を養う。

この文言は、大凡3つの部分に分けられる。特に、「広い視野に立って、社会に関する関心を高め、諸資料に基づいて多面的・多角的に考察し」という部分は、社会科の基本的なねらいに関わるもので「広い視野に立って」とは社会科の学習が目指している多面的・多角的な考察を行うことと、国際的な視野を広げるという2つの意味が含まれている。「諸資料に基づいて」は情報化の進展に対応する観点から、また社会的事象の考察・判断がややもすれば画一的になり易いことを踏まえ、諸資料を適切に収集・選択・処理・活用しそれらの資料に基づいた考察、公正に判断する態度の涵養を意味する。また「多面的」とは学習対象である社会的事象がさまざまな側面を持つこと、「多角的」とは多面性を有する社会的事象をいろいろな角度から考察し理解する必要があることを意味し、これらに関連づ

けることが社会科教育の意図する能力・態度を育成するために必要となる。多面的・多角的な考察の方法としては、①比較・関連づけてみる、②視点を移動させてみる、③視点を360度転換させてみる、④仮説を立ててみる、⑤応用・転移可能な知識にする、⑥批判をする、などが挙げられる<sup>(1)</sup>。

## Ⅱ 学習指導要領改訂に伴う中学校地理的分野指導計画案

### ①地理的分野の概要

1998年に改訂された中学校学習指導要領における社会科地理的分野の概要は、日本と世界の諸地域に関する学習が、網羅的になる傾向にあることを踏まえて目標・内容などが再構成された。この改訂により2つの柱、すなわち「日本や世界の地域構成に関する基本的な枠組みをとらえる」ことと「広い視野から国土の特色を大観する」ことを目途として、基礎的・基本的な内容を学習することとなった。「地域の規模に応じた調査」という学習では、市町村規模の地域的特性を把握する「視点や方法」、地理的なまとめ方や発表方法の基礎を身につけることが主体となる。この基礎的能力を基底として、47都道府県から2つまたは3つの都道府県、あるいは世界の国々の中から数カ国を取りあげ、それぞれの規模に応じて地域的な特色を把握することを学ぶのである。また「世界と比べてみた日本」では、世界的視野に立ち、自然環境、人口、資源や産業、生活・文化、地域間の結びつきなどの諸点からみた我が国の地域的な特色を学習し、その学習成果を相互に関連づけることが期待されている。このような教育を行う際には学び方を学ぶ学習を重視し、また情報の収集・処理・活用などにはコンピュータや情報ネットワークを活用することに留意することが必要となる。

今次(1998年)における地理的分野の目標の改訂点は、学習の主題が日本の「地域についての理解」から「地域的な特色を考慮し」に変更されていること、学習の主題を「視点や方法」の習得に置き、地理的事象の「位置や空間的な広がり」や「地域の規模に応じて」との文言が加えられたこと、地域間を「比較し関連付けて考察する」との文言が加えられたこと、「多面的」

を「多面的・多角的」に変更していること、などが挙げられる。

このことを受けて内容の厳選や学び方重視の学習を行うための内容は、それまでの「世界とその諸地域」・「日本とその諸地域」・「国際社会における日本」という区分から「世界と日本の諸地域」・「地域の規模に応じた調査」・「世界と比べて見た日本」に再構成されたが、具体的には、世界と日本の地域構成の基本的枠組みを把握する項目・内容の追加、調査の項目の新設、広い視野から国土の特色を大観する項目や内容が加わったことが主な変更点である。

### ②「調べ学習」を中心とした地理的分野の指導計画案

「調べ学習」は問題解決学習の一形態である。しかし、それは「学び方の学習」と重なる面を有してはいるものの基本的には異なった学習法であるとされる。無論、「学び方の学習」と「調べ学習」とは相互補完の関係にあり、お互いを連動させつつ授業に活かすべきことは当然である。「学び方の学習」の本質は、子どもの社会事象に対する見方・考え方を鍛えそれらと積極的にかかわる姿勢を身につけること、言い換えれば「見方・考え方」の学習と定義できるのに対して、今次の学習指導要領で小学校は勿論、中学校においても特に重視しているのが「調べ学習」であり、子ども自身が調べて考える、調べて理解する、そして調べたことをまとめて表現する能力の開発<sup>(2)</sup>といった「情報の発信」の学習である。

「調べ学習」の授業を行うには、まず準備として①生徒の雑多な活動を見越した十分な教材研究、②情報機器などの活用やグループ学習が可能な施設・設備、③他教科や社会科他分野との内容調整、④生徒の興味や自主性を尊重しつつ教師の指導性を確保するなどに留意した上で、授業展開を行わねばならない。

さて、次に示すのは新学習指導要領による教育が始まった2002年5月に国立大学附属中学校2年生を対象とし、単元「都道府県の調査」での「調べ学習」を導入した実習生の手による指導計画案である。

第2学年×組 社会科 (地理的分野) 学習指導案

平成14年△月△日 (△曜日) 1校時 社会科教室  
指導者 ◎◎◎◎ (2年×組)  
指導教員 ◇◇◇◇ 先生

1 単元名 テーマを決めて調べよう

2 単元について

「都道府県の調査」という単元は、「多面的に調べよう」と「テーマを決めて調べよう」と「比較や関連の視点から調べよう」の3部構成になっている。今回は、「テーマを決めて調べよう」の部分で学習する。各自が興味関心あるテーマを設定後、実際に資料を使って調べ、最後にはまとめていくという学習を展開していく。各自が持っている潜在能力を最大限に生かしてあげたいと思う。そして中間発表会を持つこととして、各自が調べたテーマだけでなく、他の生徒のテーマにも関心を持ってもらいたいと思う。そして、幅広く沖縄のよさというものに気づいて欲しいと願っている。地域的特色を調べることを行い、学び方を学ばせることを通して、地域自体にも調べられる能力も育成させたい。また、様々な資料を使って学習させることを通して、資料自体にも興味を持ってもらいたいと思う。それから、中間発表を行うことを通して、表現の能力も育てていきたいと思う。

本単元では、沖縄県を扱うことにする。沖縄県は、私たちの住んでいる凸凹県とちよらよら正反凸凹の気候にある。また、独自の文化を持つ特色もある。それから、生徒も資料を探しやすという利点もある。

3 目標

- 沖縄県に関する多様な情報を収集検討して、沖縄県の地域的特色を明らかにできる学習課題を作るができる。(関心・意欲・態度)
- 統計的データや写真や文庫やインターネットを使って、自分の設定したテーマについて調べることができる。(資料活用・表現力)
- 自分のテーマについて資料を収集・分析して、沖縄県に関する地域的特色を把握することができる。(思考・判断)
- 沖縄県の地域的特色を理解し、説明することができる。(知識・理解)

4 指導計画 (15時間取り扱い)

- 第1次 多面的に調べよう……………5時間
- 第2次 テーマを決めて調べよう……………6時間
- 第1時 沖縄県を調べるためのテーマを設定する
- 第2時 実際に資料などを活用して調べる・中間報告会・…・…・4時間
- 第3時 実際に資料などを活用して調べる・中間報告会
- 第4時 最終報告会
- 第5時 節のまとめをする
- 第3次 比較や関連の視点から調べよう……………4時間

5 本時の指導

- (1) 目標
  - 各自が決めた沖縄のテーマについて、資料を使って地域的特色を把握することができる。そして、中間発表会で自分分ごとくで説明することができる。(資料活用・表現力)
- (2) 準備・資料

|    |                      |
|----|----------------------|
| 生徒 | 本時の授業                |
| 教師 | 教科書、地図帳、ノート、資料集、各自資料 |
| 教員 | 教科書、資料集、地図帳、沖縄関連資料   |

(3) 展開

| 生徒の学習活動・学習内容  | 学習活動を支える教師の支援・発問   | 生徒を評価する視点   |
|---|--|---|
| 1. 本時の取組をつかむ。<br><b>沖縄県の地域特色について調べよう。いろいろな資料を使って、みんなでオリジナルの沖縄百科事典を作ってみよう。</b> | ※ 本時の流れについて説明する。<br>※ 各作業時間を決めて行わせる。<br>※ 教師が指示をしてから、沖縄の百科事典を作るための資料を見つける。資料は、分類してテーブルに置いてある。<br>【資料】<br>沖縄の観光資料・観光文化の資料<br>各地の資料・ふるまふ・JALパンフ<br>ホームページ など | ・本時の活動やねらいを理解し、活動の見通しを持つことができたか。(観察)                                  |
| 2. 教師が指示をしてから、沖縄の百科事典を作るため、資料を見つける。資料は、分類してテーブルに置いてある。                        | ・生徒は、興味を示しテーブルに集まってくると思われ。また、パソコンも置いておくとYahooで検索を始めるのと時間が掛かってしまうのと、あらかじめリンク集を作成しておく、他の生徒にも作業状態を理解してもらったために、後ろのスクリーンに作業状態を映しておく。                            | ・探してきた資料や統計資料を、自分のテーマにうまく活かせているか。(観察)                                 |
| 3. 前項までに決めたテーマについて調べる。<br>テーマ例：沖縄の文化<br>沖縄の歴史<br>沖縄の交通                        | ・期間指導をしながら資料の選別をしていく。生徒に声をかける。<br>・テーマを変更する生徒には、テーマの見つけ方について資料を使いながら指導する。  | ・生徒は、自分で調べて来た資料をうまく活用することが出てきているか。(資料活用)                              |
| 4. 中間発表会を行う。<br>・ 代表者<br>・ 時間 5分<br>・ 質問 2分                                   | ・発表は、お互い自分がテーマで調べたのかを知ってもらうために行う。最初は、自主的に生徒に発表してもらわない場合、こちらから発表してもらおう生徒を先程の巡回時にチェックをしておく、生徒がどんなことを調べているのか、それぞれがどのようなことか、興味あるかを知ってもらうため教師は黒板にテーマを書く。        | ・生徒は、自分で調べたものについて上手に表現できるか。また、他の生徒のテーマについて興味・関心をもっているか。(関心・意欲・態度・表現力) |
| 5. 本時の活動の振り返りをする。   | ・カードを配り、気づいたこと疑問に思ったことや感想を書かせる。<br>・カードを配り、気づいたこと疑問に思ったことや感想を書かせる。   | ・本時のテーマについて、自分なりにまとめることが出来たか。また、他のテーマについて興味関心が持てたか。(思考・判断・関心・意欲・態度)   |

中学校学習指導要領の「第3 指導計画と内容の取扱い」で強調されている「資料を選択し活用する学習活動を重視」するため、「観察や調査などの過程と結果を整理し報告書にまとめ」ることや「資料の収集、処理や発表に当たっては、コンピュータや情報通信ネットワーク、教育機器の活用を促す」ことができるよう、①動機付けとして「みんなでオリジナルの沖縄百科事典を作成する」という大目標を与えたこと、②統計的データ・写真・文献資料についてインターネットを利用して検索・収集するなど情報機器利用の習熟を図るため、特別教室（各生徒が1台のコンピュータを利用可能な社会科室）で行う、③生徒へ他生徒が調査しているテーマに興味関心を抱かせるとともに資料選択などで適宜指導を行う時間として一単位時間内に中間発表会を設定するなどの工夫がなされている。「調べ学習」の一方法として情報機器を駆使する授業展開では、一人一人の生徒が収集した情報をクラス全員の前で報告させることで情報の共有がなされ、また情報の発信・受信に対する技能や態度の涵養を期待している。

このような経験主義教育の色彩が濃い指導計画案による授業を行うことができた条件として、国立大学の附属中学校という義務教育でありながら選抜された一定水準以上の生徒であること、1クラスが少人数であること、教科教室など施設・設備が整っているなど恵まれた学校環境にあったことが指摘できる。このような優れた学習環境下でない学校において、果たして「調べ学習」という問題解決学習を導入した授業が有効に展開できるのだろうか。

### Ⅲ 昭和20年代の問題解決学習定着の試み

学校における問題解決学習の基本は、子どもの興味を引く身近な事象から出発し、子どもに疑問を持たせ、共通の問題を設定して解決していく学習プロセスであろう。第二次世界大戦後の日本で初めて問題解決学習を取り入れた教育活動が行われたのは、新設された「社会科」においてである。特に昭和20年代の社会科で導入され試行錯誤がなされた状況を概観しその得失を整理しておく<sup>(3)</sup>。

#### ①社会科における問題解決学習の導入

戦後における学校教育の場においては、教育課程・学習指導・生徒指導などの面で急速な改革が見られたが、最も大きな改革の一つは初等・中等教育での「社会科」創設であった。1947（昭和22）年3月、教育基本法公布に先立ち文部省から「学習指導要領一般編（試案）」が出された。ここでは、中央集権的かつ画一的であった戦前の教育を厳しく批判し、今後の新しい教育は現場の教師による創意工夫を活かし、地域社会や学校の実情、子どもの特性に応じた内容を作り上げていくことこそ民主的な国民を育てる教育であることを謳った。この教育目標の達成を目指す中心的教科として注目されたのが、「今日のわが国民の生活から見て、社会生活についての良識と性格とを養うことが極めて必要である」という目的を持つ社会科であった。社会科の任務は、「青少年に社会生活を理解させ、その進展に力を致す態度や能力を養成することである」（「学習指導要領社会科編Ⅰ（試案）」）として、社会を理解するには社会生活の相互依存関係を理解することが肝要であり、そのためには人間性の理解を伴わねばならないと記している。

この趣旨を生かすため、方法論からも今までの修身・公民・地理・歴史などの学問系統に基づく教科中心主義を捨て、「青少年の現実生活の問題を中心として、青少年の社会的経験を広め、また深めようとする」ことを目指し、経験主義の原則の下に生活单元、あるいは経験单元による問題解決学習という方法を示した。問題解決学習は、社会生活に対する真実の知識・理解を与え、社会的態度や能力、具体的には生活の仕方としての民主主義を身につけるために生活の問題を的確に把握し、その解決のための学習活動を指導する方法として位置づけられた。

#### ②問題解決学習実践時の問題点

社会科が学校教育の現場で開始されたのは他教科から一学期遅れた1947年9月1日の二学期からで、小学校6年生用教科書『土地と人間』を使用し、基本的には日本の国土は多くの人々の努力と経験の積み重ねによって開発されたことを「私たちの現在の生活がどうしてできたのか」というテーマを調べ考えさせることの中から理解させようとした。翌1948年の小学校3年生用『大むかしの人々』、同4年生用『日本のむ



かしと今』など、歴史的内容にかかる教科書においても庶民の歴史、あるいは社会の仕組みの発達、封建制への批判等の視点が打ち出され、現代の生活の中から問題を求めて、その問題を解決するための歴史的的手法を用いることが採用されていた。

これを受けて、当時各地で実践された社会科の授業では、調査学習や「ごっこ」学習が流行した。ノートと鉛筆を持った子どもたちが、役場・工場・銀行・警察・駅などに押し寄せたようだ。調査学習を行った小学生の中には「担保」の意味が分からず「銀行では湯たんぽを持っていくと金を貸してくれる」と報告したなどの笑い話がある。「ごっこ」学習も、子どもの興味をひく身近な事象から出発し、子どもに疑問を持たせ、共通の問題を設定して解決していくという問題解決学習の基本形であったのだが、「ごっこ」に止まりその学習目標や問題設定の曖昧さから、単なる「遊び」に終始する例が各地で見られた。このような混乱は、学習指導要領の内容が一般の教師にとって理解されていないことが原因の一つであると考えられたため文部省は1948(昭和23)年9月に学習指導要領の「補説」を出し、「作業単元の基底」を詳説することで現場の教師にその手順の理解を促した。

### ③コア・カリキュラム

経験主義に基づく問題解決学習を学校教育に定着させるという難題に取り組む動きの中から生まれたのが、社会科をコア(中核)とし、各教科を包摂した生活経験カリキュラムの研究であった。コア・カリキュラムの理論化を推進していたのは、コア・カリキュラム連盟(以下「コア連」とする)であり、彼らは文部省の示す総合教科としての社会科を高く評価しつつも、教科別の生活化による学習活動においては重複が多く、教師の負担が重いことを問題とし、教科の枠を超えた総合的カリキュラム(コア・カリキュラム)編成の必要を説いた。但し、コア連の運動の中にも問題が内在していた。例えばコア・カリキュラムでは小学校低学年を中心に「ごっこ」学習やプロジェクト法を組み込んでいるものの子どもの雑多な活動を見越した教材研究が不十分であるとか、総合的な教育を実施するための資料・設備などにおいて不十分<sup>(4)</sup>であるなどの問題である。このような問題を抱えていたにもか

かわらず学習指導法を優先し、「なすことによって学ぶ」ことが強調されたほか、子どもの興味や自主性を尊重しなければならないから教師が指導性を持つことはいけないことと誤解されたために子どもが勝手に動き回っていることが目立ったと言われている。

### ④社会科における問題解決学習への批判について

全教科の教科書が出揃ってみると、社会科と他教科との間に重複が多いことが大きな問題となった。1947年版学習指導要領(試案)における社会科は、米国のヴァージニア・プランの影響を受けたため基本的にはコア・カリキュラムの性格を有するものであった。しかし、日本では教科の一つとして教科間の調整をすることなく社会科が出発したため、他教科との間に重複が生じるのは当然であった。

コア・カリキュラムに対する批判は、そのまま社会科への批判でもあった。社会科学や歴史学の立場からの批判は、社会科の言う社会観は相互依存中心で、民主主義イコール修正資本主義社会という把握の仕方だから、カリキュラム自体が現代社会の矛盾を見逃しているだけでなく、現代社会に適應する人間を作り出している点にあるという主旨であった。特に辛辣であったのが歴史学者井上清の弁である。彼は「(現行の)社会科における歴史観は、昔より今は便利になった、進歩したという、いわば便利史観である。複雑な関連を持つ各時代の構造を恣意的に抜き取ってきて、現代の事象と比較するという考え方は、自らが歴史の形成者であるという自覚を持った人間を教育することはできない」と言う。

コア連が現場に与えた影響は賛否を巻き起こしながら大きくなったが、1950(昭和25)年5月の文部省主催講習会においてC I & E(民間情報教育局:Civil Information and Section)のオズボーン(Osborne, M. L.)が、コア連の行き過ぎに対して「コア・カリキュラムは米国でも進歩的な一部の学校でやっているのみで、日本では無理である。まず教科別の生活教育を十分にやるべきだ」と警告した。この背景には、高まる民間教育運動への牽制だけではなく、朝鮮戦争勃発という東アジアの緊迫した情勢の中で日本の文教政策が転換する兆しと捉えられている。また、経験主義的な社会科は「無国籍である」、社会科の内容が「断

片的な知識を、表面的な連関だけでよせ集めているにすぎない。だから生徒はうっかりすると『話の泉』的な物しりになるだけで、大事な知識（文化遺産）をしっかり身につけることができない、「調査のまねごとや見学、模型づくりなどで時間を浪費することが多く効が少ない」などの国民的批判は「新教育は基礎学力を低下させる」ことへの危惧から沸き起こったものであろう。

この後、1958（昭和33）年の学習指導要領改訂によって基礎学力の充実・科学技術教育の向上を目指して経験主義教育から系統主義教育へと転換がなされ、さらに1968（昭和43）年の改訂では高度経済成長を背景に学習の系統性を一層重視する傾向が強まり教育内容のレベルアップと教育の能率化が図られた。しかし、詰め込み主義であるとか落ちこぼれを生み出している等の批判を受け、1977（昭和52）年には「ゆとり」ある「充実」した学校教育を重視し、「個性」や「能力」に応じた指導を行うことを謳って学習指導要領の改訂がなされた。この傾向は1989年改訂の学習指導要領にも継承され、基礎的・基本的な学習内容指導の徹底、関心・意欲・態度を重視した自主的・自発的な学習を促すこととなり、「生きる力」の育成に力点を置く1998年の現行学習指導要領はその延長線上にあると言える。

#### Ⅳ 情報化社会と学校教育における経験主義教育の導入

知識の陳腐化が急速に進む情報化社会、予測の出来ない不透明な未来、そして生涯学習の時代という時代認識を基底として、問題発見能力や問題解決能力、更には総合的な思考力の育成が教育改革に求められ、「調べ学習」といった情報収集・問題発見・情報発信の能力を開発する教育方法の導入や研究がなされている。

このような問題解決的学習が是であるという認識としては次のようなものがある<sup>(5)</sup>。第一に、情報化の進展は知識を陳腐化させるスピードを速めるから、知識を与えることの重要性は減るという論理であり、古い知識はすぐ役にたたなくなるという前提がこれを支えている。第二に、それゆえに知識を与えることより情報収集の方法を教えることの方こそ価値があるとの

考えが支持される。そして情報収集の方法さえ身につけば問題解決能力や創造性を発揮できるようになると信じるのである。第三に、生涯学習の時代になれば学び直しが出来るようになるから学校時代には学び方さえ身につけておけばよい、そしてすぐに陳腐化する知識よりも学び方が学校卒業後の学習にとってより重要であるという判断がなされる。これらを受け入れると、知識を伝達する教育よりも「自ら学び、自ら考える力」を育成することがこれからの教育にとって重要な役割であるとの考えが一見説得力があるように感じられてくるが果たして正しいのだろうか。

第一の知識が急速に陳腐化する社会では知識伝達的重要性が減少するとの認識についてだが、確かにマスメディア等で流布する情報の陳腐化速度は速まっている。しかし、学校で教えられる知識は、もともとそのような流行の知識やニュースではなく、むしろ新しい知識を理解する上で基盤となるような知識である。高校程度の理科の知識も無しに最先端の科学技術について理解しようとしても無理であるし、高校程度の社会科（地理・日本史・世界史・政治経済等）の知識は現代社会の問題を考えるための基礎知識である。情報化社会では知識がすぐに古くなるから知識を教えることは意味がないとする判断は、新しい知識の理解が、それ以前の知識と関連しないと見えない限り正しいとはいえない。第二の情報収集の仕方さえ身につければ十分とする認識も疑問視せざるを得ない。情報機器による情報検索方法に詳しくなっても、そこで得た知識や情報の意味が理解できなければ集めた情報は無意味である。しかも問題が複雑になればなるほど、情報の在処を知るためにも、その問題を巡る基本的な知識が重要となる。特に情報量が多くなればなるほど、どの情報が正しいのか、問題解決にとって意味があるのかを判断する周辺の知識を含め、当該テーマに関する知識が不可欠となる。調べる方法さえ身につければ誰でも問題発見・問題解決が出来るということではなく、収集した情報を理解した上での取捨選択が不可欠となる以上、基礎的な知識の有用性是否定できない。第三の生涯学習の時代になれば学び直せるから学び方さえ身につけておけばよいという認識も疑わしい。むしろ生涯学習の時代だからこそ、基礎的な知識の重要性が

高まるのではないのか。何かを学び直すにしてもどの段階から始めればよいのか。中学校、あるいは高校程度の基礎知識があるのとないのとでは、学び直しのスタートラインがかなり違って来る。大人になって忘れてしまったとしても、一度理解した経験があれば学び直しが容易になるだろう。生涯学習の機会を広げるには、基礎的な知識を学校教育においてどれだけ広く子ども達に理解させておくのかは国策としても重要な問題である。

## V 展望—「調べ学習」の今後—

以前に経験主義的教育、問題解決学習を実験的に導入し一応の成功を見た米国の事例としては富裕層の白人たちが通う小規模な私立の名門校や大学附属学校が多く、一方、教員養成用教科書 *Best Practice* では子ども中心の経験主義的教育実践が大都市部の貧困地区にある学校でうまくいくかどうかを疑問視し検討がなされている。このことは、問題解決学習の成功と階層とが関連していることを示唆するものである。

かつての日本でも、昭和20年代の経験主義教育、問題解決学習を導入したことによる学校教育の混乱と学力低下の懸念による系統主義教育への回帰がなされた。それ以前の大正期には「八大教育主張」の一つである「自由教育論」を展開した手塚岸衛による学校教育改革の試みも同様の理由で挫折を見ている<sup>(6)</sup>が、その原因としては問題解決学習の効果が上がるのは知的程度の高い子ども達の集団で、少人数教育ができ、優れた教師によるきめ細やかな指導が行われ、多様な豊富な資料や教材が充実した施設設備を備えている場合であることを弁えず、徒に問題解決学習という教育方法を採用すれば一般の学校でも同様の成果が期待できると考えたためであった。

かつての轍を踏まず経験主義に立脚した問題解決学習方法としての「調べ学習」を初等中等学校において有用ならしめるためには、どのような階層の子ども達に有用なのかについての調査研究、教育行政による情報機器や資料等が充実し利便性に富んだ施設・設備の拡充、学力格差が大きい学級あるいは学業に興味関心が全くなく「主体的に」学ぼうとしない生徒への対応に関する教育法の確立などが望まれる。一方、経験

主義教育や問題解決学習の有効性が局地的なものであり一般化することは極めて困難であったという経緯から、折衷的ではあるが学校教育の中でこの「調べ学習」を「限定的」に行い、系統学習との調和を図ることが現実的方策であると考えられる。

## 【註】

- (1) 星村平和監修『社会科教育へのアプローチ—社会科教育法—』現代教育社、2002年、51-52頁。
- (2) 同上書、138-143頁。
- (3) 奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社、1985年、643-680頁。
- (4) 第二次大戦での罹災学校数3556校、全面積の12%強が灰燼に帰したと言われる終戦直後の状況で、新しく学校を建築する際には木造から鉄筋コンクリート造となっていくが、設計自体の基準となったのが1895(明治28)年の「学校建築図説説明及び設計大要」で、新教育に相応しい学校建築のあり方などは検討の対象にもなっていないかった。(建築思潮研究所編『建築設計資料16 学校—小学校・中学校・高等学校—』建築資料研究社、1987年、6頁)
- (5) 荻谷剛彦『教育改革の幻想』ちくま新書、2002年、159-163頁。
- (6) 手塚は勤務する千葉師範学校で、自治会活動や学校行事の奨励・自由学習時間の特設・試験や通知表の廃止など児童本位の学級経営を行った。しかしこのような試みは、選抜された知的レベルの高い子ども達には通用しても一般公立学校においては容易ではない。事実、手塚の転任先である大多喜中学校で千葉師範学校と同様の教育を行ったところ、生徒達から勉強の仕方がわからないなどの不満が続出、同盟休校を引き起こしてしまったため手塚は在任1年2箇月で依願退職してしまう。

## 【参考文献・論文】

- 1 奥田真丈監修『教科教育百年史』建帛社、1985年。
- 2 奥田真丈・河野重男監修『現代学校教育大事典』ぎょうせい、1993年。

- 3 片上宗二『日本社会科教育成立史研究』風間書房, 1993年。
- 4 日本社会科教育学会編『社会科教育事典』ぎょうせい, 2000年。
- 5 星村平和監修『社会科教育へのアプローチ』現代教育社, 2002年。
- 6 西村弘治「問題解決主義社会科における歴史学習」中国四国教育学会『教育学研究紀要』第47巻第二部, 2002年, 135-140頁。
- 7 荻谷剛彦『教育改革の幻想』ちくま新書, 2002年。

### 家族機能の変容に対応した自立支援システムの構築に関する総合的研究

上見幸司、三澤 進、桑原英明、林 寛一、水嶋陽子、森山賢一、  
吉尾千世子、大坂佳保里（協力者：宮本茂雄、保崎秀夫）

平成15年度は、平成14年度からの継続で、少子高齢化が進展する最中での現代社会における家族機能の変容に着目し、次の2点の主要課題について取り組むことを目的とした。

すなわち、課題1：社会支援、具体的には障害児（者）家族支援、育児家族支援、介護家族支援などに向けたソーシャル・ネットワーク構築の設計図を描くための基礎データを、①「健康高齢者の生活実態と自己効力感・生きがい感に関する研究」と②「要介護者を居宅で介護する主介護者の介護態度の研究」を通じて収集し、そのデータを分析する。そして、課題2：家族の食生活の実態に着目して、健康問題に対する認識と食生活との関連について、①児童・生徒の意識調査と保護者の養育態度調査から検討するための大規模調査を設計、検討する。その際、保護者に向けた質問紙に、②「女性の社会進出」と「子育て支援」に関する意識調査を織り込み、家族機能の変容に伴う家族支援ネットワークの基本構造を策出するための調査を実施する、である。

#### 研究実績の概要

課題1：①首都圏都心部（新宿区）、近郊の住宅地（埼玉県坂戸市）および農村部（静岡県大東町）の健康な65歳以上の高齢者を対象にして「生きがい感」に関する意識調査を実施した。パス解析による分析では、高齢者は健康の自覚と友人との交友関係の良好さが、それまでの人生に向けた評価である自己効力感と正の相関を示すことが認められ、同時にそれらの関係が生きがい感の強さにも相関することが指摘された（「人間科学論究」第12巻、2004年3月）。

②では、茨城県守谷市における脳血管障害の後遺症で要介護状態となった家族成員の身体扶養に携わっている主介護者に面接調査を実施し、談話の質的内容分析によって、主介護者の介護に向けた態度構造について解析した。カテゴリー化とクラスター分析による解析から、介護の態度構造には「家族の協力を調整しながらも、かつ要介護者に不満をもちながら介護している」「介護を自分の役割として請け負っている」「現状が自分でできる介護の限界だと捉えている」「現状の介護が自然な日常性の一部だと捉えている」の4つの認識の構造が析出された。これらの構造には一方では、要介護者の状態の変化に伴う介護量の変化や病前の家族の人間関係における評価の意味づけが介入変数となり得ることが指摘された。

課題2：質問紙の構造化と、調査対象地域および調査対象者を県内5地域における市街地・その周辺地域の小学校・中学校の児童・生徒およびその保護者とし、協力校での学級における集合調査とその保護者に向けた郵送調査が実施された。質問紙は逐次、回収される運びである。



# 金砂磯出大祭礼の執行に見る地域社会・生活変動の研究

研究代表者 柄澤 行雄

本研究は、72年に一度催される茨城県久慈郡水府村と金砂郷町の東西金砂神社の磯出大祭礼の執行をめぐる人々の活動を通して、前回の1931年から今回2003年の祭礼までの茨城県北地域の地域社会変動と生活変動の一端をとらえようとするものである。ちなみに、この祭礼は東西二つの神社から、それぞれご神体を神輿に載せ、500人規模の行列を組んで6泊7日の日程で日立市の水木浜まで往復するという神事である。

さて、研究期間の2年目にあたる本年度は、この大祭礼が終了したあとの、事後調査という形になった。現時点では、研究課題についての最終的な結論を得るまでには至っていないが、これまでの考察から得られている暫定的な知見は、おおよそ以下の点にまとめられよう。

- 1) 政教一致から政教分離という政治的条件の変化が、祭礼への県や関係自治体への関与を大幅に縮小させ、今回は、自治体により温度差はあったが、主として「大田楽」という民俗文化財への支援と祭礼中の安全の確保という役割だけを担うに留まった。それだけに、逆に祭礼執行者は、行政と部分的に協力しながら、自立的に祭礼の執行を行う力を獲得することとなった。
- 2) 高度経済成長とともに進行したモータリゼーションは、渡御行列のあり方を大きく制約する条件となった。渡御の経路にあたる県道、国道は自動車の通行が優先され、渡御のための大幅な交通規制はなされず、逆に渡御行列が大・中・小という三様の編成をとりながら、車社会に適用することとなった。
- 3) 同様に、地域住民の生活様式の変化、とりわけ住宅建築様式の変化は、行列参加者の現地での宿泊を不可能にした。かつては、渡御経路の民家を宿舎と

して利用したが、今回はほとんどそれが不可能になり、参加者は「通い」という形で対応することとなった。

- 4) このことには、単に住宅建築様式の変化という物理的条件だけではなく、住民の意識の変化も大きくかかわっている。つまり、見ず知らずの他人を宿泊させるという意識は大きく後退し、逆に煩わしいことは避けたいという意識が強くなってきたのである。
  - 5) 東西神社の氏子地域では、過疎化、高齢化が進行し、各500名を越す行列参加者を氏子だけから調達することができず、氏子以外から奉仕者、神輿の担ぎ手、青士などを確保せざるを得なかった。
  - 6) 以上のような困難な諸条件にもかかわらず、72年に一度というこの祭礼の特徴から、祭礼に対する氏子や渡御経路にあたる各地域の住民の関心は非常に高く、祭礼への物質的・精神的なサポートが与えられ、今回の祭礼の成功におおきく寄与した。
  - 7) しかし、このことは、祭礼の形骸化、世俗化という一般的傾向にこの地域が反した動きを示しているということを示すものではない。祭礼本来の意味を関係者がどの程度内面的に受けとめているかは定かではないが、祭礼のイベント化という流れのなかでの関心という側面が強いものと考えられる。
- 以上に報告したことは、昨年度の報告と重なる部分が少なくないが、そこでも報告したように、こうした条件変化にもかかわらず、この祭礼を執行ができた原因として「何か」があったことは、確かである。その「何か」を追求しながら、地域社会変動と人々の生活変動の意味を明らかにしていきたい。

### 人間の認知的行動に関わる言語行動の役割

森山哲美・渡邊孝憲・西澤弘行・千葉敦・井上徹・佐藤隆弘

本研究は、言語が認知にどのような効果を持つのかを検討した。問題としたのは、話し手の指示や談話に対する聞き手の理解と刺激等価性である。

まず、自己と他者の言語が聞き手の行動に及ぼす影響を調べた。前者は言行一致、後者は教示の効果の問題である。言行一致では、課題選択に関する被験者の宣言が、選択に及ぼす影響を調べた。結果、言行一致が認められた。次に、教示が被験者の行動に及ぼす影響を調べた。結果、教示を受けなかった被験者だけが、随伴性に対応した行動を示した。二つの研究から、言語は、強化随伴性を介して人の行動に影響することがわかった。

次に、カウンセラーとクライアントの発言が、カウンセリングにもたらす効果を調べた。そのために新たに①カウンセリングが目指す効果とはどのようなものか、②「自己概念の変容」はカウンセリングの効果にとって不可欠か、③クライアントによる評定も効果判断の指標として用いることの可能性などについて文献研究をしている。実験的面接の準備として、ゼミナールの学生に対し傾聴訓練を行ない、現在そのデータを自己探求という観点から分析している。

3番目の研究として、日本人英語学習者の長母音・短母音の区別の仕方を発話と知覚の観点から明らかにするため二種類の実験を行った。発話の音声分析実験では、継続時間が主要な弁別の特徴となったが、フォルマント周波数はそうではなかった。一方、知覚実験においては、他の音響的特徴もさることながら、継続時間が母音の同定に主要な音響キューであることがわかった。

4番目の研究として、英米の新聞、雑誌などから収集したデータとコンピュータ・コーパスにより収集し

たデータを基に、様態・比較を表す *like, as if, as though*-節の統語的、意味的分析を行なった。統語論的考察では、同一の副詞的従属節でも主節との統語的つながりは従来考えられているほど一様ではなく、構造的に不確定な副詞従属節があることを明らかにした。次に、*look* や *sound* などの感覚動詞と共起する *like, as if, as though*-構文を取り上げ、主節主語に *it* をともなう構文 (*it* 型) と意味内容のある名詞句をとともなう構文 (NP 型) の意味の違いについて調査を行なった。その結果、NP 型に課されるといわれる直接観察の条件に違反する用例が多数存在することが分かった。

5番目の研究として、話者交替構造についての文献研究と会話データの予備的な解析を行ない、会話の状況により話者交替構造の実現とそこでのリソースの使用に変異が見られ、多様性のあるデータが必要である事が示唆された。

最後に、ネーミングと刺激等価性の関係を検討した。被験者が行うイントラバーバルネーミングによって刺激等価性の成立が促進されるかどうかを、大学生に対して実験で調べた。まず被験者に全ての刺激名を教えた。その後、見本合わせ課題で見本刺激と比較刺激の名前を連鎖的に発言するように被験者に要求した。結果、このイントラバーバルネーミングは刺激等価性の成立を促進することがわかった。

### 刻印対象の強化機能の特異性（2年次）

森山 哲美

刻印刺激は任意のオペラント反応の強化子として機能する。しかし、この刺激で強化される反応のパターンは、オペラント条件づけの強化子として用いられてきたエサや水で強化される反応のパターンと異なる。刻印刺激の場合、反応のパターンは変則的で反応の頻出と休止とが交錯する。2003年度に行った実験は、この問題を明らかにするため、刻印刺激とエサのそれぞれのもとの反応パターンを直接比較した。当初、並立強化スケジュールで各刺激の強化機能を比較する予定であったが、前年度の実験手続きで問題があったため、2003年度ではこの実験の問題を改善して追試した。

本実験では、孵卵器で孵化した6羽のヒナを3羽ずつ2群、赤箱群とエサ群に分けた。各ヒナは3日齢まで自動反応形成の手続きによってオペラント実験箱のキーをつつくことを訓練された。赤箱群の場合、キーの点灯と赤箱の対提示を受け、エサ群の場合、キーの点灯とエサの対提示を受けた。3日齢の自動反応形成の終了直後、各ヒナが赤箱とエサのどちらを選択するかを直線走路で調べた。赤箱群の場合、赤箱が選択されれば、その刺激は刻印刺激である。このテストの後、各ヒナは12日齢ないし15日齢になるまで連続強化スケジュールのキーつつき訓練をオペラント実験箱で受けた。キーつつき反応に伴って、赤箱群では刻印刺激である赤箱が呈示され、エサ群ではエサが呈示された。この訓練期間中、各ヒナは飼育ケージ内で赤箱とエサの各刺激を1時間ずつ継時的に受けた。キーつつき訓練では、飼育ケージで各群に対応した刺激（赤箱群なら赤箱、エサ群ならエサ）の呈示が行われてから3時間後に訓練が実施される条件と9時間後に実施される条件の二つが設定された。3時間後の場合、各ヒナの強化子は訓練開始前に3時間剥奪され、9時間

後の場合、強化子剥奪は9時間であった。この剥奪時間の差が、キーつつき反応にどのような影響をもたらすのかをみた。

上の手続きで次の三つの問題を検討し、刻印刺激の強化機能の特異性を調べた。三つの問題は、(1) 自動反応形成実験で提示された赤箱は刻印刺激となるか、(2) 各強化子は、連続強化のもとでのキーつつき反応にどのような効果を持つのか（反応率、累積反応記録、機会あたりの反応間隔の分布の比較）、(3) キーつつき訓練前の各強化子の剥奪時間がキーつつき反応に及ぼす効果の比較、以上である。

結果、(1) 自動反応形成実験によって赤箱は刻印刺激となった。(2) エサと刻印刺激は両方とも、キーつつき反応の強化子となった。しかし、反応率は、刻印刺激の時よりエサの方が高かった。刻印刺激が強化子の場合、累積記録のパターンは変則的だが、エサはそうでなかった。また、機会あたりの反応間隔の分布は、刻印刺激の場合とエサの場合で異なった。(3) 訓練直前の各強化子の剥奪時間の効果はエサと刻印刺激で異なった。エサの場合、剥奪時間が長いと反応率は高くなった。しかし、刻印刺激の場合、そのような傾向は見られなかった。以上の結果から、刻印刺激の強化機能はエサの強化機能と異なり、変則的で特異的であることが確認された。

### 藩学算術科の設置目的と教導実態に関する基礎的研究

佐藤 環

江戸時代から明治初期にかけての数学教育は、和算や算盤算術を主とする状況からやがて幕末期に入ると洋算との相克状態となり、明治5年の学制頒布以降、洋算教育へと移行定着する過程をたどった。教育史の通説では「藩学算術科は、全く実用主義的観点から設置された」とされていたが、熊本や弘前などの藩学数学教育の実態からすれば首肯できるものではなく、今後さらに多くの事例研究を積み重ねる必要があると考えざるを得ない。

今回取り上げたのは津和野藩学養老館における数学教育である。

1786(天明6)年に第8代藩主亀井矩賢により創設された津和野藩学養老館は、その教育方針の一つとして医学振興に重点を置き、初代学頭山口剛齋が国学や神道にも該博な知識を有していたため西洋医学や数学を擁した幅広い内容を持っていたことが特色である。必修である文学以外の国学・兵学・医学・数学・礼法は選択して専攻し、武芸では士格が剣・槍・砲術を必修、徒士以下が剣・砲・柔道を必修、弓・馬・騎射・抜刀等は選択して専攻する規定であった。特に津和野藩での数学教育は久留米藩、延岡藩等とともに早くから力を入れており、養老館の教学においても国学、洋学、医学と並んでその中心をなしていたことは全国の諸藩学においても珍しいものである。

養老館が教育対象としていたのは中小姓以上の藩士であり、足輕等の卒は特別に入学を許可するものであった。1849(嘉永2)年の数学教場掟には「数学ノ義ハ濟世ノ急務、治乱共ニ達用ノ事ニ候得ハ諸士覚悟可有之。尤眼前ノ利勘ニ走ラス数理ヲ極メ候様可被致修行事」とあり、養老館の数学教育は高尚高度な和算を嗜むことに主眼が置かれていた。中堅以上の藩士子弟

が数学を学ぶ意義は経世済民のためであるとし、実利に走ることなく数理を極めるという教養的性格を有するのであり、算盤技能の向上と言う実用算術ではない。

第11代藩主亀井茲監によって養老館の数学教育・研究が飛躍的発展を見ている。茲監は筑後国久留米藩主有馬頼徳の次男であった。彼の曾祖父である久留米藩主有馬頼隆は関流算学家の松永良弼や山路主住に学び、主住の高弟藤田定資を自藩に招聘し定資の『拾遺算法』や『精要算法』(養老館テキスト)等の数学学習書を出版するなど数学の研究教育発展に尽力している。茲監もこの影響を受け養老館の数学教育に力を入れたのである。

近世において藩学に数学専修の課程を置く意義を津和野藩学養老館の事例から考察すると次のようなことが判明する。

- ① 藩学の教授内容は藩主の意思が強く反映されるため、六芸の一つである数学を武士が学ぶべき重要な素養とする亀井茲監により養老館の数学教育・研究の充実が主導された。
- ② 養老館での教育対象は士格(中小姓以上)を原則としており、彼らが学ぶ数学は実用実利のためではなく教養としての位置づけがなされた。つまり、藩学での数学学習は武士の階層性を反映し、中上層の藩士のみが触れうるのである。
- ③ 教授内容は、実務を担当する下士の必須技能である算盤算術と一線を画しており、図形を点竄術で解くという高度な幾何学に重点を置く教養的なものであった。

### 総合的学習のカリキュラム創造に関する研究

森山 賢一

本研究においては、「総合的な学習の時間」の基本的な性格をしっかりとおさえ、その特徴を浮き彫りにして、そこから教育課程を始めとした実践的課題を明らかにすることを目的とした。

そこで、昨年度に続き、「総合的な学習の時間」の各学校における位置づけや学習形態、学習方法、授業内容等について小中高校の先駆的研究校を選択し、授業研究も行い、上記についての考察、吟味を行った。

このことによって、現在我が国において実施されている「総合的な学習の時間」の基本的な特徴について、実践的考察を行ったのである。

「総合的な学習の時間」の実践については、小中高校各々の学校によって大きな特色があり、カリキュラム開発を進めていく上で、教育活動全体の中での位置づけ、学習内容、たとえばテーマの設定、単元構成等に明瞭に表われていた。

このことと関連して、学校全体のカリキュラム構成を含めて「総合的な学習の時間」のカリキュラムが構想され明確な位置づけがなされなければならないことが重要な視点としてあげられた。本研究の成果の一部について、詳細には以下において発表した。

#### 論文

1. 沢柳政太郎における個性尊重の教育の理論と実践  
平成15年3月『人間科学論究』第11号 PP.55～66
2. 小学校における栽培学習の実践とその教育内容  
－教科理科・総合・クラブ活動、三領域の関連にかかわって－  
平成15年8月 日本農業教育学会課題研究『農業学習の教育効果に関する総合的研究』

日本農業教育学会編 PP.27～33

3. 高等学校における「課題研究」に関する教育方法的考察 平成15年8月 日本農業教育学会課題研究『農業学習の教育効果に関する総合的研究』  
日本農業教育学会編 PP. 89～93
4. 我が国における総合学習の歴史的原点にみる農業の教育  
－高等師範学校附属小学校での「飛鳥山遠足」を手がかりに－ 平成15年8月 日本農業教育学会課題研究『農業学習の教育効果に関する総合的研究』 日本農業教育学会編 PP. 135～143

#### 口頭発表

1. 豊かな心を育む体験的活動に関する実践的考察－子どもの栽培学習の場面を通じた考察を中心として－ 平成15年5月 日本感性教育学会平成15年度大会 於 文化女子大学
2. 高等学校における特色ある学校づくりと教育課程経営 平成15年7月 茨城教育実践学会第11回大会 於 常磐大学
3. 「総合的な学習の時間」と「開発教育（国際理解）」  
－教室から世界へ飛び出す学習の展開－ 平成15年7月 茨城教育実践学会第11回大会 於 常磐大学
4. 生活科・総合的な学習の時間の関連と農業学習カリキュラム構想 平成15年8月 日本農業教育学会 於 京都府立大学
5. 教育環境の変化と緑豊かな学校づくりに関する研究  
－校庭における環境づくりを中心として－  
平成15年8月 日本農業教育学会 於 京都府立大学



### アメリカ企業のコーポレート・ガバナンスと 機関所有構造についての研究（継続）

文堂 弘之

#### （研究目的）

アメリカ企業のコーポレート・ガバナンスのあり方が変化した背景の一つは機関投資家の投資姿勢の変化にあるといわれている。しかし、機関投資家の投資姿勢はそのタイプにより異なりうるにもかかわらず、その実態に関する先行研究の蓄積は限られている。本研究の目的は、アメリカの主要企業における機関投資家の投資姿勢および所有構造の特徴と変化を、機関投資家のタイプ別に明らかにすることである。

#### （研究方法）

Thomson Financial 社および Standard & Poor's 社を通じて入手したアメリカ主要企業の機関投資家の時系列での各年末時点の所有株数データ 13f に基づき、機関投資家全体および機関投資家の 5 タイプ（「銀行」、「投資アドバイザー」、「保険会社」、「投資会社」、「年金基金・財団・基金」）の 10 年間での持株数の推移および変化、所有構造を明らかにする。

#### （研究経過）

今年度は IBM 社の分析を行った。1988 年から 1997 年の 10 年間における平均投資期間（連続した最長投資年数）の点で、2 つのグループに分かれることが明らかとなった。1 つは、比較的長期投資型であり、これには銀行（4.43 年）、保険会社（4.44 年）、年金・財団・基金（4.12 年）が含まれる。もう 1 つは比較的短期型であり、これには投資アドバイザー（3.16 年）と投資会社（3.12 年）が含まれる。

さらに、10 年間における持株数の変化をみるために、各タイプの持株数の平均変動係数（10 年間の持株標準偏差平均 / 10 年間の平均持株数）を算出したところ、この値が比較的小さい 2 タイプ（銀行：0.45、年金基金・財団・基金：0.42）と比較的大きい 2 タイプ（投

資会社：0.67、投資アドバイザー：0.65）、その中間的なタイプ（保険会社：0.58）があることが明らかとなった（非投資年を計算に入れない場合）。

また、10 年間での持株数の変化の推移をみるために、連続する 2 年間について各タイプの持株数を変化させた機関株主比率の傾きおよび持株変化率の標準偏差平均値の変化の傾きを算出したところ、前者の傾きが正であったのは 4 タイプ（銀行、年金・財団・基金、保険会社、投資会社）であり、負であったのは 1 タイプ（投資アドバイザー）であった。後者の傾きが正であったのは 2 タイプ（投資アドバイザー、保険会社、投資会社）であり、負であった 3 タイプ（銀行、年金・財団・基金、）であった。

所有構造上の変化をみるために、10 年間における機関株主所有比率上位 100 位における各タイプの株主数の傾きを算出したところ、銀行、年金基金・財団・基金は負であり、投資アドバイザー、保険会社、投資会社は正であることが明らかとなった。

本研究は 3 年計画の 2 年目にあたり、期間終了後に分析方法・結果の見直しと解釈を行う予定である。

## 大学生の職業選択と適応 －ヒューマン・サービス従事に関する縦断的研究－

佐々木美加

本研究の目的は、ヒューマン・サービス従事への意欲の維持には、どのような心理・社会的要因が影響しているのかを縦断的に検討することである。これまでの調査では、福祉を学ぶ大学での適応がよいほど福祉への動機づけは高くなることが示されている(佐々木・木村, 2001, 佐々木 2001)。また、ヒューマン・サービス従事者は、献身的対人態度と客観的対処という矛盾したストラテジーが必要だとされ(Lemkau, Rafferty, & Rudisill, 1987)、ストラテジーは個人の価値観や心理・社会的特性に影響されると考えられる。これらのことから、本研究では、個人の心理・社会的特性および価値観がストラテジーを規定し、ストラテジーや適応が福祉への動機づけを規定するとのモデルを立てた。

### 【方法】

**調査対象** 仙台市内の福祉系大学学生 35名(男性 8名、女性 27名、平均年齢 19.0歳)。

**調査期間** 第1回調査 2001年10月 第2回調査 2001年5月 第3回調査 2003年5月。

**質問紙** 被調査者は、佐々木・木村(2001)の質問紙に回答するよう要請された。フェイス・シートは、性別・年齢・居住形態(家族と同居かひとり暮らしか)・未婚か既婚か・大学の専攻、ボランティア活動の経験の有無などである。福祉への動機づけは「福祉関係の職業にぜひつきたい」～「つきたいとは思わない」の5段階で測定された。被調査者の心理・社会的適応に関しては、佐々木・木村(2001)で用いられた大学適応尺度:CAQ (Van Rooijen, 1986) 18項目、SDS (Zung, 1965)、ストラテジー・帰属尺度:SAQ (Eronen, Nurmi, & Salmela-Aro, 1998) 30項目、および自尊心尺度 (Rosenberg, 1979) の日本語訳、人間観尺度 (仁平, 2000) に回答するよう求められた。

### 【結果および考察】

**尺度の検討** 尺度の妥当性は、自尊心尺度 ( $\alpha = .76$ )、SDS ( $\alpha = .80$ )、人間観尺度 ( $\alpha = .69$ )、CAQ ( $\alpha = .91$ )、SAQ ( $\alpha = .41$ ) であった。人間観尺度は、因子分析の結果、4因子が妥当で(固有値1基準)、因子を構成する項目から、第1因子は偉大性・誠実性、第2因子は利己性、第3因子は感情性、第4因子は理知性と命名した。SAQの達成文脈の項目は、Eronenら(1998)のカテゴリーに従い、相応する項目の平均値を成功期待、課題無関連、社会的支援、熟慮、支配の指標とした。

**心理・社会的適応を規定する要因の検討** まず、福祉職への動機づけを目的変数、CAQとSAQを説明変数として重回帰分析を行った。次に、CAQとSAQをそれぞれ目的変数とし、人間観、自尊心、性別を説明変数として重回帰分析を行った。第1回目調査から第3回目調査のデータについて、モデルに従って分析を行い、各調査時期ごとにパス図を作成した。第1回目では年齢や自尊心が高いほど参加者の適応が促進され、また「人間とは偉大で誠実なものだ」という人間観が強いほど適応が促進されることが示された。適応は福祉への動機づけを強めており、個人特性や人間観は適応を媒介して福祉への動機づけを強めることを示している。第2回目では、自尊心が適応を媒介して福祉への動機づけを強めていた。第3回目では、参加者が課題に関連しないストラテジーを用いるほど福祉への動機づけは弱められ、これらのストラテジーは自尊心が低いほど多く用いられた。これらの結果から、福祉への動機づけを維持するためには、在学の期間が長くなると人間観や個人特性よりも福祉に関連する課題に取り組めるかどうかが重要になると推察される。

---

## 研究業績一覧

---

### 【石川 勝博】

#### 学会発表（口頭発表）

- ・携帯電話の逆機能に関する研究」(2003.11.15) 第10回日本教育メディア学会年次大会(於江戸川大学)『日本教育メディア学会 第10回大会発表論文集』、34-35.

研究論文 ・『ケータイ・コミュニケーション』の逆機能に関する研究』、『人間科学 21-2』、常磐大学人間科学部、39-50、2004.

- ・『地上デジタル放送と受け手の能動性』、『教育メディア研究 10-2』、7-13、2004.

### 【石原 亘】

#### その他（創作活動）

- ・井戸良弘（石原亘）、谷口梯三、やまもとのりこ、吉松幸四郎 「les systèmes」（個展）（03-12-20：ハーモニーホール（水戸））

### 【伊東 昌子】

博士論文 ・「説明的筆記思考が構成的学習に与える影響 - 高次構成活動の促進 -」広島大学教育学部学習開発専攻

論文 ・宮島麻美・伊藤良浩・伊東昌子・渡邊琢美 「つながり感通信：人間関係の維持・構築を目的としたコミュニケーション環境の設計と家族成員間における検証」 ヒューマンインタフェース学会誌, Vol.5, No.2, pp.19-28, 2003. \*学会論文賞受賞

著書 ・渡邊琢美・伊東昌子 「温かいコミュニケーション：つながり感通信の誕生」 共立出版

#### 国際ワークショップ

- ・ Itoh, M. & Arai, K. "Designing a learning class communication system for elementary school children and their Teacher: A test use in an sixth grade class." The joint workshop of cognition and learning through media-communication for advanced e-learning, 2003 (September), Berlin, Germany.
- ・ Maeda, Y., Watanabe, T., Kitajima, K., & Itoh, M. "Creation of an e-Learning community for an elementary school and its neighborhood: a case study in a Japanese mountain area." The joint workshop of cognition and learning through media-communication for advanced e-learning, 2003 (September), Berlin, Germany.

#### 国内学会発表

- ・ 中村真理子・山口悟・杉山泰之・梶井浩・伊東昌子 「食品に関する提供情報内容が消費者の安心感に及ぼす影響－牛乳を事例として－」 日本社会心理学会第44回大会論文集 258-259, 9月.
- ・ 中村真理子・山口悟・杉山泰之・梶井浩・伊東昌子「PRTR 情報に対する人々の「リスク感」に関する検討－事業所データを事例として－」 日本リスク学会第16回研究発表会講演論文集第16巻 371-376, 11月.

【井上 徹】

- 研究論文 ・ “Further Remarks on Adverbial Complement Clauses.” *Seijo English Monographs* No.36 成城大学、2003年9月、pp.245-291.
- 研究発表 ・ 「look/sound like 構文の意味について」英語語法文法学会第11回大会、関西外国語大学、2003年10月25日（『英語語法文法学会第11回大会ハンドアウト集』 pp.30-34.）

【奥山 眞知】

- 論 文 ・ 「今日の時代状況とイスラエル研究」、日本寄せ場学会『寄せ場』第16号、2003年5月、211-215頁。
- 書 評 ・ Eva Etzioni-Halevy, *The Divided People: Can Israel's Breakup be Stopped?*  
Lanham : Lexington books, 2002,x+185pp., 『アジア経済』第45巻第5号、日本貿易振興会・アジア経済研究所、2004年5月、110-115頁。
- 口頭発表 ・ 『イスラエルの政治文化とシチズンシップ』について」（合評会）、アジア社会研究会、（2003年3月22日、東洋大学）
- ・ 「イスラエル国家とパレスチナ人の市民権」、都市下層研究会、（2003年11月23日、東洋大学）
- ・ 「サービス産業女性労働市場予備調査中間報告」、都市下層研究会、（2004年2月29日、武蔵大学）

【金藤ふゆ子】

- 著 書 (1) 金藤ふゆ子「ボランティア活動と社会教育」伊藤俊夫編著『変化する時代の社会教育－社会教育委員必携－』（財）全日本社会教育連合会、2004年3月、pp.97-100
- 学術論文 (1) 金藤ふゆ子・土屋隆祐・高山緑「社会教育施設職員における同僚からのソーシャル・サポート効果」常磐大学人間科学部編『常磐大学人間科学部紀要 人間科学』第21巻第1号、2003年、pp.1-9、(共著)
- 口頭発表 (1) 金藤ふゆ子「生涯学習関連事業への市民参画の規定要因」第24回日本生涯教育学会大会、『第24回日本生涯教育学会大会発表要旨収録』、平成15年11月 静岡
- 調査研究報告書
- (1) 金藤ふゆ子「第3章 インターネットを活用した社会教育研修プログラムの開発」国立教育政策研究所社会教育実践研究センター『遠隔地社会教育研修・学習支援に関する調査研究報告－インターネットを活用した社会教育研修プログラムの開発－』、平成16年3月、pp.29-33

【上見 幸司】

- 著 書 1. 「管理栄養士国家試験問題集 解答と解説（第6集）（共著：「食生活」編集部編） フットワーク出版株式会社、平成15年10月
2. 「管理栄養士国家試験実践模擬テスト：全450問」（共著：「食生活」編集部編） フットワーク出版株式会社、平成15年11月
- 研究論文 1. 上見幸司、大坂佳保里：「療養・介護施設におけるヒューマン・エラーと組織のリスク・マネジメント再考－有効なシステム設計に向けて－」臨床老年看護、第10巻3号、pp. 70-79、2003年5月
2. 吉尾千世子、篠原清夫、箕輪由美子、上見幸司：「高齢者の自己効力感と生きがい感に関する研究」常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第12号、2004年3月
3. 大坂佳保里、上見幸司：「大学生の食生活の実態と評価的態度に関する研究－茨城県水戸市の大学

生を対象として」常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第12号、2004年3月

4. 岡田直子、上見幸司：「看護業務のリスク・ファクターの析出とその安全設計に関する一試論－看護過程の回想文の内容分析から－」常磐大学大学院人間科学研究科学術雑誌「人間科学論究」第12号、2004年3月

報告書

1. 平成14年度老人保健健康増進等事業報告書「介護保険施設等サービス支援事業・介護事故予測予防システムの確立－介護事故例の要因分析をとおして－」(共著)茨城県保健福祉部高齢福祉課介護保険室・茨城県日立保健所地域保健推進室編集、平成15年3月
2. 科学研究費補助金研究成果報告書(平成11年度－平成13年度)「マクロファージ系ケモカイン(MRP)の個体発生と腫瘍組織の遺伝発現」平成16年3月

研究支援活動

1. 日本看護学校協議会：「臨床人間学研究実践研修講座(セカンド・ステップ1年コース)主任講師、平成15年4月1日－平成16年3月31日
2. 日本看護学校協議会：「臨床人間学研究実践研修講座(サード・ステップ6ヶ月コース)主任講師、平成15年4月1日－平成15年9月30日

公的機関委員活動

1. 財団法人「常陽地域研究センター(ARC)」評議員、平成14年4月1日より
2. 茨城県「ヒトゲノム・遺伝子解析研究合同倫理審査会」委員、平成14年8月1日より
3. 水戸市「男女平等参画推進委員会」委員(専門委員会委員兼ねる)、平成14年8月1日より
4. 茨城県「在宅介護事故予防検討委員会」委員長、平成15年7月1日より
5. 茨城県「疫学研究合同倫理審査委員会」委員、平成15年8月1日より

その他

1. 水戸市男女平等参画推進室主催「男女平等参画塾」講座「お父さんになる－妊娠と生命倫理と人権－」水戸市男女文化センター(びよんど)、水戸市、平成15年5月24日
2. 社団法人千葉県看護協会「リスクマネジメントの実際」研修会「医療事故の構図を人的要因から探る」千葉県看護協会、千葉市、平成15年7月29日
3. 茨城県教育庁：平成15年度プレ・カレッジ講座「心を探求しよう：Who am I？」茨城県立多賀高等学校、日立市、平成15年7月31日
4. 学校法人北都健勝学園教職員研修会「医療専門職員養成課程の学校教職員の自己点検・評価活動(1)」ホテルオークラ新潟、新潟市 平成15年8月7－8日
5. 社団法人千葉県看護協会「リスクマネジメントの実際」研修会「医療事故の構図を人的要因から探る」千葉県看護協会、千葉市、平成15年8月12日
6. 茨城県教育庁：平成15年度プレ・カレッジ講座「現代を考える：Who am I？」茨城県立鹿島高等学校、鹿嶋市、平成15年8月19日
7. 社会福祉法人尚生会職員研修会「安全看護への道筋」笠間市消防本部、笠間市、平成15年9月24日
8. 学校法人北都健勝学園教職員研修会「医療専門職員養成課程の学校教職員の自己点検・評価活動(2)」新潟リハビリテーション学院、村上市、平成15年11月13－14日
9. 常磐大学生涯学習センター：管理栄養士国家試験準備講座「解剖生理学」平成15年11月29日
10. 社団法人茨城県栄養士会管理栄養士実力養成講習「解剖生理学」茨城県健康科学センター、水戸市、平成15年12月21日



## 業 績 一 覧

11. 千葉県救急センター研修会「リスクマネジメントに向けて」千葉県救急センター、千葉市、平成16年2月21日

### 【桑原 英明】

- 著 書 ・『自治体行政評価の基礎』（共編者、創開出版社、2003年11月）
- 論 文 ・「環境基本条例波及の政策過程－関東1都6県の市町村を中心として」（日本公共政策学会ホームページ、2003年6月）
- 学会報告 ・「環境基本条例波及の政策過程－関東1都6県の市町村を中心として」（日本公共政策学会、2003年度研究大会 第1セッション（自由論題）『政策の波及』、2003年6月）
- 学会討論者・分科会E 地方部会Ⅱ「地方政治における社会資本とジェンダー」（日本選挙学会 2003年度総会・研究会、2003年5月）
- 講演他 ・「合併によるこれからの地域づくりを考える」（茨城県御前山村、2003年1月）

### 【河野 敬一】

- 著 書 ・「相生町通り商店街の現状」（第3編第3章、pp.305～316、小林収と共著）
- ・「商業・サービス業」（第4編第3章、pp.427～475、単著）小諸市誌編纂委員会編『小諸市誌 近・現代篇』（長野県小諸市、2003年7月31日）
- 口頭発表 ・「近代移行期における地方都市の変容－商家同族団の存在とその意義」、日本地理学会近代日本の地域形成研究グループ研究集会、（2003年8月27日、文部科学省箱根宿泊所「青雲荘」）
- ・「近代地方都市の変容－その課題と事例研究－」、日本地理学会近代日本の地域形成研究グループ研究集会、（2004年2月1日、ECOプラザとしま）
- ・「近代期の地方都市地図－商工地図を中心として－」、近代日本の民間地図と画像資料の地理学的活用に関する基礎的研究報告会、（2004年2月21日、日本教育会館）
- 講演ほか ・平成15年度公文書保存管理講習会、平成15年度公文書館等職員研修会、歴史資料の利用」（2003年7月7日、国立公文書館、9月3日、国立公文書館つくば分館）
- ・鹿沼市史『地理編』発刊記念講演会「市街地のうつりかわり」（2003年8月10日、栃木県鹿沼市民情報センター）

### 【佐々木美加】

- 論 文 ・学位論文 Computer-Mediated Communication の対決性に関する社会心理学的研究 東北大学大学院文学研究科提出学位論文 平成15年5月
- ・査読付論文 佐々木美加・八田武俊・大淵憲一 CMC の相互作用過程：言語メッセージの解釈と対決的反応 対人社会心理学研究 平成16年3月
- 学会発表 ・ヒューマン・サービスへの意欲を保つには－福祉への動機づけ規定因の縦断的研究－ 日本応用心理学学会第70回大会 平成15年9月（本学課題研究補助金を受けて行う）
- ・佐々木美加・大淵憲一 顔のあるメディアは協調的か？－NVMを伴うCMCの協調性－ 日本社会心理学学会第44回大会 平成15年9月
- 受 賞 ・テレコム社会科学賞（奨励賞）受賞 電気通信普及財団 平成16年3月

【文堂 弘之】

- 論文 ・ 「アメリカにおける機関投資家の投資行動とその類似性」常磐大学人間科学部紀要『人間科学』第21巻第2号、2004年3月、23～38ページ
- 口頭発表 ・ 「わが国のTOBの特徴」2004年1月31日 日本経営学会関東部会(日本大学商学部)

【正田 亘】

- 口頭発表 ・ 蓮見知恵子・正田亘「落下物に対する退避行動に関する研究(2)」日本人間工学会第44回大会  
2003年8月27日
- ・ 蓮見知恵子・正田亘「落下物に対する退避行動に関する研究(3)」日本応用心理学会第70回大会  
2003年9月5日
- ・ 「応用心理学に期待するー安全を考えるー」日本応用心理学会第70回大会 公開シンポジウム指定  
討論者 2003年9月5日

委託研究報告書

- ・ 「大企業と中小企業の安全衛生管理の違いー労働安全衛生管理体制、意識の相違についてー」中央  
労働災害防止協会 2004年3月24日

研究調査報告書

- ・ 「危険予知活動とヒューマンエラー防止法」中央労働災害防止協会調査研究部 2004年3月31日

その他

- ・ 医薬品に関連した医療事故防止のためのWorking Group委員会 厚生労働省 2003年4月18日
- ・ 医薬品に関連した医療事故防止委員会：輸液WG委員会 厚生労働省 2003年5月29日
- ・ 人間生活工学プロジェクト技術検討委員会 新エネルギー・産業技術総合開発機構 2003年7月  
11日
- ・ 医薬品に関連した医療事故防止委員会：輸液WG委員会 厚生労働省 2004年1月26日

【宮本 聡介】

- 著書 ・ 「東京電力検査報告隠蔽事例に見る社会的フェイルセーフシステムの課題」岡本浩一・今野裕之(編  
著)「リスクマネジメントの心理学」第11章、新曜社 2003年6月
- 論文 ・ 宮本聡介・上瀬由美子・鎌田晶子・岡本浩一 2003 組織制度・職場コミュニケーションが違反意識・  
違反経験に及ぼす影響 社会技術研究 1, 228-238.
- ・ 上瀬由美子, 宮本聡介, 鎌田晶子, 岡本浩一 2003 組織における違反の現状 社会技術研究, 1, 218-227.
- ・ 王晋民, 宮本聡介, 今野裕之, 岡本浩一 2003 社会心理学の観点から見た内部告発, 社会技術研究,  
268-277.
- ・ 鎌田晶子, 上瀬由美子, 宮本聡介, 今野裕之, 岡本浩一 2003 組織風土による違反防止 社会技術研究,  
1, 239-247.
- 学会発表 ・ コミュニケーション目標が対人行動の知覚に与える影響 日本社会心理学会第44回大会発表論文集  
Pp. 96-97. 2003年9月
- 学会シンポジウム
- ・ 「ステレオタイプ情報の伝播とその社会的共有ーステレオタイプの合意研究の現在とその意義ー」  
日本社会心理学会第44回大会, 企画 宮本聡介・潮村公弘, 2003年9月
- 研究報告書 ・ 「双方向的結果依存性が対人情報処理に与える影響」(2章) 科学研究費補助金研究報告書、基盤研

究 (c)(2) : 課題番号 12610105, 研究代表 山本真理子, 2003 年 4 月

【森山 賢一】

- 著 書 1. 『子ども理解と援助』分担執筆・第一章：現代社会における子育て、子育て、保育の現状 1～5 節  
担当 現代保育社 2004. 3
- 学術論文 1. 森山賢一・千葉雄司：「小学校における栽培学習の実践とその教育内容－教科理科・総合・クラブ活動、  
三領域の関連にかかわって－」  
『日本農業教育学会課題研究・農業学習の教育効果に関する総合的研究』 日本農業教育学会編  
pp27～33 2003. 8
2. 「高等学校における『課題研究』に関する教育方法的考察」  
『日本農業教育学会課題研究・農業学習の教育効果に関する総合的研究』 日本農業教育学会編  
pp89～93 2003. 8
3. 「我が国における総合学習の歴史的原点にみる農業の教育－高等師範学校附属小学校での『飛鳥山  
遠足』を手がかりに－」  
『日本農業教育学会課題研究・農業学習の教育効果に関する総合的研究』 日本農業教育学会編  
pp135～143 2003. 8
4. 森山賢一・千葉雄司：「豊かな心をはぐくむ体験的活動に関する実践的考察－子どもの栽培学習の  
場面を通じた考察を中心として－」  
『感性教育研究』 感性教育学会編 pp13～20 2004. 2
5. 「学習指導要領にみる学力観の変遷 (1) 1947 (昭和 22) 年学習指導要領における生活経験重視」  
教育実践学研究 8号 2004
- 口頭発表 1. 千葉雄司・森山賢一：豊かな心を育む体験的活動に関する実践的考察－子どもの栽培学習の場  
面を通じた考察を中心として－ 日本感性教育学会平成 15 年度大会 於：文化女子大学 2003. 5
2. 高等学校における特色ある学校づくりと教育課程経営 茨城教育実践学会 於：常磐大学 2003. 7
3. 山口泰範・森山賢一：「総合的な学習の時間」と「開発教育 (国際理解)」－教室から世界へ飛び出  
す学習の展開－ 茨城教育実践学会 於：常磐大学 2003. 7
4. 千葉雄司・森山賢一：量や図形概念を楽しく学ぶ授業の展開－けん玉の乗る場所と対称性、安定  
性の学習を中心として 茨城教育実践学会 於：常磐大学 2003. 7
5. 生活科・総合的な学習の時間の関連と農業学習カリキュラム構想 日本農業教育学会 於：京都府  
立大学 2003. 8
6. 教育環境の変化と緑豊かな学校づくりに関する研究－校庭における環境づくりを中心として
7. 大学教職科目「総合演習」における「環境と農業」 日本農業教育学会 於：京都府立大学 2003. 8
- 講 演 1. 「大学における総合演習の現状と課題」 関東地区私立大学教職課程研究連絡協議会・東京地区教育  
実習研究連絡協議会 於：中央大学 2003. 5
2. 「中学校における総合的な学習の時間の取り組み」平成 15 年度全国国立大学附属学校連盟関東地区  
会 全国国立大学附属学校連盟関東地区会 於：茨城大学教育学部附属学校園・ホテルレイクビ  
ュー水戸 2003. 11
3. 公開シンポジウム・「附属学校のこれから」第 51 回関東教育学会 於：千葉大学構内 けやき会館  
2003. 11
4. 「現代教育と教師」於：茨城県立下館第一高等学校 2003. 11

## 執筆者一覧 (掲載順)

|        |                |      |
|--------|----------------|------|
| 坂田 仁   | 常磐大学人間科学部      | 前教授  |
| 日向野 弘毅 | 常磐大学人間科学部      | 教授   |
| 宮本 聡介  | 常磐大学人間科学部      | 助教授  |
| 千葉 敦   | 常磐大学人間科学部      | 助教授  |
| 林 寛一   | 常磐大学人間科学部      | 助教授  |
| 伊佐山 忠志 | 常磐大学コミュニティ振興学部 | 教授   |
| 桑原 英明  | 常磐大学人間科学部      | 教授   |
| 福沢 真一  | 常磐大学コミュニティ振興学部 | 専任講師 |
| 佐藤 公俊  | 常磐大学人間科学部      | 専任講師 |
| 佐藤 環   | 常磐大学人間科学部      | 助教授  |

### 編集委員

|       |                 |       |
|-------|-----------------|-------|
| 奥山 真知 | Kieran G. Mundy | 桑原 英明 |
| 佐藤 公俊 | 佐々木美加           | 真部多真記 |
| 馬場久美子 |                 |       |

---

常磐大学人間科学部紀要 人間科学 第22巻 第1号

2004年10月25日 発行  
非売品

編集兼発行人 常磐大学人間科学部 〒310-8585 水戸市見和1丁目430-1  
代表者 佐藤 守弘 電話 029-232-2511 (代)

---

印刷・製本 株式会社 あけほの印刷社

# HUMAN SCIENCE

(Faculty of Human Science, Tokiwa University)

---

Vol.22, No.1

October,2004

---

## CONTENTS

### Farewell Lecture

- Search for the Origin of Human Science — On ‘Historical Introduction of  
Human Science’ — ..... J.Sakata 1

### Articles

- Die Haftung des Architekten für Mängel des errichteten Bauwerks und  
fehlerhafte Bauausführung .....K.Higano 9
- Effect of Communication Goals on Perception of Ongoing Behavior  
..... S.Miyamoto 45
- The Perception of Synthesized English /i/ and /ɪ/ by Japanese College  
Students ..... A.Chiba 55
- A Political-Sociological Perspective on the Formation of a Gender-Equal  
Society ..... K.Hayashi 65
- An Analysis of Policy Diffusion in Local Municipal Governments : A Case  
Study of Ibaraki Prefecture in Japan ..... T.Isayama, H.Kuwabara 75  
K.Hayashi, S.Fukuzawa, K.Satoh

### Research Note

- A View of the Introduction of “Inquiry Learning” for Social Studies in the  
Junior High School ..... T.Sato 89
- Reports on Financial Support for Research of the Subjects ..... 97
- A List of Academic Achievements ..... 105
- 

Edited by Editorial Committee

Faculty of Human Science, Tokiwa University

Mito Ibaraki 310-8585 Japan